

◎議 事 日 程（第4号）

平成19年12月14日（金曜日）午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（29名）

| | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 前 田 芙美子 君 | 2番 | 鷺 野 聰 明 君 |
| 3番 | 三 輪 久 之 君 | 4番 | 日 永 貴 章 君 |
| 5番 | 吉 川 三津子 君 | 6番 | 榎 本 雅 夫 君 |
| 7番 | 岩 間 泰 彦 君 | 8番 | 田 中 秀 彦 君 |
| 9番 | 村 上 守 国 君 | 10番 | 真 野 和 久 君 |
| 11番 | 鬼 頭 勝 治 君 | 13番 | 近 藤 健 一 君 |
| 14番 | 小 沢 照 子 君 | 15番 | 後 藤 和 巳 君 |
| 16番 | 堀 田 清 君 | 17番 | 加 藤 和 之 君 |
| 18番 | 古 江 寛 昭 君 | 19番 | 大 島 功 君 |
| 20番 | 大 宮 吉 満 君 | 21番 | 永 井 千 年 君 |
| 22番 | 黒 田 国 昭 君 | 23番 | 中 村 文 子 君 |
| 24番 | 加 藤 敏 彦 君 | 25番 | 加 賀 博 君 |
| 26番 | 宮 本 和 子 君 | 27番 | 石 崎 たか子 君 |
| 28番 | 佐 藤 勇 君 | 29番 | 太 田 芳 郎 君 |
| 30番 | 柴 田 義 継 君 | | |

◎欠 席 議 員（1名）

12番 八 木 一 君

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

| | | | |
|------------------|-------------|----------------------|-------------|
| 市 長 | 八 木 忠 男 君 | 副 市 長 | 山 田 信 行 君 |
| 教 育 長 | 五 富 利 清 彦 君 | 会 計 室 長 | 杉 山 政 男 君 |
| 総 務 部 長 | 中 野 正 三 君 | 企 画 部 長 | 石 原 光 君 |
| 教 育 部 長 | 水 谷 洋 治 君 | 経 済 建 設 部 長 | 篠 田 義 房 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 若 山 富 士 夫 君 | 市 民 生 活 ・ 保 健 部 長 | 八 木 富 夫 君 |
| 福 祉 部 長 | 加 賀 和 彦 君 | 消 防 長 | 古 川 一 己 君 |
| 佐 屋 総 合 支 所 長 | 藤 松 岳 文 君 | 立 田 総 合 支 所 長 | 飯 田 十 志 博 君 |

八 開
総合支所長 水谷 正 君
市民生活部次
長兼環境課長 加藤 久 夫 君
用地課長 加藤 清 和 君

佐 織
総合支所長 伊藤 忠 俊 君
保険年金課長 水谷 辰 也 君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 伊藤 辰 雄
書 記 田 尾 武 広

議事課長 服部 秀 三

午前9時01分 開議

○議長（佐藤 勇君）

本日は御苦労さまです。

御案内の定刻になりました。

なお、12番・八木一議員は欠席届が出ております。もう一方、16番・堀田清議員は、海南病院へ通院のため遅刻の届けが出ておりますので御報告させていただきます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

冒頭、まず総務部長より昨日の回答に対する発言を求められておりますので、総務部長、許可いたします。

○総務部長（中野正三君）

それでは、昨日の一般質問の中で、小沢議員の広告に対する御質問の中で、私が勘違いをしまして御回答申し上げた点を1点訂正をお願い申し上げます。

それは、その他の進捗状況の中で申し上げました窓口封筒の件でございますが、私が御提案があった鷺野議員さんというようなニュアンスの発言を申し上げましたが、18年6月議会で御本人、小沢議員の一宮の御提案がございました。ただ、私が勘違いしたのは、18年12月に同種の御質問の中で、鷺野議員の方に我孫子市のものを手に入れまして示したことが頭の中にもありましたので、思い違いをしまして発言を申し上げましたので、申しわけございません、訂正させていただきますので、よろしく願いいたします。御無礼をいたしました。ありがとうございました。

○議長（佐藤 勇君）

それでは、本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（佐藤 勇君）

日程第1・一般質問を続行いたします。

一般質問は、通告順位に従いまして順次許可することにいたします。

通告順位9番の8番・田中秀彦議員の質問を許します。

○8番（田中秀彦君）

議長のお許しをいただきましたので、2点質問をさせていただきたいと思っております。1点目は、総合支所分庁方式の見直しについて、それから2点目は、一般質問の質問後の推移という2点でございます。

この総合支所分庁方式の見直しについての質問でございますが、実はきのう加賀議員が私の今回の質問したい内容のほとんどを質問されてしまいました。その内容の答弁で、市長も20年度に検討委員会を立ち上げる計画であると答弁されましたので、私の質問の趣旨はおおむね終わっているのではないかと考えておりますが、せっかくの機会でございます。違う角度から質問をいたしたいと思っております。

質問する前に、この皆様方のお手元に2枚配付をさせていただいております。まず1枚目の「はじめに」という表題の中には、この間行政視察に行きました甲斐市の合併の状況、あるいは合併後の状況の資料でございます。それから2枚目が、甲斐市の総合計画審議会庁舎整備専門部会、これ難しい名前でございますが、要するに庁舎分庁形式でやるのを見直したいというようなことで審議会を設けたと、この内容の経緯でございます。これもいろいろ御質問し、勉強させていただきましたので、配付をさせていただきました。

去る10月30、31日の両日、総務委員会におきまして、山梨県の甲斐市へ行政視察に行っていました。質問の趣旨に多少外れるかもしれませんが、実は視察の折、甲斐市の総務課長さん、女性の方でございましたが、総務課長さんが甲斐市の概要説明をされました。その冒頭あいさつの中で、愛西市の名前は大変いいですねと。よい名称ですねというお言葉がございました。我々これは行政視察に行ったリップサービス、俗に言うよいしょをされたのかなとは思いますが、私6月議会でも質問いたしました。愛西市のよいネーミングというのは、どこへ行っても通じるんだと改めて思ったわけでございます。どうか理事者側に愛妻デーの設置を改めて要望いたしておきたいと思っております。

さて、本題に入りますが、視察した甲斐市は、本市と非常に人口、それから予算規模、また地形も大変似通っております。また行政方式が、合併後は3町が合併されたそうですから、3町の分庁方式ということで行政運営がなされておりました。愛西市と同様でございました。しかし、甲斐市は合併後約3年余経過し、現在の分庁方式は行政手続が1カ所で処理できない、また行政運営の効率化で合併の効果が生かしくいなどなど諸問題が山積し、新市の庁舎整備の方向性を調査・検討するために、甲斐市の総合計画審議会調査専門部会、2枚目に配付させていただきました。これを立ち上げて、市民アンケートの結果を尊重しつつ、庁舎の現状、課題、それから分庁方式のあり方などを整理する中で、庁舎整備の方向性を検討したというお話でございました。市民アンケートをとった結果は、約半数の市民が現在の分庁方式は望ましいという市民アンケートであったということは承りましたが、市の方針として、現在の分庁方式をアンケートでは支持しておるといことも踏まえつつ、本庁方式が望ましいという答申を受け、甲斐市においては来年度より本庁方式に整備を着手するというお話でございました。本市にとっても、全く同じような状況ではないかと思っております。

そこでお尋ねいたしますが、この資料はあくまで甲斐市のことの資料であり、当愛西市として今後どのような方式が一番よいのかということを検討するのが重要ではないかと思うわけですし、またその検討の時期が来ておるといことで質問させていただくわけですが、きのう、幸い市長が20年度に検討委員会を立ち上げる予定であると答弁をされましたが、その基本的な構想とか理念とか、お考えをお尋ねいたしたいと思っております。

それから、見直しについては今までどおりの分庁方式、あるいは2カ所に集約する分庁方式、あるいは本庁1カ所にする本庁方式といろいろあるかと思いますが、当然検討委員会において検討されるべきものだと思いますが、その点もお考えがあればお聞きしたいと思います。

それから、当然愛西市におきまして4カ町村が合併したわけですから、各庁舎の、特に2階

なんかが余っておる部屋が相当あるわけです。そこらの有効活用というものをどのように考えてみえるのかということもお尋ねしたいと思います。

次に2点目の、一般質問の質問後の推移についてでございますが、これも先般、広報委員会で大口町と東員町へ行政視察に行っていました。その折、東員町では議会だよりに追跡、あの質問はどうなったんだということで、議員が過去の本会議で行った一般質問の中から、その後どのように町政に反映されたかを議会（議員）と行政とが打ち合わせし、住民の皆さんに知らせているとのことでございます。大変参考になり、よい取り組みであると思いましたが、当愛西市の一般質問におきましても、行政にとって、また市にとって大変重要な意見や提言が寄せられております。しかし、今の一般質問の状況でございますと、議員は質問はするが、行政側は答弁すれば終わりのような状況ではないのかなど。悪い表現で言えば言い放しで、行政側は答弁をしてそれで終わりというような状況に近いというようなことを思うわけなんです。質問後の推移と結果が実は見えてこないわけです。これはもちろん我々議員、質問者の理事者側への追跡とか、この問題はどうかという追跡調査が必要であることはもちろんですが、今後、行政側も重要と思える質問内容につきましては、各質問者の議員に聞いて、そして全員協議会等で質問内容の推移や結果を報告する必要があるのではないかと考えます。それが議会と行政とが一体となり、また市長がよく言われます車の両輪となって、よい市政運営ができる基本ではないかと思っております。どのような見解か、お尋ねをしたいと思います。

あとは自席で再質問をさせていただきます。

#### ○市長（八木忠男君）

おはようございます。

田中議員の質問にお答えをさせていただきます。

最初に、総合支所分庁方式の見直しについて、きのうも加賀議員さんにもお答えをさせていただきました。そんなことで、かねてからこの件につきましては田中議員さんからも御質問をいただいた記憶がございます。そうしたことで、各庁舎間のいろんな職員の異動についてもそうです。また、そうした中でも庁舎の耐震といいますか、老朽化など、きのうも説明させていただきました内容などなど検討をしているところでありますが、皆さん方の御意見を伺っておりますと、まさに集約化へ向けてどうかという御意見が多いことも確かであります。ですから、そうした考え方に基いて、私ども検討委員会の皆さん方に提案できることは提案させていただきます、先ほど資料の御説明もございました、先進地も勉強しながら進めてまいりたいと思っております。

私からは以上で、あとは担当より答弁をさせていただきます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、1点目の後段の部分の御質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

議員の方からも、将来的に、現状もそうですけれども、庁舎の2階の各部屋があるんだけれども、そういった余った部屋はどうするんだというような御質問があったわけでございます。

が、今全体的な考え方を申し上げますと、公共施設の有効利用の考え方につきましては、議員も御承知のように、行政改革大綱、あるいは集中改革プランに、合併により重複している公共施設について、いわゆる利用目的や設置意義の観点から総合的に検討し、統合、廃止、用途変更などを検討し、有効活用を図るという重点事項として位置づけられているのが現状でございます。それで、それぞれの各公共施設、現在プロジェクトチームによりまして分野別の施設ごとに設置の必要性及び効率的な管理運営について検討をいたしております。そして、施設の現状や課題の整理と今後の方針をまとめ、随時、行革本部会議へ提案がなされておるのが現状でありまして、当然その中には有効活用できる施設の報告もございます。そして、個々に検討を行ってるところでございます。

そして、この先には、今議員が申されました庁舎のあり方というものも当然前提に置いて、そういった位置づけをしていくという整理の仕方になっていくと思っておりますけれども、やはりすべての公共施設について、最終的には施設白書的なものとして整理をいたしまして、現状と方針を整理し、全体の状況を眺めて、ただいま議員からもお話しございましたそれぞれの、例えば会議室、そういったものも含めて、いかに有効活用を図っていくのが愛西市にとってベターなのか、今後検討を重ねていかなければならないというふうに考えております。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、2点目の一般質問の質問後の推移についてお答えをさせていただきたいと思いません。

まず広報委員会では、日ごろ議会だよりの編集に当たりましては、皆さんの発言内容を簡潔に記事にまとめるという大変な仕事をなされておりますことについて、まずもって敬意を表するところでございます。また、先ほど東員町の事例なども発言がございましたが、そういった関係についても参考にさせていただきたいと思っております。

そういったことを前提にいたしまして、まず現在の市側の一般質問などをいただきましたことに対する対応をどうしてきているかということでございますが、要は議会の場で指摘とか要望をいただきました事項につきましては、定例会が終わった後の幹部会の場で、それぞれの担当部長が発言内容や答弁内容を確認し合っております。それを踏まえて、それぞれの本課で今後どのように対応していくかということ煮詰めているところでございます。

ただし、その煮詰めてきておる状況を議会の場へは報告を失礼しておるのが今の姿でございます。そういったことを踏まえまして、市側といたしましても、議会と行政との関係は、今回の定例会の冒頭で市長が招集あいさつの中でも述べておりますように、地方自治発展のためには、議会と市との連携が必要だということを述べております。そういったことを私どもは十分承知をしておりますので、議会の場へ情報提供は努めていきたいと、そういった考えでございます。

そういったことでございますので、これからも機会あるごとに全員協議会の場を利用していただきまして、行政全般にわたって、現在も報告だとか連絡事項をしておるわけですが、それに加えて、今後につきましては一般質問の関係につきましても、私ども質問に

対する対応の見通しだとか考え方がまとまったものから逐次定例会の場で全員協議会がござい  
ますので、そういった場を利用して御報告をしていきたいと、そのように考えているところ  
でございます。

また、議会だよりで一般質問の経過報告を紙面へ取り上げられるというような予定ができて  
まいりますれば、私どもそういったところへの情報提供もさせていただきたいと、そのように  
考えているところでございます。以上でございます。

#### ○8番（田中秀彦君）

御答弁ありがとうございます。

再質問ですが、一般質問の質問後の推移につきましては、後の方から再質問させていただき  
ますが、前向きな答弁ということで、ありがたいことであると思っております。ぜひ今後は、議員が  
特に関心がある、あるいは理事者側が関心があるという一般質問の内容につきましては、簡単  
で結構でございますが、全協の場でも、その推移を今後、3ヵ月ごとぐらいの全協かと思いま  
すが、ぜひお願いをしたいと思っておりますし、また議長、あるいは議会運営委員長にもぜひ理事者  
側にそのように申し入れをしていただきたいと思いますと思っております。

一般質問の推移の件ではそういう内容でよろしいですか、再度お聞きいたします。

#### ○副市長（山田信行君）

私どもは議会へきちんと、先ほど議員は関心があることとか重要性のあることとおっしゃい  
ましたけれども、その関心とか重要度の点はさておきまして、要は議会へ報告するような内容  
のものは、めどがついたものとか見通しがついたものについては、適時全員協議会の場へ御報  
告をさせていただくという考えでございます。

そしてもう一つ、せっかくの場でございますので、お願いでございますけれども、議会だよ  
り、本当によく拝見をさせていただいておりますが、ごくまれに紙面の中で、私どもの答弁者  
の名前が間違っておったり、内容のまとめ方に誤解を招くような部分もあったような気が、ご  
くまれにございました。ですから、お願いできれば、校正段階にでも、市側へも一度目が通さ  
せていただくなれば、双方の調整が図れるのではなかろうかと、そういうことを考えておりま  
すので、またそういった場を広報委員会でも御検討いただければありがたいと思っております。

#### ○8番（田中秀彦君）

私も広報委員の一人でございますから、広報委員長にも申し上げまして、理事者側の方にも  
校正の内容につきましてはお見せするというふうにいたしたいというふうに委員長に申し入れ  
させていただきます。

それでは再度、総合支所分庁方式の見直しについての件でございますが、これは市長の答弁  
で検討委員会においてこれから検討するということであるかと思っておりますが、これは今後の愛西  
市にとって大きな一つの課題であり、また政治決断が必要な問題になろうかと思うわけなん  
ですが、当然今の分庁方式であれば、行政運営の効率が悪いとか、それから一体感がなかなか  
ないとか、それから合併した効果がないとかいうようなこともありますし、また逆に本庁方式に

すれば、やはり地域住民の声がなかなか届きにくいとか、それからまた愛西市においての合併の経緯、その他を考えればいろいろ異論が出てくるやに思います。大変二律背反したような問題が内包しておると思いますが、これは検討委員会を立ち上げるにつきまして、人選、その他を公平に、かつ広範な角度から人選をいただいて、そしていろいろな意見を集約し、やっていかなければいけない問題ではないかと思いますが、その辺はどんなお考えかをお尋ねしたいと思います。

**○市長（八木忠男君）**

御指摘いたしましたように、市全体を把握して、各地域の代表の方はもちろんであります。また議会の皆さん、あるいは有識者の方なども念頭に置いて進めてまいりたいと思っております。

**○8番（田中秀彦君）**

基本的には検討委員会を立ち上げた結果、検討されるということだと思いますが、当然行政側としては、要するに何を観点にという目的を持って、その検討委員会に提案されるんじゃないかと思いますが、やはり住民の利便性とか、あるいは財政負担、交通アクセス、あるいは市民の一体感の醸成や市民交流の充実、その他もろもろのことが勘案されて結果が出てくると思いますが、そういうことが疎漏のないように慎重にやっていただきたいと思っております。

これで私の質問は終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて8番議員の質問を終わります。

次に、通告順位10番の1番・前田芙美子議員の質問を許します。

**○1番（前田芙美子君）**

議長のお許しをいただきましたので、高齢者の在宅支援に求めたいことについて質問いたします。

世界の高齢者介護の歴史は、この20年ほどの間に急速に進化してきました。なだらかな進化ではなく、かつて歩んできた蓄積を一気に破壊してしまう地殻変動のような、一言で言えば大規模施設に集めてきた要介護高齢者を再びもとの住まいに戻す動きであります。

現在の福祉の傾向は、住宅に始まり、住宅で終わることを目指しています。すなわち、できるだけ自由で自立した、なれ親しんだ生活が一番です。それを支援していく介護が求められています。お年寄りになるべく長い時間を家で暮らしていくことを支えていくためには、家ではもう見切れないとあきらめ、簡単に施設に入所という道をたどらないためには、その人のためのいろいろなサービスの組み合わせが24時間365日の切れ目ないサービスが必要だと思います。

国は、ずうっと自宅にいてくれ、自宅から通ってきてくれと、あくまで自宅にこだわりますが、自宅での生活の継続が難しい要介護高齢者が多くなっているのが現実です。

在宅支援というときの在宅とは、自宅のことしか想定していませんが、在宅にそれ以外の自宅でない在宅という領域があります。自宅と同様の生活が営める環境であれば、集合性がどんなに高まっても、それは在宅です。自宅にいるのと変わらない暮らしを続けてもらうことがで

きます。

そこで質問です。自宅で24時間切れ目ないサービスを受けようとする、介護保険の限度以上になることがあります。その場合、国の制度を補うプラスアルファのサービス、上乘せサービスや横出しサービスを一般財源から賄っていただけないでしょうか。

もう一つ、自宅でない在宅生活を希望する本人や家族がふえてきています。その要求にこたえていただけないでしょうか。以上です。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

平成12年に介護保険が始まりまして、かなりの期間がたってまいりまして、さまざまな問題が出ております。そういった中で、上乘せ・横出しのサービスを一般財源でというお話ですが、現在、介護保険というのは、名前が示すとおり保険制度でございます。これは、制度設立当初から言われておったことでございますが、あくまでも保険財源の中で完結をするように制度設計がされておるわけでございますが、上乘せ・横出しにつきましても、もしそういう制度を取り入れるということであれば、あくまでも保険財源の中で考えるというのが原則でございますので、一般財源の持ち出しということは現段階では考えられないのではないかとこのように思っております。

それから、先ほど限度額を超えるサービスが必要だというお話ですが、私どもは今介護度別に限度額に対してどのぐらいの御利用があるかということ調べてまいったわけですが、大体60%以内でおさまっているという現状がございます。したがって、もし限度額を超えている方があるのでありましたら、まれなケースではないかと思うんですけども、個別に相談をさせていただいて対応させていただいたらどうかと思うわけでございます。

それから、自宅でない在宅生活を希望する本人や家族がふえてきている。この要求にこたえていただきたいということでございますが、こちらの方につきましても、小規模多機能型の居宅介護サービスというのが新たにできてまいりまして、そういった利用も市内にできておりますので、そういったものと在宅と組み合わせて御利用いただいたらどうかということをお思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○1番（前田芙美子君）

そうすると、愛西市では上乘せサービスを利用していらっしゃる方は一人もいらっしゃらないということでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

あくまでも、先ほどお答えしました60%以内と申し上げましたのは平均ではありますが、現実にはそういった方はちょっと見当たらないような状況でございますが、もしどなたか、あるんでしょうか。

#### ○1番（前田芙美子君）

今部長の御答弁で、原則として介護保険からサービスをとということでしたが、それはあくまでも原則でありまして、もし介護度以上のサービスを受けないとどうにもならないという方たちがふえてまいりましたら、一般財源の方から回していただけるということはありますのでしよ

うか。

○福祉部長（加賀和彦君）

もしそういう方が見えたら、一度私どもその方の状況などを把握させていただきまして、別のサービスの組み合わせとか、いろんな対応をとった中で、どうしても解決できないということであればそういうこともあろうかと思いますが、一度御相談をいただきまして、私どもも対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○1番（前田芙美子君）

ありがとうございます。よろしく願いします。

あと自宅でない在宅生活ということで、小規模多機能を教えていただきましたが、愛西市では小規模多機能を幾つまでというふうに決まっていますでしょうか、今現在。

○福祉部長（加賀和彦君）

現在2施設ございますが、もうあと1施設、計画をされているところがありまして、現在の介護保険事業計画ではそれで充足するというふうに考えております。

○1番（前田芙美子君）

ありがとうございます。

現場では、本当に自宅で見切れなくて、何とかしたいと。けがをしたり脳梗塞で倒れたりして病院へ入院して、治ったらもう病院にいられない。自宅へ引き取れない、何とかしてくれという方が本当に大勢いらっしゃるんです。そういう場合に、すぐ施設ではなくて、言いましたように、自宅に近い在宅といいますと、24時間いろんなサービスが受けられるというところで、今一番小規模多機能の生活介護が非常にいいものだと思います。昔からある宅老所みたいなものなんです。朝通ってきて、そのまま泊まってというような働きであります。ですから、事業所がもしそういうものをもっとたくさんつくりたいという申し出があった場合、規制をせずに、住民の意向がかなえられるような、ゆとりのあるサービスをこれからも続けていってほしいと思いますが、どうでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

今年度から介護保険事業計画の策定に取り組んでおりますので、そういった中で計画をしていきたいというふうには思っておりますが、ただやはり需要と供給といいますか、そういうことも十分考えていかないと、せっかくつくっていただいても空きができてしまうという状況になると、また事業者さんにも迷惑をかけるということになりますので、その辺を見きわめながら慎重に検討していきたいというふうに思っております。

○1番（前田芙美子君）

いつもその需要と供給で行き詰まるんですが、現場の方ではすごくあるんですね。行政の方にはそういう申し込みが少ないということなんでしょうか。そういう問い合わせがないということなんでしょうか。

○福祉部長（加賀和彦君）

ないというわけではありませんけど、どうお答えしていいかあれですけど、私どもは常に地

域包括センター、あるいは調査等に職員が参っておりますので、いろんな現場の声も聞いてくれるわけでございます。そういった中で、窓口にお越しになる方もありますし、居宅支援介護事業所との意見交換等も行っておりますので、そういったところから意見を集約して進めていきたいというふうに思っております。

○1番（前田美美子君）

わかりました。どうぞこれからも愛西市独自の、自治体でしかできないようなゆとりのある介護サービスを進めていただきたいと思います。終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて1番議員の質問を終わります。

次に、通告順位11番の18番・古江寛昭議員の質問を許します。

○18番（古江寛昭君）

議長のお許しをいただきまして、質問させていただきます。

環境文化都市として考えたい投げ捨てごみの事情について考えてみたいと思います。

近年、山、川、海など、日本全国、人の集まる場所すべての場所において投げ捨てごみ問題で頭を悩ましているのが今日の実情であります。

我が愛西市は、人に優しい環境文化都市を目標としていますが、どこの自治体におきましても、多額の予算を費やしてごみの問題に取り組んでおります。にもかかわらず、今日、至るところにごみの投げ捨てがあり、目に余るものがあります。特に農業地域において、水田、畑などで目立つのが、空き缶、瓶、ペットボトルなどです。また、主要な道路沿いなどにも多く見られます。その他、レジ袋にいっぱい入った袋ごととか、時々家庭の粗大ごみまで、また変わったのでは自転車とか、その他大きなごみまでも捨てられているのが実情であります。これらが田畑に入り、大変困っているのが現実であります。特にガラス瓶、缶など、農作業のときに機械によって割れたりしますし、これほど危険なことはありません。以前は、水田には素足で田植えなどをいたしました。今日では素足で田に入ることができないのが現状です。愛西市民の方は、このような事情はよくわかっておられると思いますが、恐らく外部からの車で来て投げ捨てられるのが大多数であろうと思われます。このような行為は、習慣的な要素も多分にあるようにも思われます。

今さらと思われるような問題かもしれませんが、今日、皆が明るい生活を送るためには、いま一度この重大さを真剣に考え、行政としても憂慮しなければなりません。このことにまず市長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、また一例としまして、以前に道路沿いの民地の中に粗大ごみが大量に放置してあり、地区の総代より、景観も悪く、道路にもはみ出しているのを撤去してほしいと役場をお願いした経緯もございまして、ところが、事情はどうあれ、民地にあるものはむやみに収集はできないとのことでした。もちろんこの場所は雑木、雑草が生い茂り、捨て場としての標的になりやすいところであったのは事実ですが、このような例から見ても、他人の土地であれ、草むらであれ、無差別に捨てられているのが現状です。

そこでお尋ねをいたします。市民からの通報により、職員をして収集を行っているのは年間平均回数はどのぐらいになるのか、お伺いいたします。

また、通報がなくても、大きなものは自発的に収集するようなことはあるのか、お聞きしたいと思います。

子ども一般市民も気をつけなければなりません。特に道幅の狭い通学路とか、あるいは道路に草が生え出したりして歩行の妨げをしているところがあったりします。車の通行幅が迫っているようなところも見受けられます。このようなことから思いますに、ごみを捨てる恥ずべき行為のできない環境にしていくことも大事なことであろうと思います。美しい社会にしていくための認識と心構えを、次の世代の子供たちにもきちんと教育すべきであると思いますが、教育長には何か具体的なお考えはないでしょうか。この点、教育長にお聞きしたいと思います。

次に、人はだれしもマナーに欠け、恥ずべき行為を行う反面、良心や恥ずべき心の両面を持ち合わせていると思います。それを気づいてもらう意味から、投げ捨てるのできない標語とか、短い言葉を書いた看板を各所に立てることを提案したいと思います。また、行政として努力の様子が市民に見える形であって、市民みずからが景観をよくし、環境を守るという意味のあらわれとして、市独自の条例により罰則規定をつくることはできないか、お伺いをいたします。

法律、あるいは条例などは人を裁くのが目的でなくて、そのことを心の象徴として、皆で住みよい社会をつくることにあるのではないのでしょうか。ごみも見方を変えれば資源であります。節度ある扱いをして、美しい日本、きれいな地球をみずからの手で汚すのは忍びないことでもあります。せめて私たち身近なところから気をつけていき、そうすることが犯罪のない安心・安全な社会にもつながってくると思います。

次に項目を変えて、今後の公共事業の取り組みについてお伺いをいたします。

先ほどの草平小学校の建設における主要ぐいの8本のしんのずれによる間違いは、公共事業における業者への信用性はいかに考えるのか、今後の対応は。認識ある方法といえば、間違いがわかった時点で報告説明があるべきであり、考えていくと、設計に従った施工がなされているのかという、工事中のチェックが必要であったのではないかと思います。今後の愛西市の公共事業をどのように対処していくつもりでありませうか。このことは、今後の公共事業の信用度にもかかわる問題であり、市民にとっても行政不信を抱かせることになるのであります。今まで私ども議員には、役所より入札結果の報告をいただいておりますが、入札の内容説明が簡単過ぎて工事の内容が理解できないのが実情であります。耐震工事を例にとってみましても、補強はどのような内容なのか、外壁はどうなるのかということがわかりません。市民の方より工事についての質問をされても、工事をやっている内容については説明ができないのであります。一つの工事についての設計説明がされてもよいのではないかと考えるのであります。役所だけでなく、皆で工事の仕方や仕上がりを見定めていくべきではないでしょうか。今後、入札時による報告だけでなく、設計内容も同時につけていただくことはいかがか、お尋ねをしたいと思います。

以上で壇上での質問を終わります。

## ○市長（八木忠男君）

古江議員の質問にお答えをいたします。

投げ捨てごみ、これもずうっとそれぞれの町の時代から続いていることでありまして、旧佐織時代にも不法投棄の中身を調べ、警察へ届けをし、警察の方からその方に注意をというように繰り返しをしてきたこともあるわけでありまして。瓶や缶には名前もありませんし、本当に人としてのモラルを疑うわけでありまして、野焼きにしても、あるいはたばこの投げ捨て、あるいは産廃の放置などなど、本当に私どもこの愛西市内を見回してみても大変つらいといえますか、そうした状況があちこちで見受けられるのも事実であります。ですから、市民一人ひとりの市外、市内の人ということでありましてけれども、市内の人でも日々の例えば犬のふんの処理なども、皆さん方の平素の生活の中でいろいろ見ておっていただくと思うのであります。一人ひとりのそうしたモラルの見直しといえますか、考え方をきちっとしていただく。飲酒運転の罰則が厳しくなったら減ったということも、まさにそうしたことで、一人ひとりの心構えといえますか、そうした内容ではなかろうかと感じているわけでありまして。罰則規定を持った条例をという提案も以前にありましたけれども、さあそうした内容でいいかということでありまして。これからも一層、立て看板なり、あるいは市民、あるいは広報などで啓発も進めてまいりたいと思っておりますし、先ほどお話をいただいた耕作放棄といえますか、やはりそうしたところは極力早く処理をしていただく。草がいっぱいというようなことのないように、あるいは御指摘いただきましたように、ごみが放置されれば、私どもの方へ連絡していただき、あるいはその土地の所有者の方にもすぐ連絡をとりながら、早くそうした場所は処理をしないでいけないということは思っておりますので、今後もそうした対応をきちっと進めてまいりたいと思っております。

いずれにしても、本当にルールといえますか、あるべきモラルを一番に市民の皆さんにも今後も伝えてまいりたいと思っております。

## ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、不法投棄の収集回数といえますでしょうか、昨年度、18年度に不法投棄をされまして、それぞれ私ども職員の方が各地区へ出向いた回数を御報告させていただきます。

まず立田地区でございますが、先ほど議員おっしゃっていただきましたように、私どもの方で処理をさせていただける部分につきましては、官地の部分、道路部分といったらいいでしょうか、民地の部分についてはお話をさせていただいて、それぞれ御処分をということをおっしゃったと思いますが、まず立田地区におきましては30回実施をいたしております。それで、市全体では95回ほど全部で出かけております。参考に他の地区を申し上げますと、佐屋地区では40回、佐織地区では13回、八開地区では12回ほどとなっております。

そして、私どもの方に関連する内容について先に御答弁をさせていただきます。

不法投棄についての条例の関係でございますが、私ども不法投棄に関する条例につきましては、現在愛西市は空き缶等ごみの散乱防止条例を制定いたしておりますが、こちらの条例につきましては罰則規定はございません。単に啓発的な条例となっております。この条例等につき

ましては、他市におきましても同じような条例を定めておりますが、どこの市町村におきましてもこの条例においては罰則規定が入っておるところは少ないようでございます。

それで、罰則規定等々の問題につきましては、国では廃棄物及び清掃に關します法律の中で、不法投棄についての罰則を定めております。そちらの罰則は5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となっておりますので、現在はこちらの方の法律を適用して、それぞれ不法投棄をされる方の特定はしにくいわけでございますが、不法投棄の確認がされれば、こちらの方での罰則になるかと思ひます。

そして、啓発の問題でございますが、先ほど市長の方からも答弁させていただきました。それぞれ啓発看板を持っておりますので、地元の方から御要望等があれば出向いて確認をさせていただきます、設置を考えたいと思ひます。

そして、大型ごみの不法に放置されているもののお話があったかと思ひますが、こうした大型ごみ、いろんなものがあるかと思ひますが、私どもとしましては、地元の方から通報をいただき、それがごみであるということが確認されれば、地元さんと御協議をさせていただいて、後日の処理というふうな形をとっておるかと思ひますので、よろしくお願ひを申し上げます。以上であったかと思ひます。

#### ○教育長（五富利清彦君）

古江議員の環境に対する教育につきましてお答えをさせていただきます。

まず学校におきます環境教育につきましては、各小・中学校の指導計画の中に明確に位置づけられております。その内容につきましては、環境問題についての学習から始まり、環境保全の意識高揚や態度の育成、そしてよりよい環境づくりへの実践的態度の育成など、児童・生徒の発達段階に応じまして総合的な学習の時間や学校行事を通しまして指導を行っているところでございます。

愛西市の実践的な例といたしまして、八開中学校におきましては東海大橋の下のところの親子クリーン作戦を伝統的に清掃活動として実施をしておっていただきます。また、先日は草平小学校におきまして、環境教育の緊急発表大会が開催されました。海部地区の学校はもとより、県下各市の環境教育の大切さを訴えてまいりました。

それから、その他各学校におかれましては、通学路清掃などを通して環境教育を実践し、そして環境に対する心を育てているところでございます。以上でございます。

#### ○副市長（山田信行君）

それでは、2点目の御質問であります今後における公共事業への取り組みについてお答えさせていただきます。

草平小学校の耐震工事のときに発見をされました杜撰工事につきましては、私どもも工事中のチェック体制の重要性、そういったものを痛感した次第でございます。

9月議会の折に、議員の皆様方にも大変御心配やら御迷惑をおかけいたしましたことを本当に申しわけなく思っておるところでございます。

その際に、全員協議会でも御報告を申し上げてまいりましたが、昭和48年当時、今から35年

前の工事といえども、工事に携わってまいりました施工業者の道義的な責任は免れません。そういったことから、業者側も責任の重大さを深く反省をしております、自主的に指名辞退届なども出されてきたことを報告してまいりましたが、それとは別に、市は市といたしまして指名停止基準を持っておりますので、それに準拠いたしまして、今年の10月から来年3月までの6ヵ月間にわかりまして、発注予定の工事等については指名をしないという決定をしてきたところでございます。

今後につきましても、こうした事態が起こらないような優良な信頼のある業者を選定し、現場管理を徹底してまいりたいと思っております。そうした上で、請負業者の指導強化が当然図られるのではなかろうかと考えております。公共事業の品質向上に取り組んでいくのはもちろんのこと、こういった指名停止に抵触するような事例が発生した場合には、市といたしましては指名停止基準に基づいて厳正に対処をしてまいる考えでございます。

いずれにいたしましても、今回の草平小の事例を重要な教訓といたしまして、今後こうした不祥事が発生しないように、工事の発注に留意をしていきたいと、そうした考えでございます。

あと、経済建設部長からも補足的なお答えをさせていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員の皆様方へ御報告している件で、私の方へ御指名がございますので、私の方からお答えをさせていただきます。

上下水道部、総務、教育、福祉、保健等、各部署でも入札が行われておりますけれども、議員が質問趣旨の中で述べておられます設計等の関係になりますと、こんなに分厚い膨大な量になりますので、現在必要事項については私どもとしては報告をさせていただいているというふうに考えておまして、議員がおっしゃられるような内容のものについてまで御報告に合わせて書類をお出しする考えは現在のところ持ち合わせておりません。

現在、御報告させていただいているもので、中身の内容が物足りないという御指摘があれば、発注先の各部署の方へ、大変お手数をおかけいたしますが、お越しいただくなり、お問い合せなりしていただければ、御説明をさせていただく考えておりますので、よろしく願いをいたします。

#### ○18番（古江寛昭君）

市長の御所見を伺いまして、市民もそういった気持ちでやっていただけるものと思いますけれども、ごみの投げ捨てにつきましては、市民の方々というよりも、よそから来て投げるといふのが多いんじゃないかなあというような気もするわけでございます。そういった点からも、今後みんなで気をつけていかなきゃならんし、見張っていかなきゃならんというようなことも思うわけであります。

それからごみの収集回数ですが、18年度はこれだけだったか、もうちょっと多くなかったかなあということをちらっと思うんですが、先日、係の人にちょっとお伺いしたら、年間で700回以上あるんじゃないかということをおっしゃられたんですが、そんなことはないんですか。市全体で

すよ。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

大変申しわけありません。私、先ほどの回数におきましては、御質問の趣旨が不法投棄の部の回収件数を申し上げました。年間回数におきましてはちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、お許しをいただきたいと存じます。

**○18番（古江寛昭君）**

この収集も、私思うんですけど、道路端の草むらの中に往々にして缶やペットボトルじゃなくて、ポリ袋ですね、今の買い物袋、そういうものに入ったのをごそって捨てられたりしておるのが見受けられます。それで、そういうのが通報に入ったり、それから家庭の大きな家財道具とか、そういったものの不用品を捨てていったりされるわけです。せんだって、私、森川の道路沿いを車で走っておりましたら2カ所ほどありまして、拾ってきた事実もありますが、そういったことから考えますと、そういうのが散乱しまして田の中へ入るわけでございますので、見つけたら、職員の方も通報じゃなくても拾うというようなこともお考えになっていただけたらと思うんです。そんなことばっかやっておったら仕事できんがやという話になるかもしれませんけれども。

それで一つお伺いしたいのですが、道路端に水路がついておるところがあります。水路の田んぼ側のところは地権者が処理をして刈っていただくとしても、道路沿いののり面にはだれも手をつけないのが実情です。そういうところが、ガードレールよりも高いぐらいの草が生えたりするわけです。そういう中に、どうしても缶とかペットボトル、そういうものがかなり目立つわけです。以前、立田地区では農道の草刈りもしていましたが、今は市になってやめたという事情もございまして、それはそれとしまして、全面的に刈るということも多くを望むようなことはできません。ただ、水路がついておるところの道路沿いののり面だけでも草刈り作業ということはできんでしょうか、建設部長にお伺いしたいと思いますがいかがですか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

議員お尋ねの道路と水路が並行している場合の、水路と道路の間ののり面の草刈りということなんですが、議員も質問趣旨の中で述べておられるとおりでございまして、合併協の中で草刈りについては交通安全上見通しがきかないとか、そういった場所については市の方で対応させていただくということになっております。他の関係のところについては皆さん方の御協力を得てお願いをするということになっておりますので、現在考えておりません。よろしくお願いたします。

**○18番（古江寛昭君）**

では、これ水掛け論になって申しわけないんですが、お願いしてというようなことを言われますと、実際にそれじゃあ地元のだれかにお願いしたという経緯があるかどうか。これは地先の方に水路をまたいで道路側もやっってくださいというようなお願いをされたのか、あるいは単純に道路ののり面は地先の方にお願いしますよというようなことを言われた経緯がありますかどうか。きのうもお話がありましたけど、実際、道路端で私も草を刈った経験がありますけれ

ども、非常に農免道路なんかで道路端を刈っておると危険です。車が走ってきますので、危険な場合が多いんです。そうすると、おのずと除草剤をかけるというようなことになります。そうしますと、きのうの話でありますけれども、路肩がだらけたりするというような悪循環を繰り返すわけですが、その点どういようなお考えでありますか、お聞きしたいと思います。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

きのうの私個人に対するいろんな御質問もあって、それについてもお答えしてきたとおりで、私も少ない農地でございますけれども、持っておりますので、議員のおっしゃることは個人的には十分理解をさせていただいているつもりです。ただ、その周知の関係でお尋ねでございますが、少なくとも、私立田時代、合併協で決まったことで地元への説明会等も出ておりますけれども、他の3地区についてはちょっと出ておりませんので、十分把握しておりませんが、自分が出た中では、とりわけ立田については幹線道路を年2回草刈りをやっておりましたので、そういうことは今度新市になった場合はなくなりますときちとお話をさせていただいたつもりでありますし、17年になっても、そういった説明会等にお出にならない方があるやもしれないということで、立田地区については17年度、総代会でもお話をさせていただきましたし、改めて、たしか6月か7月ごろ、ちょっと日にちまでははっきりいたしておりませんが、チラシを旧立田村において幹線道路の草刈り等を、当時ですの村ですが、やらせていただいておりますが、新市になってからは行いませんので、皆さん方でひとつお世話になりたいと、ちょっと文字の一言一句まではあれですが、そういった趣旨のものを出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

**○18番（古江寛昭君）**

そういうチラシがあったと言われれば、私も見落としたのかもしれませんが、それはそれとして、せめて私が言いましたような個人では対応できないような部分については、もうちょっとめり張りのあるような対応ができかなあというようなことも思うんです。何でもかんでもやってくれと言ったって、自分の考えだけで、こんなとこまでどうしてうちがやるんだというような話をされるわけです。私も事実、通学路の横断のところなんかは草が長くなって、車が走ってくるのに見えにくいと、父兄の方が10メートルか15メートル刈られた経緯もありますけれども、それでもまだ十分に見通しが悪いというようなこともありまして、それじゃあそのところは地先の方に刈ってくれと言ったって、水路がついておるから、その向こうの方の道路までどうして私が刈るんだという話になりますので、ひとまず私が刈った経緯もありますけれども、そういうようなこともめり張りのあるやり方をさせていただきたいということをつくづく日ごろから思っておるわけです。それは子供の危ないだけじゃなしに、そこへまたごみを捨てられたり、そういう悪循環が繰り返されるわけですので、ぜひその点、温情のある行政の施策はできないものでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほども申し上げましたように、私個人的には議員のおっしゃることは十分理解をさせていただいているつもりでございます。また、議員にはそういった危険箇所を見られて、みずから

刈っていただいたということで、大変ありがとうございます。

ただ、議員もおっしゃってみえましたが、議員のようなお考えの方ばかりであるといいますが、中にはあそこが刈ってどうしてここが刈れんと、同じじゃないかという厳しいことを現実におっしゃってみえるんですわ、窓口の方へは。確かに議員のおっしゃるとおり、めり張りのある行政というのは私も賛成でございますが、何遍も申し上げますが、議員のようにすべてそういった良心的に御理解いただける市民の方ばかりであればいいんですが、ごく一部ではございますが、先ほど申し上げたように、ここが刈れて何であそこが刈れんというお話が、今の実情の中でも現実に出てまいりますので、やはり教えていただいて、これこれこうしていると通学時に子供が危ないとか、草が高過ぎるので少し刈ってくれんかというお話をいただければ、現場を確認して、実情がそうであれば対処させていただきますので、またお世話になります、ひとつよろしく願いをいたします。

#### ○18番（古江寛昭君）

なかなかそう簡単には御返事をいただけんわけですが、また今後ともそういったことも頭に置いてお願いしたいと思います。

それで、ごみの問題ですが、看板をつくるとか、そういうことはできないものかどうか。条例は既にあるということですが、これもただ有名無実といいますか、あるというだけで何も効果も発していないということですが、皆さんの目に見える形で、捨てたら罰せられるますよとか、あるいは愛西市は環境に力を入れておるから、ごみを捨てないように何か文句を書いた看板を十字路に立てるとか、そんなような方法はできないものかどうか、ひとつお聞きしたいんですが。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

現在のところも、不法投棄等された場所、またはされやすい場所には、そうした罰則を書いた看板等がございますので、そうしたものを現在は設置をさせていただいておるような状況でございますので、御理解をいただきたいと存じます。

#### ○18番（古江寛昭君）

私も知っています、役場にそういうごみを捨ててはいけないという看板といいますか、注文すればつくっていただくということですが、やっぱり行政として各十字路とか、捨てられやすいところそういったところに何か変わった看板を立てたらということも思うんです。取りに来てくれ、ありますからというようなことを言ったって、なかなかそこまでみんな周知徹底できんわけですが、何かそういういい方法がないかということをおもひで知恵を絞っていくのも一つのあり方だと思います。

なかなかいい返事はいただけないわけですが、この事務所の中におってはそういうことはわからないわけですが、実際に農家をやってみると、道端に瓶なんかはほうってありまして、草刈る機械でぽんと割ったら、田の中へガラス瓶が飛び散ったということになりますと、非常に危険なことになるわけです。目についたところ、目についたところを拾ったって、一人や二人ではとてもじゃない、そんなことはできるわけじゃないので、みんなが気をつけていかなき

やらんということですので、何か打つ手はないのか、再度ひとつ事務方の方でお願いします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

今議員おっしゃっていただきましたこと、よく勉強させていただきますが、環境美化に努める上でのそれぞれの啓発看板といったようなものでしょうか。そうしたものについては、一度私どももよく検討させていただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

#### ○18番（古江寛昭君）

ごみの問題は以上のようなことをございますけれども、また教育の面からも力を入れていただきまして、親も気をつけならんということも一番大事なことですけど、子供にも小さいときからごみは捨てないよということも教育していくことも大事なことだと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

次に、建設部長がおっしゃられました公共事業の入札の設計の部分ですが、私は何も基本的な業者の設計を全部くれというわけじゃないんです。ただ、いつもよく入札の報告をいただくんですが、どこどこで入札があって、幾らで業者が請けたという程度の報告だと思います。だから、一つの例としまして、山路で橋の耐震補強がされるわけですが、橋とも書いてなかったと思うんですが、場所だけ書いてあって、入札の金額と業者だけ書いてあった。図面で拾っていくと、これは橋だなあというような経緯があるんです。それから小学校の体育館の耐震でも、外側の塗装だけは見えるんですが、中については何も聞いてないんで、どのような耐震工事をやるのかなあということも聞かれた場合に、さあ、何をやっているのか全然わからんわという話です。例えば、柱を補強するのか、天井の枠を補強するのか、あるいはどの程度の太さのものをやるのか、簡単な図面でいいから、そういうことを知らせていただくと、天井のアーチを強くするんだとか、あるいは柱を補強するんだということがわかると思うんです。行政の方は行政の方で、その設計に従って補強の幅がどれだけとか、強度が設計どおり合っておるとかいうことは判断していただけると思うんですが、私どもでは、ただやるよ、だけでは全然、議員でおって何をやっておるのかわからんのかという話になるわけですので、もうちょっと親切な報告がいただけんかということをおねがね思っておるわけですか。その点どうでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

おっしゃる意味は十分理解させていただきました。確かに議員おっしゃるとおり、お知らせした工事名の中には山路橋といった名称は書いてございませんで、耐震補強工事、いわゆる橋ということだけで、山路橋という明記もしてございませんで。ただ、1回目の答弁でもさせていただいたんですが、通常、私どもの部署で発注をいたします工事については、例えば側溝新設工事とか、舗装修繕工事とか、工事名をもってある程度内容が把握していただけるんじゃないかというふうに考えておりますので、先ほどの山路橋のようなものについてはもう一度私どもも考えさせていただきますけれども、細かい内容については1回目の答弁で御回答をさせていただきましたように、少しお手数をおかけいたしますが、お問い合わせいただくか、お越しく

だされば設計図面等もお見せして御説明をさせていただきますので、それでお許しがいただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○18番（古江寛昭君）

今の篠田部長に言葉を返すようで申しわけないんですが、用紙1枚つけていただく程度の内容でいいと思ひますよ。きちっとした基本的な設計をつけよというわけじゃなくて、どの程度の工事をするかというぐらひの、ちょっとした常識的なことだけでも聞かせていただくと、工事一つ一つに役場へ行って聞きに來いって、それもどうもおかしなものですので、私はその程度の、例えば耐震工事で柱を何本補強するとか、太さをどの程度にするとか、そんな程度のことならできるんじゃないかと思ひますが、きちっとした行政用の設計図までは要求しないんですけど、何か皆さんで話ができる、説明ができる程度の耐震のあれ。それから、例えば舗装でも、ここは何メートル舗装するのかという、舗装が何メートルの幅のものかということも聞かせてほしいなあということも思ひますよ。何メートル幅の側溝だというようなことも、地元から聞かれる場合もあるし、私らもそれで妥当なのかどうかということも見たいわけですから、そういうことも思ひます。その点、何とかならんかなあと思ひますが、いかがでしょう。

○副市長（山田信行君）

先ほどの御意見などを踏まえまして、私、先ほど田中議員の御質問にお答えしましたように、一般質問でいただいた指摘、要望事項については、内部でよく協議して、次回の全員協議会などで経緯を報告させていただくということをお言ひしておりますので、この件についてももう少し内部でよく検討させていただきますので、その結果を、また後ほど経緯を報告したいと思ひしております。よろしくお願ひいたします。

○18番（古江寛昭君）

今後ともひとつ、理事者側の行政執行の方ですけれども、議員も一体となって政治というものは進めていかならんと思ひます。理事者側が執行するんだから、あんたたちはこれでいいでしょうという疑心暗鬼でなくて、両方が連携をとり合つてということが今後とも大事だと思いますので、質問させていただきました。どうかひとつ今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤 勇君）

これにて18番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午前10時28分 休憩

午前10時40分 再開

○議長（佐藤 勇君）

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

次に、通告順位12番の7番・岩間泰彦議員の質問を許します。

○7番（岩間泰彦君）

議長のお許しをいただきましたので、質問をいたします。多数の長い質問の方が続きますので、なるだけ手短に、50分ぐらいで終えたいと思います。

今回は三つほど簡潔に質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

一つは、私自身、タブーとしております市の教育に関してであり、二つは1年に1回取り上げている「歴史・文化の水準は」であり、三つは「経済力を上げる方法は」でございます。

それでは、まとめて質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

大項目の1番目は、教育水準を上げ、住みよいまちにです。

質問の最初、「市立学校の学力水準は」でございます。

小学校6年と中学3年のほぼ全員、犬山市を除くすべての国公立校と、約6割の私立校220万人が受けた全国学力調査の結果が公表されました。新聞によりますと、都道府県教育委員会には区域内の自治体別と学校別、市区町村教育委員会には所管の学校別と個人別、各学校には学級別と個人別といったデータが配られる。文部科学省は、このテストではかれるのは学力の一部、学校の系列化や過度な競争につながらないように扱いに配慮してほしいとの記事がございました。通っている学校の状況は、親や子供たちにとって大変関心があることではないでしょうか。市として、どの程度公表しているのか、お伺いします。

質問の2番目ですけれども、全国805都市ランキング最下位とは。

名古屋の知人から、愛西市は全国805都市ランキングの最下位の805位であるという衝撃的な電話がございました。早速掲載の雑誌を買い求めたところ、教育の安心度についての項目でございまして、2005年小・中学校の教員数、2007年の塾、進学教室数及び大学進学率の偏差値から算出しておりますが、他市との比較は、県が公表いたしました平成19年学校基本調査結果によりますと、19年3月の中学校卒業者の高校進学率は97.0%、高校卒業者の大学等への進学率は57.7%となり、いずれも過去最高との記事がございましたが、愛西市の状況はどうでしょうか。

3番目の質問ですけれども、ゆとり教育からの転換でございます。

学習指導要領の見直しを進めている中央教育審議会小学校部会は、国語、算数などの授業をふやし、英語課程を新設、ゆとり教育の象徴であった総合的な学習時間は減らす。小学校全体の総時間数は約5%増加させるという内容でございまして。また、中学校部会は、授業時間増の素案を審議したが、結論を持ち越した。学力や体力の低下批判を受け、国語や社会などの主要科目や保健体育を1割程度をふやすなどでございまして。

学習指導要領の改訂は、2011年から実施する方針とのことではございますが、市の教育担当者はこの流れをどのように考えられますか。市内の生徒たちの学力及び体力が落ちていると感じられているのか、お尋ねいたします。

大項目の2番目でございますけれども、「市の歴史・文化の水準は」でございます。

2007年、市が発行しております市勢要覧には、冒頭、「豊かな自然と先人が残した歴史・文化、そして大都市圏域という活気を融和させて、新しい魅力が花開くまちへとつたっておりますし、その中の市長のあいさつでは、古くは東海道の脇往還の要所として栄え、水路三里の渡

しとともに宿場として活気にあふれていた歴史があります」と述べております。先日、地元の佐屋町では臨時総会が開催されまして、自治会の名称についていろいろともめまして、「くひな」と「くいな」の論争がございまして、郷土の歴史・文化を大切にということで、「くひな自治会」とおさまっております。また、文化講座では、郷土の歴史については常に満員で、関心が高いとのことであり、60年に1度のお鍛祭りが市内各地で行われ、高畑地区の紹介記事を新聞で見ました。

質問でございますが、指定文化財とは、古くからその土地に伝わる貴重な建築物、文書及び行事などを保存しようと、国・県及び市町村は文化財の指定制度を設けております。西尾張地方の指定文化財がどれだけあるか、調査結果が新聞に掲載されておりますが、それによりますと、当市は指定文化財31、人口1,000人当たりの数0.46となっておりますが、他市町村との比較の中での感想は。愛西市ふれあいマップに種別、名称が書かれておりますが、勝幡城址が指定文化財に入っていないのはなぜか、お伺いたします。

次の5番目ですけれども、市の文化財選出方法はでございます。

文化庁は、遺跡や建造物など種類ごとに縦割りだったこれまでの文化財保護行政を見直し、地方主体に進めるようでございます。基本構想は、市町村作成とのことでございますが、県から何かそういった指示があったのかどうか。そうなりますと、文化財保護審議会の委員の役割はさらに重要になってくるわけですが、市の文化財保護条例によりますと、教育委員会に審議会を設け、審議会は文化財に関し、学識経験を有する者のうちから教育委員会が10名以内の委員で構成することになっていると。市の委員は何名で、学識経験を有する者とはどんな経験の方々が委員をされているのか、どんな会合を持たれているのか。市になってから何件指定文化財とし、その指定調書は、その地域の総代名で提出されたのかどうかをお伺いたします。

最後の大項目の3番目ですけど、「経済力を上げる方法は」でございます。

2005年普通会計から見た市の財政指数は、昨日、石崎議員さんが質問の中でも言われておりましたが、西尾張では最も低く0.65で、津島市は0.77、稲沢市は0.93、飛島は2.6、県内の39市町村が交付税不交付団体、皆さん御存じのように財政力指数が1.0以上ですけれども、そういう不交付団体であり、裕福な市が多いが、市の財政課は、大企業がなく税収が少ないのが原因。本年度から特命の土地利用政策担当課長を置き、同市南部は東名阪弥富インターチェンジに近いから、地の利を生かして企業誘致に乗り出している、そういったコメント記事がございました。2011年の線引き見直しに向けて、土地の利用方法を考え、企業誘致などをしていかに税収をふやすかでございます。11月21日にオープンした近藤紡績跡地を再開発しての商業施設愛西プラザは、市の活性化に大いに役立つと思いますし、期待をしております。

それでは6番目の質問ですけれども、「市街化区域の農地は」でございます。

愛西市の面積は御存じのように66.63平方キロメートルであり、そのうち市街化区域は4.7%と少ない状況でございますが、愛知県津島市、稲沢市及び弥富市はどうか。生産緑地指定の説明会が7月から行われているようでございますが、市街化区域内の農地は何%か。生産緑地指定の申し出は10月31日までとなっておりますが、現状はどうか。また、改正都市計画法では、

大型商業施設の郊外への立地が禁止され、施行前日に新聞で蟹江SC着工との記事を見ましたが、市内調整地域への大型商業施設の誘致はできないということか。病院や福祉施設、学校などはどうか。

最後の質問ですけれども、質問の7番目、当市の経済力はどうかでございます。

東海財務局は、東海4県の176市町村について、独自の経済力ランキングをつけて発表したとの記事がございました。七つの経済指標をもとに、総合的経済力を偏差値にてあらわしたものでございます。なお、これも昨日、石崎議員の質問の中で言われております。ちょっと重複しますが、尾張西部16市町村の中で一番低かったのは岩倉市であり、次いで愛西市は331.5ポイントで118位とのこと。ちなみに津島市は117位、弥富市は87位、蟹江町は80位でございます。そのことについて、市財政課は産業で農業が占める割合が高く、大きな企業がないからといったコメントをした記事がありました。名古屋の財務局へ尋ねましたところ、上席の調査官は、地域間格差の現状をつかみ、地域を活性化するにはどうしたらよいかという目的のためにこういう調査を行ったものであり、反響の大きさに大変驚いているということでございました。

そこでお尋ね申し上げますが、この調査資料を分析し、市の活性化のためにはどうすべきかを、市の経済力ランキングについてどう感じたかとともに、その一端をお聞かせ願いたいと思います。

以上で総括質問を終わり、自席で答弁をお伺いしますので、よろしく申し上げます。

#### ○教育長（五富利清彦君）

ただいま岩間議員の方から、市の学力水準についてのお尋ねがございました。

3点につきまして、私の方からお答えをさせていただきたいと思います。

まず、市の学力水準でございますけれども、4月24日に、議員も申されましたように全国一斉に実施されました全国学力・学習状況調査の結果につきましては、10月中旬に各市町村教委、学校へその結果が参りました。その後、個人の結果につきましては、海部地区の学校が10月26日、一斉に児童・生徒を通じまして保護者にお渡しをしました。その後、その結果につきましての保護者からの問い合わせ、あるいは問題点等については特に聞いておりません。

この学力調査の愛西市の結果につきましては、国語、算数、あるいは数学の各教科とも、新聞紙上と同じ傾向でございます。全国的な平均の数値と変わりがございません。ただ、国語の活用、読み取りの力において若干改善を要するところがあるのではないかと感じております。

それから公表につきましては、他の市町村教委と同様、序列化につながる調査結果の公表はしない、学校名を明らかにした公表はしない、それから各小・中学校は自校の結果を公表しないという方針で進んでおりますので、愛西市におきましてもその方針を貫いていきたいと考えておるところでございます。

ただ、学力の基盤になります学力状況調査につきましては、各学校がそれぞれ今分析をしておるところでございますけれども、それにつきましてはPTA総会、あるいは学級懇談会等々

の中で話題として取り上げていくようなお話をさせておっていただくところでございます。

それから、続きまして全国805都市ランキング最下位についてというお尋ねでございます。

まずこの塾、進学教室の数の実態につきましては、愛西市としては調査を行っておりませんので、お答えするわけにはいかないわけでございますけれども、その塾等の多少によって、この雑誌が言われる教育安心度にどうつながっていくのか、ちょっと今のところわかりかねておりますので、また研究させていただきたい、そんなふうに思っております。

それから愛西市の高校進学率につきましては、19年度学校基本調査によりますと、18年度96.86%であって、県の進学率と大きく変わりはありません。また、大学進学率につきましては、愛西市という枠の中では把握できかねるわけでございますけれども、本市にございます佐織工業、佐屋高校につきましては、佐織工業が30.09%、佐屋高校が31.0%でございます。

教員数につきましてはですが、これは国の配置基準によって各種中学校に配置されております。ただし、愛西市単独といたしまして、少人数指導教員を各小・中学校1名配置、それからALT、いわゆる英語助手でございますけれども、8名の外国人を雇っております。さらには、情報アドバイザー11名、スクールサポート制度による支援教員等、他市には見られないような手厚い教員等の配置をさせておっていただくところでございます。

続きまして、ゆとり教育からの転換についてでございます。

全国学力・学習状況調査の結果、2003年、あるいは国際学力調査の結果から、国語科の読解力、読み取り力の不足が浮き彫りとなりました。また、理数系におきましても低下が取りざたされております。さらには、体力につきましては、先日、文科省が発表いたしましたように、子供の基礎体力について、ここ10年間は横ばい状態であるが、20年前の水準に達していないと同様の傾向があり、愛西市としても同じような傾向にあるのが現状かと感じております。

そんな中で、先日発表されました学習指導要領に向けた中教審教育課程部会の審議のまとめにおいて、ゆとりの見直しを踏まえて授業数の増、総合的な時間学習の減、あるいは思考力、判断力、表現力等の育成など、学力の向上に向けたものになっております。しかし、一番肝心な理念でございますけれども、みずから学び、みずから考えるなどの生きる力をはぐくむという理念は何ら変わっていないわけでございます。したがって、2011年からスタートいたします学習指導要領に向けまして、教育委員会として、あるいは学校として、その足場を固めていきたいと、そんなことを考えております。以上です。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

それでは、私の方からは大項目の2番目の、歴史・文化の水準はということで、先の指定文化財についてお答えをさせていただきます。

愛西市では、文化財保護条例を制定いたしまして、文化財の指定・保護に努めておるところでございます。文化財の指定につきましては、所有者並びに権限に基づきます占有者の同意をいただいた上で教育委員会から文化財保護審議会へ諮問をし、文化財保護審議会から答申を受けまして教育委員会において指定をいたしております。したがって、同意が得られていない、もしくはまた得られないものにおいては未指定ということでございます。

御質問にございました新聞記事掲載についての関係でございますけれど、これにつきましては多様なとらえ方があると思っております。指定文化財の数で何をどう評価するかというのは疑問であります。指定には、所有者等の同意を得なければならず、同意のないものは指定にまではなりません。未指定の資料の中にも、貴重な資料があることは十分承知をいたしております。担当といたしましては、こうした資料の所在等を確認して、指定の有無にかかわらず、資料の散逸防止に向けて努力してまいりたいと考えております。

また、勝幡城址のお尋ねの件でございますけれど、現在、碑の所在地が稲沢市ということもございまして、稲沢市において史跡指定がされております。勝幡城をどうとらえていくかというのは当然問題視をされてくると思っておりますけれども、愛西市といたしましては、市域を越えまして、この文化財を共有していくべきではないかと思っております。

続きまして、指定文化財の選出方法についてお答えをさせていただきます。

基本構想の関係でございますけれど、本市においては現在のところ未策定でございます。先ほども述べましたように、現状把握をした上で考えていきたいと、このように思っておる次第でございます。

次に、文化財の保護審議会委員の関係でございますけれど、現在10名の方をお願いをいたしております。資料の所在情報とか、現状等の把握の観点から、旧町村におきまして町史とか村史の担当者、もしくは文化財保護審議会委員経験者の方と民俗学とか考古学の専門的知識を有する方等に委嘱をいたしております。

愛西市になってからの文化財の指定についてのお尋ねでございますけれど、これにつきましては日置町の日置八幡宮と西保町の星大明社の獅子頭2件を平成19年1月10日に指定をさせていただきました。今回、この指定に際しまして、獅子頭研究の第一人者の田辺先生とか、また文化庁調査官の伊東先生等にもお出かけをいただきまして見解を十分伺った上での指定となっております。

次に、指定調書の関係でございますけれども、2件とも地区の総代さん等から出されたものでございます。

また、既に皆様方新聞等で御承知のことと思っておりますけれども、今月の7日に須依町の鈴木家の住宅、木造2階建ての母屋、蔵とか米倉、住宅の門とか外壁につきまして、国の登録文化財に認定がされました。以上で終わります。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは、経済力を上げるにはと題しての御質問のうちの市街化区域の農地の関係にお答えをさせていただきたいと思っております。

愛西市の市街化区域の面積の比率につきましては4.7%でございまして、議員のおっしゃるとおりでございます。他の状況ということでお尋ねでございますが、愛知県全体では21.5%、津島市では25.6%、稲沢市では11.3%、弥富市では20.7%という状況になっております。

生産緑地の指定につきましては、市街化区域農地について、合併して5年を経過した後、宅地並みの課税ということになっておりますけれども、生産緑地として指定した場合につきまし

ては、一般農地としての課税となります。生産緑地地区は、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目をして、都市環境の保全等に役立つ農地として保全をし、良好な都市環境の形成を図るというのがこの生産緑地地区の制度でございます。

それで、愛西市の市街化区域の農地面積についてもお尋ねでございますが、面積で表現をさせていただきますと0.443平方キロメートルで、パーセンテージで言うと14%と相なります。それで、生産緑地指定の申し出状況でございますが、市街化区域内農地面積に対しまして8%程度ということに現在状況がなっております。

また、改正都市計画法の11月30日施行について、大型商業施設の関係でお尋ねでございますが、その中で蟹江ショッピングセンター着工の記事について、建設場所は市街化区域の工業地域ということでございます。この工業地域については、改正によりまして床面積が1万平方メートルを超える店舗等、こういった建物については建設ができなくなるというものでございます。市街化調整区域での大型商業施設の立地につきましては、愛知県においてはもともと改正前から規制がされておりまして、原則として建設ができないということになっております。また、病院や福祉施設、学校等の公共施設については、都市計画法上は適用除外で、許可は必要ありませんでしたが、この改正によりまして、都市計画法の許可が必要ということになりました。以上でございます。よろしくお願いたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、7点目の市の経済力ランキングについてどう感じたかという御質問に対してお答えをさせていただきます。

今回、東海財務局が示した経済力ランキング、中身につきましては今議員が申されたとおりでございます。

それで、一応七つの指標、それぞれ人口流入度合いとか、あるいは就業者の比率、財政力指数、それから所得水準、そういったものの総務省が示しております七つの指標によって算出がされて示されたランキングでございます。

状況を見てみますと、愛西市は118位という状況でございますが、ランキングの上位を見てみますと、飛島村、豊田市、幸田町、三好町などといった財政的に豊かな自治体が上位を示しておるとというのが現状であります。

残念ながら、今回東海財務局から示された、これ以上の詳細な調査資料というのは公表されておりませんので、それ以上に十分な分析は現状できておりませんが、やはり言えることは、企業集積が進む名古屋港周辺、あるいは自動車関連グループ工場や名古屋のベッドタウンとして住宅着工がふえている自治体というのは当然ながら生産額も多く、経済力、財政力も高い数値であらわれているというのが現状ではないかというふうに理解はしております。

それで、財政力が高い市町、自治体というのは、それぞれ持って生まれた地の利というものがあるのではないかと。こういったとらえ方も一方ではできるのではないかと思います。

いずれにしましても、経済力と財政力は連動してきますので、当然財政力が高くない当市にとりまして、今後いかに財政力を引き上げるか、将来の財政運営、あるいは市の活性化を図る

た上で重要な課題ではないかというふうにとらえております。

それで、地域間の格差というのは東海4県だけではなくて全国的な課題であります、こうした結果は結果として踏まえて、今後の施策に生かしていければなというとりえ方でおります。以上です。

#### ○7番（岩間泰彦君）

どうも詳細な説明、答弁をありがとうございました。

地元の鈴木家住宅が国の登録文化財に認定されたことは、大変ビッグニュースでございまして、今後そういうものが整備されて、開放されることを望んでおります。

教育安心度について、これはいろいろとりえ方はありますが、最下位であることは紛れもない事実でありますので、それは真摯に受けとめなければならないと思います。

答弁によりますと、他市には見られない手厚い教員等の配置がなされているとのことでございますが、海部地区では予算に占める教育費の割合が高い方だと聞いております。盛んに言われておる費用対効果、そういうことが今後の課題かと思っておりますが、教育の程度が低くては、若い人や若い家族は集まりません。魅力あるまちづくり、町の活性化などは望めないのではないのでしょうか。当市の市街化区域の面積は、周辺市町と比較しても極端に低いことがわかります。どんな方法で拡大できるのか、今後重要な検討課題ではないかと思っております。ここでは、それだけにとどめておきます。

それでは、先ほどいただきました答弁につきまして、もう少し進めて再質問いたします。

先ほども言いましたように、当市は金はないは、教育の程度は低いでは、やはり市の将来は真っ暗やみと言わざるを得ません。全国学力テストの結果、秋田県のレベルが高いことから考えると、指導方法によっては学力も上昇するのではないかと。子供の父兄が怒鳴り込んできて、その対応に苦慮しているということを知っております。そういった親を育て、甘やかしたのは我々の世代が主体であり、家庭教育の必要性を強く感じますが、どうでしょうか。PTA新聞、佐屋西小入賞というような明るいニュースもございましたが、実態はどうでしょうか。率直な意見をお聞かせください。

児童・生徒と適切な関係を築くことができないなどとして教育委員会から指導力不足と認定された公立学校の教員は、2006年度450人であったことが文部科学省のまとめでわかったとの記事を読みました。指導力不足数、愛知県では15人とのことでございますが、当市はどうでしょうか。

#### ○教育長（五富利清彦君）

それでは、今の教育の現状と、それに向けまして何とか打開をしていきたいということでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、先ほども申し上げました全国学力・学習状況調査におきましては、これは恐らく皆さんも予想されていたのではないかとことを思いますけれども、それは何かといいますと、学習状況調査の中にいろんな項目がございます。例えば朝食を食べてくる子は、きちんと食べてこない子に比べて正答率が高いとか、あるいは規則正しい生活を送る子、本をよく読む子な

ど、きちんとした家庭生活が送れる児童・生徒の方が正答率が高い、そんな傾向をこの学力テストの方から見る事ができました。そんなことから、きちんとした家庭生活が送れる児童・生徒の方が正答率が高いということから、家庭の教育力や、あるいは保護者の協力を今以上に求めていく必要があるのではないかと、そんなふう感じております。

それから、指導力不足の教員につきましては、先ほど議員が申されましたように、県下15名この18年度はおります。しかしながら、本市にはその教員に該当する者は一人もいないというのが現状でございます。しかし、保護者の学校や教育に対する考え方、言動、そんなものは非常に多様になってまいりまして、昨今、この学校教育現場ではその対応に追われている部分があるのも確かでございます。と同時に、先日も新聞に出ておりました。全国で教頭が八十数名、降任をしたい、教頭からおりたいというような記事も載っておりました。それもこの一端かなあと、そんなふう思っております。

学校や教師は、先ほども議員が申されましたように、子供の成長のためにどんな親とも健全な人間関係、あるいは信頼関係を構築していくことが必要でございます。そのために、さらに教師力というものを磨いていただくと、そんなことを考えておりますし、また市としてもそれに向けた研修を学校へ打ち出していかうかと、そんなふう考えております。以上でございます。

#### ○7番（岩間泰彦君）

家庭力の向上は必要不可欠でございますし、教師力と今教育長が言われましたが、非常に含蓄のある表現でございますが、生徒は先生の熱意のある指導力により大変大きく変わります。先生次第と言っても過言ではございません。金八先生とは言いませんが、金五先生ぐらいの熱意のある教師力のある先生をぜひ愛西市に招聘していただきますよう、教育長さんをお願いをしておきます。

では、全国学力調査について、さらに質問を続けます。

「情報開示の要求への対応は」でございます。

全国学力テストの結果について、市町村別や学校別データにつき、今後住民などから開示要求があったときは、どんな対応をされるのか。国は77億円の巨費をかけたとのことであり、引き続き実施するそうでございますが、序列化を心配して、膨大なデータを有効に活用しない手はないと思いますが、どうでしょうか。県教育委員会が、学力テスト分析ソフトを作成し、配付したという記事を見ましたが、そうしたデータを活用し、そうしたことを授業に生かしてほしいが、教育長さんの考えをお尋ねいたします。

#### ○教育長（五富利清彦君）

それでは、学力調査等の情報開示の問題でございます。

先ほども申し上げましたように、公表は行わない、これが方針でございます。それに伴いまして、情報開示の要求があった場合につきましては、県として愛知県情報公開条例第7条第2号、個人情報、あるいは愛知県情報公開条例第7条第6号、行政運営情報、その辺の情報公開条例を根拠にいたしまして、不開示でいきたいというような県の方針でございます。私どもも

他市町村、あるいは県と同じように不開示決定として開示をしていかないという考えでございます。

それから、12月7日に実は県の分析プログラムが各市町村教委、学校に配付をされました。それによりまして、現在分析中でございます。このデータをもとにいたしまして、指導の改善やら、あるいは学力の確立、学習意欲の向上、そんなところにつなげていきたいと、そういうふうに考えておるところでございます。以上でございます。

#### ○7番（岩間泰彦君）

どうもありがとうございました。

次に、指定文化財に関して質問をいたします。

ちょうど1年前に、愛西市PRのために観光マップ及びガイド作成への私の質問には、文化財マップで対応するというので、「愛西ふれあいマップ」を、ここにございますが、作成されておりますが、その評判はどうでしょうか。何部作成し、どれほど出たのでしょうか。

この内容は、大変盛りだくさんの内容でございますが、これはそれなりに目的に沿った利用方法はあるかと思いますが、総花的ではないか。広報委員会の研修で東員町に行きましたら、立田の道の駅に買い物にたびたびお邪魔しているというふうなうれしい話も聞きましたし、文教福祉委員会の研修で訪れた樞原市の市長は、広告塔そのものであり、宣伝マンでございました。世はPR（宣伝）の時代でございます。尾張自転車散歩、名古屋史跡散策ウォークの記事があり、まさにウォーキング、サイクリングでみんな健康志向でございます。ここで再度提案いたしますが、もう少し絞り込んで、例えばくひな塚、佐屋代官所跡、三里の渡し跡、道の駅「立田ふれあいの里」、船頭平閘門などのコースとか、勝幡城址、赤目城址、大野城址などの史跡めぐりのコースはどうでしょうか。大衆受けする気軽に散策できるウォーキング、サイクリング物を考えてはどうでしょうか、お伺いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

愛西市のふれあいマップ並びにウォーキングとかサイクリングコースの考え方についての御質問でございます。このふれあいマップの関係でございますけれど、昨年度文化財を紹介して4,000部印刷作成をいたしました。現在の在庫数でございますけれど100部強となっております。私どもといたしましては、今後追加印刷を考えておるところでございます。

このマップにつきましては、御案内のとおり旧町村が指定をいたしました文化財と、愛西市となつてから新たに指定しました2件の文化財を含めまして、1件ずつ写真を取り入れて、国・県・市の指定ごとに紹介をいたしております。また、それぞれの文化財を回ることができるよう、12に分けて散策コースを掲載いたしております。距離で言いますと8キロメートルから19キロメートルと12種類でございます。

評判的なことでの関係でございますけれど、おかげをもちまして市民の方はもとより、市外の方にも好評ということで、私どもは承っております。

議員が先ほど申されました宣伝とか健康志向、また絞り込んだコースの設定という御指摘をいただいたわけでございます。このマップは、マップとしての果たすべき意義はあると思つて

おりますし、またこのマップをどのように今後活用していくかということが問題だと思えます。例えば、このコースにこだわらずに、必要に応じまして独自のコースを設定されるという方法も可能かと思えます。多様なニーズに応じましたコースの設定というのは、文化財のPR、活用を兼ねまして、今後の検討課題と考えております。

また、最近でございますが、あくまで仮称でございますが、愛西市郷土史研究会という市内の歴史とか文化財、ウォーキングに関心のある方々30名ほどで研究会が発足し、ガイドボランティアの育成を視野に入れながら活動がされております。こういうような方々の育成がされてくれば、さらに活用が図られていくのではないかと、そのように思っておるところでございます。以上です。

#### ○7番（岩間泰彦君）

ただいまの答弁によりますと、郷土史研究会が仮称ですけど発足するそうですが、こういったものが発足しまして、ボランティアの育成にも力を入れるということでございますが、そうなりますと、歴史・文化資料の整理とか、案内板の整備、ガイドブックの作成、そして観光マップも必要になるのではないかと、力強く感じましたし、今後に期待したいと思います。

では最後に、ワンパターンでございますが、市長に2点につき、総括して質問をいたします。

一つは、当市の学力水準に関して、市は全国平均との答弁でございましたが、私が知りたかったのは、愛西市が愛知県の海部地域でどの辺の程度なのかということでございましたが、先ほど教育長さんの答弁でございますと、大変ガードがかたく、これは県の教育委員会の壁を再認識いたしました。

茨城県鹿嶋市では、学習塾の経営者を教育委員会の教育部長として招き、市立小・中学校の教職員を研修・養成する師範塾の塾長に起用したとの記事がございました。犬山市の例を見るまでもなく、地方自治体独自に相当な部分、市長の判断でできるのではないかと思います。全国最下位の汚名を返上するため、独自の教育への考えと当市の学力調査結果への思いを吐露してください。

二つは、経済力を上げるために、企業誘致などの方策について、どんなリーダーシップを発揮されているのか。多数の議員が一般質問で企業誘致と言い始めてから1年以上たつわけでございますが、その後、どんな取り組みをさせているのか、最後にお伺いします。

#### ○市長（八木忠男君）

岩間議員の質問にお答えをいたします。

最初に学力の点であります。教育長から申し上げましたとおり、私の方にもそうした内容のものは届いておりませんので、教育長、教育委員会サイドで十分検討も勉強もしておっただけだと思います。以前も言ったかもしれませんが、首長として教育の場へあまり口を出すということはどうかという考えを自分は持っているわけでありまして、もちろん相談等々はさせていただきますけれども、これからも一層学力向上に向けては、教育長申し上げましたとおり、私も一生懸命努力をしまいたいと思っておりますし、805番なんて順位をあまり言わ

んでおいてほしいんですが、まさに高校の進学率など、いろんな塾を見てもらったとおりです。愛西市にはそうした塾的なものも少のうございますし、津島さんが主であります、そうしたこと、あるいは進学高校の専門学校、佐屋高校、あるいは佐織工業高校もそうであります。自分も専門学校の高校卒であります、一人ひとりそれぞれの道があるわけでありまして、残念ながらああしたとらえ方をされるランキングということでもありますので、岩間議員さんはもっと上の大学かもしれませんが、そういうことでもあります。ですから、これも一生懸命やっておっていただくようでもありますし、両校の校長先生にも、学校訪問した折にもそんなお話も聞かせていただくわけでもありますので、そうしたことでこれからも私のできる範囲で努力をしてまいりたいと思っております。

そして、企業誘致につきましては、これも同じ繰り返しになるかもしれませんが、線引き見直しを目指して、県の方からもお願いしております。担当部長の方でいろいろ勉強もしておってくれるようでもありますし、特に弥富インターの周辺などのいろんな情報も民間からもいただいているようなところもあるわけでもありますけれども、その点につきましても一層、新年度に向けてもっと具体的な考え方、模索をしながら進めてまいりたいと思っております。

**○7番（岩間泰彦君）**

どうもありがとうございました。

5分経過しましたけれども、以上で質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

これにて7番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩といたします。

午前11時35分 休憩

午後1時00分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

通告順位13番の26番・宮本和子議員の質問を許します。

**○26番（宮本和子君）**

2点の問題について一般質問を行います。

まず初めに第1点、子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡大を。

子供の医療費無料化を進める会を、若い人たち中心に9月24日に設立し、12月議会に子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡大することを求める請願書の署名に取り組みました。11月22日に議長に提出し、7,210筆まで署名が広がりました。若い人たちは、弥富市は中学卒業まで子供の医療費が無料、早く愛西市でも中学卒業まで医療費を無料にしてほしいと、署名に取り組みました。会としても、当初は5,000筆が目標でしたが、それをはるかに超える7,210筆の署名が集まったことに会員自身も驚いております。これは、子育て中のお父さん、お母さんの強い願いの反映だと考えます。

11月27日に、子供の医療費無料化を進める会が市長に愛西市の子育て支援への要望書を提出

し、懇談を行いました。市長は、子供の医療費無料化については、市としてどこまでできるのか、12月議会で提案したいと、具体的な年齢引き上げには言及されませんでした。翌日の議会運営委員会で、通院は小学校3年まで、入院は中学校卒業まで拡大する議案が提案されました。子育て中のお母さんたちは、通院は小学校3年まで、入院は中学卒業まで拡大されることは大変喜ばれることでもあります。しかし、隣の弥富市など、愛知県下では既に17自治体で通・入院とも中学校まで拡大する予定になっております。日に日に拡大する自治体がふえております。愛西市で、通院も中学校卒業まで拡大すると、どのくらいの財政負担になるのか、お聞かせください。

子供医療費無料化を中学校卒業まで拡大してほしいと、7,210筆の請願署名が議会に提出されましたが、署名した若い父母の皆さんの要望にこたえて、今後どのような段階を踏んで通院を中学校卒業まで拡大していく計画なのか、お聞かせください。

小項目の2点目ですが、放課後子ども教室、学童クラブ、児童館の充実をということです。

今議会でも、西川端北河田児童館、八輪子育て支援センターの建設予定地の補正予算が計上されています。学童保育の未設置小学校区での放課後子ども教室が開催されていますが、働くお母さんたちの要望に沿った形になっていない。午後5時まで仕事だと、お迎えがどうしても15分から30分かかってしまう。何とかしてほしいという声が寄せられていますが、利用者の要望を調査し、時間延長できないのか、お尋ねいたします。

勝幡地区の児童館の児童クラブはいっぱいで利用できない子供たちがいるということで、勝幡地区の民間学童クラブが来年4月より開設をされると聞きましたが、準備状況等、地域住民への周知はどのように行われる予定なのですか。勝幡児童館などでは、夏休みなど児童クラブの子供たちが一日じゅういるときは、乳幼児が児童館を利用できないので、利用できるようにしてほしいと、市長との懇談でも要望が出されましたが、実態をどのように把握されているのか。また、他の児童館でもこのような実態はないのか、調査されていますか、お聞かせください。

大きな項目の2点目ですが、愛知県の老人休養ホーム永和荘を愛西市として有効活用をということです。

1点目は、10月26日に議会として永和荘、祖父江ふれあいの里の視察を行いました。永和荘では、宿泊の部屋の稼働率は90%で、利用率は60%を超え、一般の旅館に比較するとよく利用されているということです。また、最近は宿泊も休憩なども、グラウンドゴルフなどで地元の方も含め多くの方が利用されるようになってきているとのこと。温泉宿泊施設は、愛西市にはありません。佐屋地区の老人福祉センターは、毎日400人から500人の利用があり、愛西市全体で利用できる温泉施設となっていません。愛西市民全体で利用できる施設が今後必要となってくるのではないのでしょうか。かけ流しの天然温泉という資源を有効活用すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

2点目、祖父江ふれあいの里では、改修を行い、土地と建物で年間76万円の有償貸与で、天然温泉で心も体もリフレッシュと銘打って、市民のいやしの施設となっています。稲沢市の職

員から、かけ流し100%の温泉はうらやましいと言われました。だれでも入れる市民のための天然温泉施設として有効活用するためにも、もっと検討・研究すべきではないかと考えますが、見解をお聞かせください。

以下は、自席についてお尋ねいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、1点目の子供の医療費無料化を中学校の卒業まで拡大をという御質問でございます。

現在の現行制度から拡大しますと、入院と通院を合わせまして、1学年の医療費試算額は約3,500万円弱の見込みとなります。それで、小学生から中学校の3年生までを拡大いたしますと、実費分といたしましては約3億1,200万円となります。そして、御承知のように、この平成20年4月より国及び県の制度が改正になります。そうした関係で、市の持ち出し分に影響が出てまいります。その額を試算いたしますと、まず国の制度改正に伴います部分については現行の医療機関での窓口負担が、3歳未満児までは2割、それ以降が3割となっておりますが、改正後は2割の枠が就学前まで引き延ばされます。現行3割部分に助成をしておりました未就学児について、市の持ち出し分が1割少なくなるわけでございます。その試算額は、約3,200万円ほどでございます。

そして、次に県の補助対象枠の拡大に伴って、現行の市の単独事業として助成をしておりました4歳から就学前までの乳幼児については、通院は就学前まで、入院は中学校卒業まで県補助となることから、市の持ち出し分が2分の1になりますので、影響額を試算してみると、約6,000万円ほどの補助金が見込まれます。したがって、これらの影響額をさきに述べました実費分より差し引きますと、約2億2,000万円ほどの財政負担となるわけでございます。

次に、今後通院を中学校の卒業まで拡大をしていくのかにつきましては、1学年の医療費で通院分だけでは3,200万円ほどの見込みでございます。そうしたことから、小学校の1年生から中学校3年生までの入院に係ります市の持ち出し分を試算いたしますと、約1,200万円になります。先ほどの国及び県の制度改正に伴っての影響額から、入院に係る市の持ち出し分を差し引きますと6,800万円ほどが充当可能な額となると試算されます。

この充当可能な金額を小学校の1年生以降の通院に充ててみますと、小学校3年生まで引き延ばしたことによりまして、市としての負担は2,800万円ほど持ち出しが出てまいりました。したがって、現状の市の財政状況等を考え、そして小学校3年生までの拡大として、今議会に条例の改正案を提案させていただいておるところでございますので、当面はこの形で進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

私からは、放課後子ども教室の時間延長についての御質問にお答えをさせていただきます。

議員も御案内のとおり、本年度から放課後の子供に安全な居場所の提供をと。また、地域の方々との参画を得た体験交流活動の機会提供として、新しく事業が始まりまして、愛西市におきましても9月から4小学校で実施をいたしておるところでございます。

その中で、八輪小、北河田小、西川端の3小学校におきましては、毎日授業終了後から5時まで行っておりまして、御質問のあった時間延長につきましては、現在のところ、その考えは持っておりません。と申しますのは、放課後子ども教室は、学校施設の空き教室等で行っております。また、学校の先生方の終業時間に合わせまして施錠を行う必要がございますし、そのような関係から5時までとしております。施錠のほかにも、火の元等の確認もあわせて行っております。

そのようなことでございますので、この事業につきましては、地域の方々から学習の支援等も行っていただいておりますし、指導員の方とか、安全管理員の方々の募集の折にも、放課後から午後5時までとはっきりと明記をしておりますし、また運用におきましては、それぞれの方がお互いに時間を調整していただきながら、指導をいただいております。

このことは、教室の参加者の募集を行ったとき、また登録をしていただくときにも、保護者の皆様にお話をさせていただいておりますし、また登録の折にも、その話をした上での登録となっておりますので、当然御承知をさせていただいております。何分御理解が賜りたいと存じます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

勝幡地区におきます民間学童クラブの件でございますが、運営につきましてはNPO法人ケアコネクトと申します。施設名は、ほのぼの児童クラブ、勝幡ビルの3階部分をお借りいたしまして開設をされます。定員は、おおむね20名ということで予定をしております。既にNPO法人の認可も受けられておまして、広報等にも募集の施設名ということで載せさせていただきまして、既に募集を開始しております。

それから4点目の、乳幼児の児童館の利用の関係でございますが、児童館におきましては、夏休み等児童クラブの利用者が早朝から参りますので、乳幼児を対象とした親子教室を毎月開催しておりますが、8月についてはお休みをさせていただいております。来ていただけないということではありません。教室を開設していないということでございますので、乳幼児をお持ちの方につきましても、一般としての御利用は制限をしておりますので、児童館の方にもそういう方が見えたら、注意をして利用していただくような体制をとりましてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから永和荘の関係でございますが、かけ流し天然温泉という資源を有効活用すべきではないかということでございますが、考えますに、転用する施設、宿泊施設につきましては確かに利用率60%、部屋の稼働率90%ということで、職員の方から説明も受けたわけですが、愛知県内から見えています。愛西市の方の利用はやはり少ない状況でございますので、宿泊施設としての利用はやはり難しいかなあというふうには思っております。例えばほかの施設に転用した場合におきましても、その施設が、欲しい施設はいろいろあるかと思うんですけれども、今すぐじゃないといけないのか。位置的に愛西市内全体を見渡しますと、南のちょっと東に振れてくると思うんですね。そういった場所が位置的にいいのかどうか、市がやはり行わなければ

いけない施設なのかどうか、そうした投資に見合う効果が得られるかどうか、そういったことを総合的に判断して決めるべきだというふうに思いますが、現段階では愛西市におきまして、市内に現在保有している施設そのものについても、今後どうするかということを検討している状況でございますので、今永和荘を市として譲り受けるということは考えにくいのではないかとこのように考えております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

最初の子供の医療費の方から順番に質問をしていきたいと思っております。

以前、中学校卒業まで拡大すると幾らになるかというお話で、結局ずうっといろいろ数字を並べましたけれども、最終的には幾らかかるのか、そこら辺がもう少しはっきりお答え願えないと、また誤解を招くと思っておりますが、最終的には通院を中学校卒業まで引き上げるとどのくらいかかるのか、その点を聞いておりますので、端的にその部分だけお聞かせ願いたいと思っております。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

金額につきましては、先ほど御説明したかと思っておりますが、結果的に数字で申し上げますと、中学校3年生まで実施した場合についての市の持ち出し分は2億2,000万円でございます。

**○26番（宮本和子君）**

弥富市で私が市の負担をどういう予算で計上されているのかとお聞きしたところ、弥富市では市の負担を12歳までは1人当たりの医療費を3万8,000円、それから中学生を2万3,000円というふうにして計算して、平成19年度全体では2億3,000万円ということで予算化をされているわけですが、今、愛西市で、弥富方式で子供の人数で計算しますと、中学校まで通院を拡大すると1億3,200万円というふうになるかと思っておりますが、普通、中学生になれば抵抗力もふえて、病気になる率は減少するものでもございますし、通院を中学校まで拡大するにしても、もう少し市の負担額が少なくなるのではないかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

ただいま私どもが算定をさせていただいておりますのは、18年度の実績ベースにおいてその平均値をとった数字だというふうに御説明をさせていただきます。よろしく申し上げます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、通院というのは大変で、お金がかかることとは思いますが、もう少し正確というんですか、すごくアバウトな金額の試算の仕方ですので、今後気をつけて試算もしていただけるようお願いしたいと思います。

市長は以前、私の質問で、この子供の医療費の問題は愛西市になってから何度もやっていることですが、愛西市の子供の医療費では飛島村に続いて小学校就学前までは続いて拡大してきた経緯があるということで、先進地であったというような答弁をされておりましたが、市長は子育て支援に力を入れていきたいと、先日の議案の質疑の折にもそういう問題でお話をされて、児童館や子育て支援センターの建設、ファミリーサポートセンターの設置など、積極的に進めておられるわけですが、そういう点では若い方たちにこういった子育て支援も必要です

し、私も進めておられることに感謝はしております。

しかし、この子供の医療費という問題ですが、もう相当昔にさかのぼりますが、45年前に老人医療や子供の医療費無料化を日本で初めて実現してきました岩手県の旧沢内村の村長さんは、お年寄りや子供を大切にしないのは民主主義ではないと。医療費の無料化を進めて、早期発見、早期治療が進み、医療費が下がって国保財政も黒字になったというようなことをお話しされておった記事を私も読みました。子供の健康と命を守ってこそ、私は市長が進めております子育て支援の制度が生きてくると考えます。

7,210筆の署名をされたお父さんやお母さんの願いでもあると考えますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

宮本議員の質問にお答えをいたします。

今、それぞれお話をさせていただきました内容、私どもも十二分に検討し、部長が申しあげました内容をもって進めをお願いしているわけであります。これも、子供さんをお持ちの親さん方の一人ひとり、それぞれとらえ方は違うでありましょうし、先週、こんなことがありました。自分が市民病院で再検査ということで、再検査に行った折に、小児科の隣の列で待っておりましたら、2組のお母さんから声をかけられました。別々だったんですが、ある1歳ぐらいの子が熱があつて、熱が引かないということで、市長さんですよ。私、愛西市民ですけど、先般、新聞で見ました。3歳までの医療費無料化ありがとうございましたと。その場でも、飛島、弥富さんまではいきませんがということもお話ししておりました。ありがとうございますということでありますので、まずはそうした皆さんの声も伺っているわけであります。もう1組のお母さんは、愛西市から津島市へ嫁がれたということで、ふるさととは町方町というお話もしてみえましたし、これからも愛西市をよろしくということで、それぞれ市民の皆さん、立場やお考えはそれぞれ違うかもしれませんが、そうした御意見もあるということ。そして、今般、3年生までをお願いするわけでありますけれども、またこの12月議会の結果などは報道がされるわけであります。私どもも、そうした他市町村の状況も勘案しながら、今後も進めていきたいと思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

そういう点では、とりあえず3年生までというふうに解釈してもよろしいですか。今後どうなるかわかりませんが、財政もいろいろ議論はされておりますけれども、今後小学校卒業、そして中学校3年生まで拡大するという意思はおありでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

先ほど申しあげました状況判断して進めてまいります。

#### ○26番（宮本和子君）

じゃあ、今回は小学校3年生までだけれども、今後は順番に年齢を切り上げていきたいというふうに解釈いたします。

それで、もう1点ですが、この医療費の問題は本当に今全国的な問題になっているんですよ

ね。東京都も中学校卒業まで行いますし、本当に広がっていて、私はこの点、本当に市町村の隣の町と年齢でこちらへ行ったら助かった、こちらへ戻ってきたら損をしたという言葉で、この子供の医療費は国の一つの施策としなければいけないと思うんですよね。だから、そういう点では、国としての子供の医療費無料制度はありませんので、全国どこに住んでも子供の医療が無料にならなければ、財政の厳しい自治体は年齢を引き上げたくてもできないというのが現実です。愛西市として、ぜひ国に対して、子供の医療費無料制度を創設するよう要望すべきだと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

#### ○市長（八木忠男君）

おっしゃっていただくこと、自分も長男夫婦は羽島の方で生活をしておりまして、間もなく20日が予定で3人目が生まれるようです。そして、うちの愛西市のことを言いますと、こっちで住んでいませんので、羽島の状況を聞きますと、少しうちの方がいいかなあという感じであります。おっしゃっていただきました全国それぞれの自治体の状況はあるわけではありますが、愛知県は特にそうした面では進んでいるはずです。他の県の状況を聞きましても、愛知県は先進だということを知っているわけでありまして、今そうしたことで、国への御指摘のことまでは考えてございません。

#### ○26番（宮本和子君）

すごく考えていきますと言われるかと期待をしておりましたが、考えておられないということでは、すごくがっかりした気持ちなんですけど、やはり国も子育て支援の問題で、小泉元首相のときから、そういったものではいろんな施策をされておりますが、やはり子供の医療費の問題は、今回、就学前まで医療費の制度の改正で3割から2割負担になったと。そういったところでは、国としてもやらざるを得ないところまでこの運動が広がっているということは確かだと思うんですよね。独自に子供の医療費の無料化をぜひ国として創設をしてやるべきだと考えておりますし、今回の議会に、子供の医療費無料化を中学校卒業まで拡大を求める請願書が7,210筆の署名を添えて提出をされておりますし、議員の皆さんにはぜひ子育て中のお父さん、お母さんの願いにこたえて請願を採択していただき、愛西市でも財政の心配をしなくても子供の医療費が中学校卒業まで無料になりますように、ぜひ国に対しても子供の医療費無料制度を創設する意見書を議会としてぜひ提出をお願いしたいと思います。

市長には、国に対しては、どんな機会でも全国の市町村のところにもお出かけだということを知りますので、機会があるごとにこの問題も取り上げていただいて、不公平のないようにぜひしていただくように要望します。

次の学童保育の問題ですが、未設置の西川端、北河田、八輪小学校区の働くお母さんたちは、厳しい職場の条件の中で、安心して子育てをしながら働きたいと願っております。放課後子ども教室では、時間の延長が認められないということで、安心して働くことができません。まず延長希望の実態を把握し、そして要望にこたえることができないのか。また今、児童館子育て支援センターが建設に向けて準備をされておりますが、学童保育ができるまでの間、対応できる方法はないのか、福祉部の方でも何かそういう手だてはとれないか、ぜひ検討して

いただきたいと思います。見解をお聞かせ願いたいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

福祉部で何か対応できないかというお尋ねでございますが、私どもの方としては、今年6月に児童クラブ事業と運営費補助金というものを、議会の皆様方の承認をいただきまして創設したわけでございますが、お母さん方グループでアパートを借りられて実施されるというような御希望の方は見えないでしょうか。例えば家賃等につきましても、上限はございますが、2分の1まで補助をさせていただきますし、初回の整備費として30万円も補助金の中で準備させていただきます。補助基本額につきましては、月額1万2,700円、それから利用料がこれにプラス5,000円、1人当たり収入としてあるわけですが、そういった手だてはどうかあというふうに思っております。

それから、あとファミリーサポートセンターでございますが、来年4月に向けて準備をしております。こういった事業につきましては、子供さんの送迎、あるいは預かり事業などもありますので、放課後子ども教室が終わった後、保護者の方が帰宅されるまで御利用いただければどうかというようなことも思っております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

もう一つ、延長希望の実態を把握して要望にこたえることができないかというところで質問したんですが、その点は調査などは行われていませんか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

お母さん方の勤務の状況というか、仕事についてみえるかついてみえないかというのは、当然学校の連絡網と個票には登録はされておるわけでございますが、そのものをこの教室にいただくということもできませんし、また最初に申し上げましたように、当初の段階から学校の空き教室並びに学校施設をお借りしてでの関係でございますので、最初のスタートから5時までというようなことでお願いをし、始めたばかりでございますし、また管理員とかアドバイスの方等についても、そのようなことで応募をいただいておりますので、今すぐ変更とか、また調査についても管理員の皆様は承知してみえるとは思いますが、今すぐ調査までということは考えておりません。よろしく申し上げます。

**○26番（宮本和子君）**

そうしますと、今、福祉部長の方からもアパートを借りてというような援助の方法など丁寧に教えていただいたし、ファミリーサポートセンターがあるからというんですが、5時15分から30分の間ですので、やはりそういった希望を聞きながら、何らかの方策がとれないかなあということを私は考えるわけですが、そういったお母さん方の声があったら相談に乗っていただけるようなことは福祉部として考えていただけるでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

来年には小学校区すべてに児童館、並びに子育て支援センターの建設をさせていただきますので、その建設に向けて精いっぱい頑張っておりますので、よろしく申し上げます。

**○26番（宮本和子君）**

今現在、切実に働き続けたいと思っているお母さん方ですし、この西川端、北河田、八輪小学校区がなぜ最初に放課後子ども教室ができたかというのは、児童クラブなど働くお母さん方の子供を預けるところがないということで優先的にこの小学校区で始められたと思いますので、そういう点ではお母さん方の要望に沿う形で、しばらくの間といっても、その間も働き続けなければならないわけですので、そのことは市としてもきちっと対応できるようにしていただきたいと要望いたします。

それから3点目ですが、乳幼児と児童クラブの子供たちが同じ部屋で過ごすことは大変危険でもあり、遊びに連れていきたくても行けないというのが現状でございます。そういう点では、乳幼児も児童館に行って安心して遊べるようにすべきだと思いますが、ほかの部屋でゆっくり遊べる場所を確保するとか、別建てに考えないとちょっと無理かと思いますが、その点はいかがでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

現在でも全く利用がないわけではなくて、先ほど言いましたように、教室は親子クラブはやっていませんけれども、乳幼児の利用もあるわけございまして、そのように職員の方は配慮してやっていると思っております。いずれにしましても限られた施設でございますので、両者がうまくいくように職員は配慮してやっていくように、これからもお話をさせていただきたいと思っております。

**○26番（宮本和子君）**

では、よろしく願いいたします。

あと2点目の、ほのぼの児童クラブの問題ですが、勝幡ビルの3階ということですが、3階というのは子供が結構学童期で、相当元気に遊び回る子供たちだと思うんですが、そういう3階というのは危険ではないかと思うんですが、そういう形でも許可をするということでしょうか。3階しかできないのか、そこら辺はどうなんでしょうか。3階に対して、私はちょっと疑問を持つわけですが。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

安全には十分配慮してやっていただくように、当然運営される方もその辺は心得ておられると思いますので、よろしく願いいたします。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、本当に安全にきちっと対応された上で、またビルなどの管理もどうなっているのかということを確認して、事故が起きてからでは取り返しのつかないことですので、そこら辺はぜひよろしく願いいたします。

次に、県の老人休養ホームの永和荘の問題ですが、この問題を県にお聞きしましたところ、2005年の行政改革大綱で、平成22年に永和荘の廃止の方針を打ち出していたということで、今まで永和荘の具体的な方針を県から聞いていなかったのか、愛西市として聞いておれば、どのような検討をされてきたのか。7月からのお話はよく伺っているわけですが、以前にもそういうお話がなかったのかどうか、どのような検討をされてきたのか、その点をお聞かせ願いたい

たいと思います。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

先ほど2005年の行革大綱ということで、2005年の2月に始まっているわけですが、旧佐屋町の時代、合併直前ですけれども、17年の1月27日に県の高齢福祉課長さん初め海部事務所の健康推進課長さん等がお見えになられまして、そこで初めて老人休養ホーム永和荘が平成22年、この行革大綱の中に廃止という方向に入ったということを聞いたわけですが、その後、昨年、あるいはことしというふうにお見えになられておるわけですが、県としても、こちらの方のいろんな意向等もありますので、強制的にとかそういうようなわけではなく、こういうふうに載せてあるものですからよろしくお願ひしますみたいな形でございましたので、私どもも時間的なことも22年末ということでしたので、永和荘は一番最後だというふうに話を聞いております。湯谷とか、そちらの方から順次ということを知っていましたので、一応お話を聞いて、きちっとした検討委員会とか、そういったものを立ち上げたわけではありませんが、一応中としてはどうするといいかというようなことは折に触れて話をしていたというのが実情でございます。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

そういう点では、毎年のように見えていたけど、十分な検討を愛西市としてはしてこなかったということだと思います。永和荘の問題は、愛知県民の休養ホームとして、県下の高齢者の健康増進のための施設として長年利用されてきました。古くなり、財政的に維持できなくなったからといって、地域の自治体に押しつけるというのもどうかと考えますが、今までのようにこの施設を県として維持管理していただきたいという要望するとともに、天然温泉施設の有効活用としての地域住民へ還元するための方策をぜひ検討していただくチャンスでもあります。こういったことで県と協議をされてはきませんか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

県といたしましても、行革大綱にのせまして、ほかの施設から順次廃止をしてきておりますので、それを覆すといえますか、そういうことは恐らく無理ではないかというふうには思っております。

それから、老人福祉センターとの比較のお話もありましたけれども、隣にある老人福祉センターにつきましても、合併後ふえるんではないかという危惧もありましたが、現状を見てみますと、平成16年度が412人、1日平均ですけれども、それから17年度合併してから412.8人、18年度412.1人、19年度に入りましても410人前後で推移をしておる状況でございます。したがって、現在の施設でまだまだ対応していけるんではないかというふうには思っております。以上でございます。

**○26番（宮本和子君）**

老人福祉センターはあまりふえてないということですが、最近、立田のバスが佐屋に乗り入れてくるようになりまして、バスの運転手さんに聞くと、結構市役所のところから乗りかえて立田の方が佐屋の老人福祉センターを利用されている人がふえたというお話も聞いております。

ので、足がない。特に佐織地域は全然そういう足がないわけですから、車で来ようと思ったら来られるけれども、やっぱり佐屋の人がたくさんいるし、狭いということもありましょうから、やはりすぐ来るという方向には私はならないと思いますし、やっぱり今後佐織の人たちも佐屋の方に来られるようになれば、そういう点では順番にふえる可能性は私はあると思いますので、今すぐということではないかもしれませんが、将来のことを考えますと、そういった温泉つきの老人福祉センターも珍しいですから、そういう点では私は手狭になる可能性は十分あると思います。今後、その点で考える一つの目安にその問題もぜひ入れていただきたいと思います。

それから12月3日ですが、日本共産党議員団が、お隣の海津市の海津苑が12月にリニューアルされましたので、視察を行いました。海津苑は100円温泉として三十数年間、海津市内外を問わず、愛西市の市民の方も含めて好評を受けて利用されてきております。宿泊・宴会が日帰り入浴の分を補ってきたとのこと。施設が老朽化をしまして、昨年18年度から改修を行い、12月からいやしの湯として浴室棟がオープンして、来年度には宿泊・宴会・会議室施設を改修するというので、宿泊施設ができれば5,000万円の収入を見込んでおり、サービスの充実や採算性のある施設として、時代のニーズにこたえられるような施設運営をしたいというお話でした。そういった意味では、各地の自治体では、市民の健康増進と天然温泉の有効利用ということで、温泉施設を運営管理する自治体もふえておりますし、この海津市はもう一つ「水晶の湯」というのがありまして、あそこも本当に盛況でありまして、そういった自治体が市営で施設管理をして、巡回バスを拡大して住民の利便を図って、観光名所となっている。やはり周辺の市町村や、また愛知県下でも永和荘はよく利用されております。そういう点では、永和温泉というのか、そういう形で観光名所という形にもうまく利用すればそういうこともできるということで、私はもっと視野を広げて、愛西市の永和温泉ここにありと、多くの方に利用される施設となるよう検討されてはいかかがかと考えますが、その点はいかがでしょうか。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

海津苑が5,000万円の収入ということでありましたが、実はその改修のために10億を超えるお金をつぎ込まれる予定になっておるわけです。これもまた10年、20年たちますと修理がかさんでくると思います。そういうことも考えますと、やはり今永和荘につきましては、市としては大き過ぎるのではないのかなというふうに思っております。

それと、先ほど足がないから大井の老人センターに来られないということもおっしゃいましたけど、やはり位置的な問題もあると思うんですね。ですから、そういうことも考えますと、今あれを市が引き受けるということは非常に難しいのではないかなと思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

海津市も決して豊かなまちとは言えませんし、今回の海津苑の改修に当たっても合併特例債を使って市民も利用し、他市町村の皆さんにも利用していただきたいということで、今まで100円でしたが、今度500円ということで、若い人も含めて相当いろんなおふろも用意をされて準備をされているわけですから、どういうふうにある資源を活用するのか、将来の愛西市をど

うするのかという点においても、有効活用できるところは有効活用して残していくというのも一つは方法だと思います。

私ども佐屋町時代に、一般の人を入れる温泉施設をとということで請願も行いました。時期尚早ということで否決をされましたが、愛西市民の健康増進のために佐屋老人福祉センターが愛西市民で使うには、今後手狭になってくるということも考えれば、今こそ永和荘の天然資源でもある温泉を有効活用して、私は医療費削減の一助となると考えますし、ぜひ地域住民等を交えた検討委員会なども立ち上げて検討すべきだと考えますが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

温泉の有効活用については、私も異論はないところでありますが、最初にも申し上げましたが、そういった事業を市としてやらなければいけないのかどうか。近辺には民間でそういった入浴施設をやってみえるところもあるわけですが、やはりそういったことも判断の決め手になるのではないかというふうに思っております。

#### ○26番（宮本和子君）

先日、県の職員の方にも、先ほど福祉部長も永和荘が一番最後だということで、もうこれで最終的に決めなければいけませんかというふうにお話ししたら、愛西市の方がどういう結論を持ってみえるかわからないけれども、話し合いによってはもう少し期間を延ばすこともできるというふうにお話をされておりました。私どもも、あそこは近いということもありますが、よく宿泊にも利用させていただいておりますし、日常的に周辺の方たちとあそこで食事を楽しみにしたり、それから総会などを行ったり、いろんな利用の方法があって、最近では愛西市の方々もグラウンドゴルフで相当利用されるようになりました。そういう点では、あまり利用していないんじゃないかと、今どんどん周辺の方が随分利用されているなあということを感じますし、私もびっくりしたんですが、お年寄りの方は5,500円という値段ですが、安い値段の割には食事が本当においしくいただけただというふうに思っております。

やっぱり温泉にもつかり、リフレッシュをして、この永和荘の施設を地元としては私は何とか守りたいという気持ちでおります。なくしてしまうことは簡単だと思いますが、どのように有効に利用できるのか、もう一度地元の住民の方たちと御一緒にぜひ検討委員会を設けて、いろんな知恵を皆さんで寄せて、この天然資源の温泉を有効活用できるようなことをぜひお願いしたいと考えますが、市長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

この永和荘の点につきましても幾度か御質問いただきまして、私どもの考え方はお伝えしてきております。県が愛西市へ払い下げるといいますか、県ができない、赤字があって持ち続けられないことを、愛西市も行革大綱で進めなくてはいけませんし、そんな中で負担増の施設は現段階、海津苑のお話もしていただきましたが、環境、地域性、たくさん近くにそうした温泉施設、あるいは旅館があるわけでありまして、ですから今私どもがあ施設を維持していくべき状況ではないという判断をしているわけでございます。皆さん方の御意見は御意見として承

りますし、県にも引き続いて延長してもらえようなお話でしたので、私どももその旨はお願いをしながら、返事は今申し上げましたように、私ども市として受けてという考え方は持っていないので、よろしくお願ひいたします。

**○26番（宮本和子君）**

私は本当に地元の方の意見が、あそこの問題については何も入っていないと思うんですね。だから、そういう点では地元の皆さんの意見を聞きながら進めていくという話なら、それでも検討した結果、どうやっても無理だという話なら納得はされますが、今の段階では、もう地元にも何もそういう話はないし、愛西市としてどうするかということはある程度話をしていたら延ばせるという話だけですから、愛西市がノーと言っている段階では県の方は22年の3月いっぱいまで廃止という方向を持っていますので、だからせっかくの機会ですから、そういう点ですっきりと皆さんと相談し合いながら、結果としてはどういう形になろうと仕方がないことではしょうけれども、初めからもうあそこは無理というようなことで検討もしないで進めているということに、私はちょっと愛西市の姿勢、住民参加と言いつつなかなか住民の声が届かないという気持ちを今も強くしたわけですが、やはりそういったことをきっかけに、この地域を活性化する一助になると思いますので、そういう点では地元のコミュニティーの方とか永和地区のコミュニティーの方とか、そういう方たちともぜひ話し合うきっかけだけつくっていただきたいと要望いたしまして、この質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

26番議員の質問をこれにて終わります。

それでは10分間、休憩をとります。

午後1時58分 休憩

午後2時10分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位14番の21番・永井千年議員の質問を許します。

**○21番（永井千年君）**

それでは質問させていただきます。

項目で言いますと、大きな項目で3点、それぞれの細かい項目だと12点ばかりになりますので、答弁漏れのないようによろしくお願ひいたします。

まず市民・市民団体、議員・議会への情報提供のあり方の改善をというテーマで質問いたします。

先ほども宮本和子議員が指摘をしておりましたが、議会運営委員会の前日に子供の医療費無料化を進める会と市長との懇談の折、既に小学校3年生まで子供の医療費を無料にする条例改正案を議会に提出することを決めているにもかかわらず、市長はその具体的な内容を明らかにされませんでした。市長は、現在、残念ながら各地区へ出かけるような市政懇談会を行っていませんので、こうした一つ一つの市民・市民団体との懇談は大変貴重な機会であります。懇

談に当たっては、既に内部で検討している事項、現在検討中で最終決定に至っていない事項など、たとえ議会に未報告の内容であっても、積極的な説明、見解の表明をしていただき、そこで市民の意見も聞く機会にさせていただきたいというふうに思います。市長の考えをお尋ねいたします。

2点目です。私は、最近、市民の方から市の意思決定、市の施策の決定はどのように行っているのか、教えてほしいという質問を多く受けるようになりました。市の行政運営の方針、重要施策がどのような経過で決定しているかをできるだけ透明にしていくかは、求められている行政の大きな方向だと思います。例えば、最近では固定資産税の5年遡及の問題、あるいは総合斎苑の建設の進め方の問題など、市民の間で多様な意見があり、議論が行われている問題ほど透明性が強く求められています。

一例を挙げますと、東京の狛江市では三役・部長で構成する毎週火曜日の庁議の概要を市のホームページで詳しく報告しています。そこには、審議事項、報告事項の内容とともに、そこで参加者からどのような意見や質問が出て、そして決定事項となっていたか、あるいは継続審議となっているかについて報告をしています。愛西市では、現在、第2、第4火曜日に幹部会が行われているようですが、この幹部会の審議事項や報告事項などの概要をホームページに載せることはできないかどうか、答弁を求めたいと思います。

3点目です。広報「あいさい」12月の情報コーナーを見て、私は大変びっくりいたしました。それは、私が6月議会の質問で要求して、当面考えていないと答弁されていた小規模工事等希望者登録制度が、小規模工事等受注希望者登録申請として載せられていたこと、そして加藤敏彦議員が3月議会の質問で今後も現行どおりでいくと答弁されていた介護認定者の障害者控除認定の適用拡大が、介護認定1以上と載せられ、求めていた市民要求・要望が実現していたことであります。実現したことは大変うれしい反面、なぜ質問した議員や議会に報告されないのかという思いも同時にしました。

本会議、委員会での質疑や一般質問の答弁で検討を約束したもの、あるいは答弁内容が変更される場合は、その時点で質問議員や議長に説明をしていただく必要があると思います。先ほどもこの問題は田中議員が取り上げておりましたが、議会中は全協があるわけですから、その機会に説明できますが、それ以外には、やはり直接伝えていただきたいと思います。この点での改善を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

4点目です。今述べましたこの二つの事業、小規模工事等受注希望者登録申請、これは全くの新規の事業であります。そして、介護認定者の障害者控除認定の適用拡大も、これの対象を約3倍に大きく広げるものでありますが、にもかかわらずこの広報の情報コーナーでは、その扱いが大変目立ちません。新規の制度であることや、あるいは内容が大きく変わったことなどには少しも触れておりません。せっかく市民に喜ばれることを決めたのだから、もっと積極的な広報をしていくべきだと思います。

このように、新規事業や変更点がある場合、そのことが明確にわかるように、広報「あいさい」の改善をしていただきたいと思います。また、そのことの周知のために、対象者への文書

の通知や、あるいは説明会の開催なども積極的に行ってもらいたいと思います。

5点目です。今度の12月広報にパブリックコメントの状況が報告されておりました。それを見ますと、行政改革大綱が3名、市民憲章が2名、きらり愛西21計画が1名、男女共同参画プランがゼロ名という低調な実施状況がわかりました。原因はどこにあると思ってみえるのでしょうか。やはり私はその問題に関心ある市民と接する機会の多い担当課の窓口などで、もっと積極的な広報・PRをしていただく必要があると思いますが、一層多くの方がこのせっかく始めたパブリックコメント制度、意見を寄せていただけるように改善をしていかなければならないと思いますが、どのように考えてみえるでしょうか。

6点目です。要綱や要領などについては、議会の議決が必要ではありませんので、知らないうちにこれが変わっていたということを私自身経験をしています。ぜひとも要綱・要領集を早急に作成して、各庁舎やホームページでも閲覧できるようにしていただきたいと思います。答弁を求めます。

大きく2点目の問題です。

後期高齢者医療制度の来年4月実施の中止・撤回を求めたいと思います。

後期高齢者医療制度は、医療費削減を目的に、75歳以上の高齢者を他の世代から切り離して、際限のない負担増と差別的な医療を押しつける大改悪だと思います。年金が全くふえていないのに、75歳にもなってどうしてまた保険料を負担するのか。このままの制度では絶対だめと、4月実施を中止してほしい、そういう声が、私たち日本共産党が今取り組んでいるアンケートにもたくさん寄せられています。国に対して、来年4月実施の中止・撤回を強く求めたいと思います。

市長に伺います。市長は、この制度に対してどのような見解をお持ちなのか、最初に述べていただきたいと思います。

広域連合の議会の報告が既に今議会でも届いておりますが、保険料は愛知県の場合、均等割が4万175円で、所得割が7.3%、平均9万3,204円、月額7,767円と大変高額な保険料となりました。介護保険の月額よりも大きく上回るものとなりました。この対象となる高齢者には、現在国民健康保険税を負担している方、被扶養者となって負担してみえない方がありますが、国民健康保険税を負担している方は、負担している国保税を大きく上回ると考えられます。愛西市の場合、どのようになるのか。具体的な事例を挙げて御説明をいただきたいと思います。

小沢議員への答弁で、均等割の7割・5割・3割の軽減制度について説明がありました。この軽減措置の問題点というのは、これが世帯の所得で判定されてしまうことでもあります。どのぐらいの方が対象となるのか、また同時に広域連合がつくる減免制度、別途つくられるようでもあります。この減免制度については、私たちの愛西市の国保税にあるような世帯所得200万円以下の1割軽減というような減免制度というものは、広域連合の減免制度にはないようでもあります。広域連合に実効性のある減免制度を求めるとともに、国保税同様の制度を市独自でつくって補っていく考えはないかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、資格証明書の問題について。

体力のない75歳以上の高齢者から保険証を取り上げたことにより、医者にかかるのが少しでもおくれれば、これは直ちに命にかかわる問題であります。資格証明書の発行をしないことを確約していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

この問題の最後に、昨日も質問をされましたけれども、来年4月から基本健診が廃止されて、各保険者による特定健診となります。国保の特定健診の内容はどのようになるのか。そして、広域連合から委託される後期高齢者の特定健診の内容はどのようなものになるのか。昨日の答弁で、勤労者に対しては公共施設への実施を検討してまいりたいというような答弁もされておりますが、現在の基本健診では2,100人ほどの方が国民健康保険以外の方というふうになっています。これらの方が果たして別の保険者が行う基本健診で全員が救われるかどうか、大きな問題があると思います。これらの方も、市が行う集団健診などで参加できるような措置はとれないのか、お尋ねをしたいと思います。

3点目です。国民健康保険税、市民税、介護保険料の減免制度の抜本的拡充を求めたいと思います。この問題は、今まで何度も取り上げてまいりましたが、こういう負担増のときに、ますます減免制度の拡充の必要性が高まっていると思います。2008年4月から国民健康保険一部負担金の免除・減額、徴収猶予の制度が始まります。2007年10月から始めています弥富市の場合、前3ヵ月の世帯の実収月額が生活保護の基準生活費の110%以下の場合には全額免除、110%を超えて120%以下の場合半額に減額、そして120%を超え130%以下の場合に市が直接徴収することとし、徴収を猶予するなどの内容となっています。愛西市も弥富市と同一内容で実施するのか。その場合、国民健康保険の加入者の何%が対象となると推定しているのか、試みの数字を教えてくださいたいと思います。

最後の問題です。国民健康保険税、市民税、介護保険料の滞納者数と全体の加入対象者に対する比率はそれぞれどのようになっているのか。そして、それぞれ申請減免による実績はどうなっているのか。一番新しい数字で説明していただきたいと思います。

大変少ない実績のようではありますが、この実績の少なさの原因は、減免基準の厳しさにあります。その基準も、またそれぞればらばらであります。この際、一部負担金の減免基準の制定に合わせて、所得の基準などの引き上げによって申請減免の対象を思い切って広げる抜本的な拡充を改めて求めたいと思います。その考えはないかどうかお尋ねをいたします。

以上、積極的な御答弁をよろしくお願いいたします。

#### ○市長（八木忠男君）

永井議員の質問にお答えをいたします。

最初に情報提供のあり方、先般、要望を受けた折の内容もお話をいただきました。実は、医療費の提案をする前の議会運営委員会の前の段階でありますので、その懇談の内容の中では前向きに考えているが、内容については議会の皆さんへ御提案をするということで、その場は終わったわけであります。いろんな会議、あるいは懇談の場がある中ですが、そのケース・バイ・ケースといえますか、もちろん隠すことでもありませんけれども、誤解を招かないような形で今後も対応してまいりたいと思っております。

こんなことがありました。環境事務組合の職員が新聞記者に、旧塩田焼却場の跡地利用について話をしたと。それが管理者も議会の皆さんも全然報告説明なしで新聞報道がされてしまったということです。そうしたことの無いように、十二分にこうした公表の内容については対応をまいりたいと思っているところであります。全協などいろんな場でも、これも副市長が申し上げましたが、御説明する内容については御報告・説明に今後も努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

そして、月2回の幹部会の内容でありますけれども、ほとんどが連絡調整事項でありまして、政策的なことについては各部署とそれぞれ打ち合わせをして進めております。ですから、内容につきましては、職員間、あるいは愛西市各庁舎の連絡などなど、幹部への連絡調整でありますので、現段階ではその内容についてホームページでお伝えをするまでは考えてございません。

そして、もう1点の後期高齢者医療制度の4月中止・撤回をということではありますが、これも愛知県全体で進めている中、あるいは国の保険のあり方、国民皆保険ということでもありますし、今後ますます高齢者が多くなっていく中で、現役の世代の皆さん、あるいは高齢者の世代の皆さんが明確に、なおかつ公平な負担をもってこの制度がなされてきていると判断をしているわけでありまして、4月に中止・撤回の考えは持ってございません。

あとは担当から御説明を申し上げます。

#### ○総務部長（中野正三君）

それでは、本会議、委員会での質疑、一般質問の答弁のその後のことですが、これは副市長が田中議員さんの一般質問についてお答えをしたことを踏まえてお願いを申し上げたいと思いますが、同じように全員協議会の場等をいただきまして、報告、御説明を申し上げたいというのが基本でございます。

ただし、時間的なこと等で急遽そのような案件が生じた折には、全協の開催を含めて、どのように皆様方の方へ御説明、御報告をするのか、議会事務局を通じまして、また議長さんとも御相談を申し上げていきたいというふうに考えております。

私の方の2点目で、広報「あいさい」の改善をということですが、確かに議員がおっしゃるように、お知らせという中のところで、インパクトがないような表現といいますか、掲載の仕方だという御指摘でございます。

その中で、私ども全職員が掲載するに当たって、今後もっと考えてまいりたいというふうに思っております。

それと、対象者への通知文や説明ということですが、いろいろ把握をしにくい場合等がございますので、現時点では広報の周知をお願いをしたいと考えておるものでございます。

パブリックコメントにつきましては、後ほど企画部長から御答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

それから要領・要綱集の作成をと、それから各庁舎ホームページでの閲覧もということでご

ざいます。

現在、愛西市、各担当課に確認しましたところ、要綱・要領については約260件ほど持っているということが確認をされております。要綱・要領につきましては、いずれも条例・規則、また法律に基づいたものの中の事務処理上進めていくためのもので、指針や基準を定める内部規律というものが多くございます。現時点では、各庁舎ホームページでの閲覧は現在のところ考えておりません。担当部署でお求めいただければごらんいただきたいと思っております。一部のところでホームページにそういうものが載っている部分もあります。ただし、これは全部載っているわけではなくて、指導要領のみ数点載っているというところもあることは承知しております。以上でございます。

#### ○企画部長（石原 光君）

パブリックコメントの関係につきまして、私の方からお答えをさせていただきます。

このパブリックコメント制度につきましては、集中改革プランの具体的取り組みの一つであります。それで、全庁的に取り組むべく愛西市パブリックコメント手続に関する要綱をことしの2月に定めておりまして、19年度より本格導入をしたところでございます。

それで、既にこれまでに愛西市行政改革大綱を初め、議員御指摘がございましたように、四つの計画等についてパブリックコメントを実施してきておりますが、12月の広報でも結果については公表していきます。先ほど議員御指摘のとおり、やはり行政側の市民へのアプローチが十分なされてきたかと申しますと、まだまだ十分とは言えない部分が正直言ってございます。先ほど申されました実施期間で言う窓口の閲覧等も含めて、積極的に周知していくよう、これ全庁的にそれぞれ職員の意識改革も当然必要だと思っておりますけれども、そういった意識を持って、今後積極的に周知を図っていくように、そういった統一的な見解で進めていきたいというふうに考えております。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方からは後期高齢者医療制度の関係について御答弁させていただきます。

まず保険料の関係でございますが、保険料率等につきましては11月に開催されております愛知県の後期高齢者医療広域連合議会におきまして、7.43%と定められました。続きまして、均等率につきましてはお1人4万175円と、こちらの方も決定をされ、高齢者が現在負担をしております。

国保税を上回る事例を一般的に試算をした形ということの御質問でございますが、まず老人の2人での世帯でそれぞれ年金収入が120万円の場合を比較してみますと、後期高齢者医療では2人の保険料の合計が2万4,000円になります。そして、国保税におきましては2万7,500円となります。

次に、単身で年金収入額が208万円の場合を比較してみますと、後期高齢者医療では8万1,000円でございます。そして、国保税につきましては7万6,600円といった数字になります。

次に保険料の減額・減免についてでございますが、こちらの方につきましては愛知県の後期高齢者連合が条例で定めることとなっておりますので、市単独の条例を制定して保険料を減額

・減免するといったことは、制度上大変困難だと解釈をしております。

そして、減免率についてのお尋ねがあったかと思いますが、現在、県下の広域連合での減額対象者の数の見込みですか、これは私ども約37%とお聞きをいたしております。

次に資格証明書の件でございますが、資格証明書の発行につきましては、保険料を納付する資力が十分にありながら、事情もなく保険料を納めていただけない方に対して、やむを得ず行うものでございます。制度の趣旨を御理解いただきたいと存じます。

そうした中で、ただし一定期間滞納があれば一律に行うということではなくて、被保険者の実情等は十分考慮して、広域連合と市が十分検討をさせていただいた上で判断をするものと認識をいたしております。

次に4点目の、制度が変わります特定健診でございますが、あくまでも私どもの方からは国保の特定健診についてでございますので、現行の基本健診と比べてという御質問でございますが、きのうも少し御説明をさせていただいたかと思っておりますが、今回、新たな視点で生活習慣病対策を充実・強化する特定健診、また保健指導が新たに導入をされることになっておりますので、比較をして大きく違いがあるのはメタボリックシンドロームの判定基準といったものの、腹位の項目がふえたことが大変大きな変更点ではなかろうかと思っております。特定健診、先ほどもお話があったかと思いますが、これはあくまでも保険者に課せられたものでございますので、現段階では国保以外につきましてはそれぞれの各保険者において実施をされるものというふうに解釈をしております。

それでは、続いて私の方から先に国保税の関係のお話をさせていただきます。

国保税等の一部負担金の減免のお話かと思いますが、この一部負担金の減免については、以前にも御質問を受けた記憶がございますが、今現在、海部津島地域で統一した考え方でやっていきたいというようなことで、担当者会の中では話が出ております。それで、この件に関しましても、来年度実施に向けまして、弥富市さんと同一内容で現在検討させていただいております。

そして、議員の御質問にありました対象者の件でございますが、対象者につきましては、所得の見込みによってそれぞれ算定がされるという内容からしますと、本年度の所得見込みが前年からどれだけ減ったのかといった判定基準となっておりますため、対象者の推定をするのは、現段階では困難ということでございます。

次に、滞納者の数の件でございますが、滞納者数と対象者に対する比率ということでの御質問でございますが、まず国保税の関係でございますが、平成18年度末で被保険者数1万1,740人に対しまして、滞納者は1,008人でございます。8.59%の割でございます。

そして、申請減免の実績のお尋ねがあったかと思いますが、平成19年度、今現在で2件の申請、これは火災と施設入所がそれぞれ1件、18年度におきましては4件、火災が3件、施設入所が1件、17年度におきましては2件で、これは火災が原因でございます。

そして、一部負担金の減免基準とあわせて所得基準の引き上げのお話がありました。大変申しわけございませんが、現在のところ、このような対応を考へてはおりませんので、よろし

くお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

**○総務部長（中野正三君）**

それでは、市民税についてお答えを申し上げます。

平成18年度の市民税の対象者でございますが、3万2,546人で、うち滞納者の方は1,076人で、その比率につきましては3.3%でございます。そのうち、市民税の申請減免につきましては6件、減免額が17万5,900円ということでございます。

お尋ねの減免枠、減免の制度の抜本的な拡充をということでございますが、永井議員には6月議会でも御質問いただきました。そのときの答えと今変わってなく、規定の見直しということは考えてございません。

次に福祉部長からお答え申し上げます。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

まず滞納の比率でございますが、18年度決算ベースで212人でございまして、1万4,215人に対しまして1.49%という率でございます。それから申請減免でございますが、18年度で3名、19年度は現在のところございません。

それから減免制度の抜本的拡充を求めるということでございますが、災害等の場合の1割負担減免というものを導入していきたいということで今考えております。以上でございます。

**○21番（永井千年君）**

それでは再質問を行います。

まず市民・市民団体に対する積極的な説明や見解の表明をという問題であります。議会に対しては当然議案というものが出てくるわけですから、議案そのものを議会に先駆けて見せろとは一言も言っていないわけで、しかし、例えば進める会との懇談の折でも、あした議会運営委員会が開かれて、小学校3年生までの条例をもう決めているので、あした提出する予定だということについて言うことは、何ら問題はないのではないかというふうに思います。先ほど市長が言われた、だれも知らない売却の話が新聞に載ってしまったという話とは全然違うわけで、計画でもない、もう既に結論として出ているものでありますので、その点の区分けをしながら、積極的に説明を今後もしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

先ほども申し上げましたが、マスコミというのは待ったなしで、少しの情報があれば載せちゃうわけですよ。例えば黙っていてくださいと言っても、オフレコでと言っても。ですからだめなんです。十分注意して、公表などはしてまいりたいと思っております。

**○21番（永井千年君）**

少し考えの違いがありますけれども、しかし市民・市民団体に対して、既に決定をしているようなことについては、今後もぜひ積極的に説明をしていただきたいと思いますので、一律的な今のような言い方でなくて、場面場面、最初にケース・バイ・ケースと言われたようにやっていただきたいと思いますということを要請しておきます。

それから二つ目の幹部会、これは幹部会の中身、時々何が話し合われているかなど、私たちも非常に関心があるわけですが、どうもなかなか政策的な課題についての議論が行われているような感じがなかなかしないものですから、私は当然市長のツルの一声で政策が決まってしまうということではなくて、担当部局から幹部会に提案があり、部長さん方も三役さんもその議論に加わって、そしてもうちょっと検討時間が要る、きょう結論にしましょうと、そういうことが一つ一つ決まっていくのではないかと思います、その概要についてホームページなりに公開されていくということは、当然五百何名の市の職員もすべてそれを読むわけでありますので、幹部会では今こういうテーマで報告がされているな、議論がされているなということがわかった上で仕事ができるという点でも、非常に大きなプラスの面があると思いますので、私は東京の狛江市の例を挙げましたけれども、なかなかホームページに載せないかんということになりますと、逆に一つ一つの会議をよく準備してやらなくちゃいけないという側面も出てきますので、逆にそういう点でのプラス効果もあるのではないかというふうに思いますので、単なる連絡調整、スケジュール調整だとか、そういうことでなくて、こうしたことをやる中で積極的に今後の政策の検討についても透明性を高めて、職員にも市民にもよくわかるようにしていただきたいと思いますというふうに思います、ホームページに載せるか載せないかはさておいて、その方向性についてはどうでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

検討課題とさせていただきます。

**○21番（永井千年君）**

それから広報の情報コーナーの話を、二つの例をして説明をいたしましたけれども、田中議員も言われておりましたけれども、質問のしっ放しだとか、答弁のしっ放しということではだめだと。行政と議会の緊張感を保つためにも、このあたりはきちっと意識的に実行していただく必要があるだろうと思いますが、特に議長さんの積極的な取り計らいによって、最近全協ではその都度その都度膨大な資料が出て説明もされますが、今回のケースでは、今後報告はされるのでしょうか。例えば小規模事業は6月議会にやらんと言ったけど、やることになりましたということが報告されたり、障害者控除の認定の拡大についても、これは大きな変更でありますので、議会の定例会と定例会の間というのは全協が今行われておりませんので、これはぜひ当の本人に説明していただくと同時に、議長にも報告していただくというふうになるのでしょうか。ちょっと確認をしたいと思います。

**○副市長（山田信行君）**

私、先ほどの田中議員への答弁でもお答えしましたように、個別の議員さんに御報告ということはちょっと考えておりませんので、行政全般、そして今回から一般質問などで御指摘をいただいた点については、次回の全員協議会の場で、こちらの方の準備のできたものからその都度説明やら報告をしていきたいと、そういう考えであります。

**○21番（永井千年君）**

もう広報に載っちゃっているものですかね。僕が言っているのは、載る前に、変わること

についての説明をしていただく必要があると思いますが、ちょっと副市長さんのニュアンスと先ほどの総務部長さんの答弁とちょっとニュアンスが違うんですけど、それはそう複雑な話じゃありませんので、質問された議員さんに一言説明していただくというのは、何ら問題がないんじゃないですか。どこに問題があるのかよくわかりませんが、個別の議員には知らせないといつて力んでしまわれるようなことではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○副市長（山田信行君）**

なかなか私の方の説明不足かもしれませんが、要は主体としては、基本としては、議会全員の皆さんがお見えになる全員協議会などの場を利用させていただいて、いろんな行政全般の報告をさせていただきたいという考えに変わりはありません。よろしく御理解をいただきたいと存じます。

**○21番（永井千年君）**

そうしますと、個別に聞いても答えないということですか。そんなことじゃないでしょう。だから、なぜそんなことで、一分か二分で済むことをなぜやられないのかというのはちょっとよくわからないんですが。当然、こうやって今幹部会で答弁について整理して、検討課題はこれとこれ、やるという約束したことはこれとこれという幹部会で整理をされておるわけでしょう。そのことについては、そんなに膨大な量じゃありませんから、それが全部はいやりますという一挙に何十と変わっていくわけじゃありませんから、その程度のことはできないんですか。

**○副市長（山田信行君）**

例えばタイムスケジュールをもって説明すれば、今議会、この一般質問が終わった後の次回の幹部会という1月の第2火曜日になるわけです。その場で、今回御指摘や御要望いただいた点が各本課からまとめて出てくるわけです。それを全体で確認し合って、細部煮詰めるのはそれからスタートしますので、早くてもまとまったものが報告できるのは、今回で言えば来年3月議会の全員協議会になるものと思います。

そして、個別の議員さん、要は質問された議員さんに個別に事前にお知らせするとか報告をするというやり方を一つ間違えると、また議会軽視になるようなこともございますので、いずれにいたしましてもケース・バイ・ケースで一応考えなければならぬと思いますので、そういった報告の仕方などについても、今度の私どもの幹部会の場で、どういう報告をすると一番議員の皆様にも理解がしていただけるし、また質問された方にもきちんと気持ちよく聞いてもらえるか、その辺をよく考えて説明の仕方、連絡の仕方を考えていきたいと思っております。

**○21番（永井千年君）**

ぜひ積極的な御検討をお願いします。

それから、今例に挙げました小規模工事等受注希望者登録申請制度と障害者控除の認定の問題について、ちょっと具体的に広報・周知のあり方についてお尋ねしたいわけですが、例えば小規模工事等受注希望者登録申請については、該当する方がいる商工会であるとか、あるいは民主商工会であるとか、さまざまな業種別団体などに案内をして、一度説明会を開いていただ

きたいと思うんですね。そして、制度の始まりですから、何でも最初が肝心ですので、こそつとアピールするんじゃなくて、積極的にアピールしていただきたいと思いますが、説明会を開くことは難しいのでしょうか。

それから障害者控除の認定についても、隣の津島とか稲沢については、けたが2けたも違うというのか、津島なんか1,000を超えるような認定を出され、同じ人口でありながら現在は違っているわけでありますので、ぜひ認定基準、要綱もつくられたわけでありますので、その基準で、内部資料で介護度1から5までの人で、実際何名が該当するのかということは、一人ひとりチェックすれば全部わかると思うんですね。そういったチェック、なかなか専門的な問題もありますので、認定された方自身は自分がどういう形で介護認定されているのかということとはわからないところもあるんですが、市の方の資料はきちっと医者意見なども含めてそろっているわけでありますので、その記録でもって確認をして、あなたの場合は該当するということが通知をしていただくのか、あるいは該当する方全員に障害者控除の認定書を、稲沢が行いましたように発行していただくということにはできないかどうか。いいことは積極的にそういう形でやったらどうでしょうか。ぜひこういう高齢者に厳しい負担がある中でありますので、障害者控除ができれば、またその125万円の市民税の控除も復活するわけでありますので、ぜひそれはやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

まず第1点目の小規模登録の関係で、そういう関係者に対して説明会をやったらどうだという御質問でございますけれども、まず結論から申し上げますと、説明会をやる考え方は持っておりません。現在、広報紙等にも掲載をしておりますし、ホームページ、あるいは財政課それぞれの受け付けの窓口でこういうような形になりますから、申請をしてくださいよというような一つの広報は当然周知を図っていくつもりでおりますし、また御理解いただきたいのは、今小規模登録、いわゆる小さい企業といったらいかんですけれども、愛西市内だけじゃないんですね、今取引しているのが。例えば津島市の業者さんもあれば、弥富市の業者さんもあると思います。ですから、そういった受け付けが始まりますよと、こういった期間にこういうものを出してくださいよという部分については、当然今取引しておる担当課の方からも周知を図っていただくことも必要ではないかと思っておりますので、改めて説明会を設けるというような考え方には持ち合わせておりません。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

介護認定の障害者の関係でございますが、今回考えておりますのは、介護度と調査票にあります認知症高齢者の日常生活自立度、それと障害高齢者の日常生活自立度、寝たきり度とありますが、これらを組み合わせて判定をしていくということになります。それと、発行した場合の記録をとっていくというようなことも必要かと思っておりますので、システム導入等も含めまして検討していきたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○21番（永井千年君）

今の障害者認定については、国会答弁でもありましたが、5年さかのぼることが、当初12年

とか13年とか、5年以上前から既に認定されている方については、やっぱりさかのぼって認定すると。そういうふうにしていただければ、確定深刻も5年分できるわけでありますので、ぜひその点も検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○福祉部長（加賀和彦君）**

その点も含めてよく検討していきたいと思います。

**○21番（永井千年君）**

それから、この点でもう1点だけ、要綱・要領についてですが、ホームページはやれないというようなことを言われましたけど、例えば総務課の方へ行けば全部わかると。あるいは議会事務局にも一冊全部そろっておっていつでも閲覧できるというぐらいは最低やってもらえませんか。どうでしょうか。

**○総務部長（中野正三君）**

いろんなやり方を過去それぞれの四つのところでおやりだったというふうには存じ上げません。私ども一つの課題として受けとめさせていただきますので、よろしくお願いします。

**○21番（永井千年君）**

なかなか積極的には答弁が出ないんですが、ぜひ御検討をよろしく願います。

それから後期高齢者の問題であります。厚生労働省は、例えば各市町村から広域連合に補助金を投入して、保険料の軽減や減免制度の拡充を図ることも法的には可能だと。一部の市町村に限定した減免なども可能だというふうに担当者が答弁しており、その考え方を踏まえれば、当然市単独事業としての軽減や減免も法的には可能でありますので、少なくとも他の国民健康保険の加入者などと格差のないように、独自に制度を整備していただきたい。国保に加入しておるときはいいけど、75歳になったら途端にもうできなくなったということでは、そんな冷たいことではいかんというふうに思いますので、今すぐ答弁していただけないかもしれませんが、一々広域連合に遠慮する必要はありませんので、独自にやることは問題はないと思いますので、ぜひ広域連合の減免制度を補うものを御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

先ほど御答弁をさせていただいておりますように、現在、この広域連合での制度上の問題でございまして、それぞれ今議員おっしゃっていただくようにできるというような状況が参れば、私どもも他の市町村の動向はよく勉強させていただきたいと思います。

**○21番（永井千年君）**

県下十幾つが非常に上乘せの減免制度をやっていると思いますので、それらのところをよく検討していただいて、多分そうやって上乘せの減免制度をつくっているところがもうやめたというふうにはならないと思いますので、ぜひ御検討・御研究いただきたいと思います。

それから資格証明書については、これは原則発行しないというふうに確約はできるのでしょうか。これは命にかかわる問題ですので、ぜひ原則しないことを明らかにしていただきたいと思うんですが。

○保険年金課長（水谷辰也君）

資格証の関係でございますが、先ほど1回目の答弁の中でも申し上げましたとおり、基本的な法のスタンスというのは資格証明書の交付というのが前提になっております。ただ、一律的に機械的にするのではなく、広域連合と市町村サイドが十分にその方々の状況等を把握し、そして検討した結果で、その交付についての判断をしていくということになっておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

○21番（永井千年君）

ぜひそのようなことのないように、十二分に状況を把握して進めていただきたいと思っております。

それから先ほどの健診の問題ですが、特定健診の話なんです、国保の特定健診と後期高齢者医療制度の広域連合からの委託によるのがありますよね。この関係はどういうふうになるんですか。一緒にやるようなことなのか、全く別々になるのか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

現在のところでは、基本的に同じスタンスでやっていきたいという考えでおります。

○21番（永井千年君）

内容が一緒ならば、別に一緒にでもできますよね。そういうことなんですか。集団健診なんか特にね。

○保険年金課長（水谷辰也君）

そのとおりです。

○21番（永井千年君）

そうしますと、例えば広域連合からの委託の事業をやるように、例えば他の被保険者の被扶養者になっている方についても、特定健診の健診券を持ってきたら、愛西市の集団健診でできるというふうにはならないのでしょうか。

○保険年金課長（水谷辰也君）

1回目の答弁でお答えを申し上げておりますが、基本的にこの法律に基づく特定健診の義務を課せられたのは、各医療保険者ということになっておりますので、国民健康保険であれば愛西市の国民健康保険、それ以外、社会保険であればそれぞれの社会保険の方で特定健診の実施というものは義務づけられておるものでございます。

○21番（永井千年君）

最後に、国保税減免制度の問題について最後の質問を行います。

一部負担金の減免制度というのは、例えば70歳のひとり暮らし高齢者で3万5,000円の家賃を払って5万円の勤労収入がある方の場合には、基準生活費が135万円ほどとなります。その130%というのは175万円、65歳の夫婦で4万円の家賃を払い、5万円の勤労収入のある方、この場合の基準生活費が240万円ということになりますので、そうしますとこれは国保加入者世帯の39.5%が所得が100万円以下という状況でありますので、65歳以上の場合の年金収入だと220万ということで、非常に広範な人方が対象になるというふうに思いますので、一部負担金

はこのようになったけれども、保険料については相変わらず旧来のままということではいけないので、隣の弥富市ではこの基準と整合性があるように、来年4月に向けて検討するというふうに言っていますので、ぜひ愛西市でも検討をしていただきたいというのが1点。

それからもう1点は、弥富市では新年度に向けて、県が福祉給付金の支給対象からひとり暮らし高齢者を今度外すということになりましたが、弥富市では県の分も負担して、今までどおり全額支給するということをこの12月の議会で明らかにしております。この点もぜひ弥富市と同様に愛西市もやっていただきたいと思いますが、以上2点質問して、最後の質問として御答弁いただきたいと思います。

**○保険年金課長（水谷辰也君）**

そういった参考事例がございますれば、現実の姿と比較をしながら考えていきたいと考えております。

**○議長（佐藤 勇君）**

これをもって21番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。

午後3時10分 休憩

午後3時20分 再開

**○議長（佐藤 勇君）**

会議を再開させていただきます。

通告順位15番の24番・加藤敏彦議員の質問を許します。

**○24番（加藤敏彦君）**

それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。

きょうは3点到り一般質問を行っていきます。昨日の一般質問と重なる部分も出てまいりましたので、その点は御了解いただき、行っていきたいと思っております。

まず第1項目としましては、新年度予算について。

海部西部の4町村が合併して愛西市が誕生し、3年目に入っております。予算編成として、新年度予算は3回目になりますが、この新年度の予算編成方針についてどのように考え、進めているのか、お尋ねします。

次に、新年度の予算規模、主な事業としてどのようなものをお考えられるか、また市民に直接影響がある公共料金について、値上げになるものがあるのか、お尋ねいたします。御答弁をよろしくお願いいたします。

第2項目めですが、農業政策についてお尋ねいたします。

9月の議会におきまして、愛西市の総合計画が決定されました。まちづくりの方向が示されました。愛西市のまちづくりのテーマであります「人と緑が織りなす環境文化都市」、この土地利用構想において、優良農地が広がる西部ゾーンとして位置づけ、立田・八開地区の西部地域は環境保全共生ゾーンとして、優良農地の保全と活用を中心に、木曾川などの河川、遊水池等の自然環境や環境の保全を図りながら、立田・八開地区の公共施設の集積を生かした生活の

交流拠点を形成し、自然環境と生活が共生していく地域と位置づけています。また、佐屋・佐織地区においてもこの優良農地が守られております。愛西市においては、農業政策は重要な政策です。しかし、財政・税収という立場から見れば、なかなか力が入らない面も持っています。だから、愛西市において、農業が元気でなければ愛西市全体が元気にならない、こういう点を重視して農業政策に取り組んでいただきたいと思います。

農業政策の中で、低米価対策についてお尋ねをいたします。

農政のこの低米価対策については、ことしの米価は全農が農家に払う今年度産の概算金、農家が手取りで1俵（60キロ）約1万円と言われます。この地域のあいち海部農協では60キロ約1万1,500円ほどと聞いております。農水省試算の米1俵当たりの生産費は1万6,800円、秋田の大潟村のような規模の大きなところでも1万4,000円以上の生産費がかかると言われます。この低米価に対して、農水省は10月29日に米価暴落の緊急対策を発表いたしました。その内容は、一つ目には政府が34万トンを買って入れて100万トンの備蓄水準を確保する。二つ目には、全農が抱える18年産の米10万トンの販売残米を飼料処理に政府が助成する。三つ目には、くず米については全農に主食用から除外する体制の確立を求めるという内容です。国民の主食である米の安定的な生産と供給を確保するためには、米改革を中止し、すべての農家を対象にした価格保障政策を実現することや、生産調整の実施に当たって強権的な押しつけをやめ、食料自給率の向上につながる転作条件を拡充することが必要だと考えます。低米価の対策として、愛西市としてどのような対応をされるのか、お尋ねいたします。

農政について、耕作放棄地対策についてお尋ねをいたします。

農家の高齢化や農業後継者不足により、年々耕作放棄地がふえているように思います。耕作放棄地の状況や対策についてどのように対応されているのでしょうか。

三つ目に、今後の農業振興についてお尋ねします。

総合計画でも、農業が愛西市のまちづくりにおいて基幹産業として位置づけられております。今後の農業振興としてどのような考えを持っているか。

今、日本の農政はWTO（世界貿易協定）の農業協定を受け入れてから、農産物の輸入急増と価格の暴落、史上最大の稲作減反であります。今、政府が進めている米改革は、170万戸の稲作農家を8万戸程度に大リストラされるとも言われます。主食の米を国民に安定供給する責任を放棄して、米関連の予算をばっさり削り、米の流通も全面的に規制を撤廃しております。このような状況で、愛西市の農業振興を図ることは本当に大変です。愛西市の農業振興として、農地の利用計画はどうか、また農地の集約的な活用や共同化はどうか、また農家が元気になると言われる地産地消についてはどうか、食育の推進についてはどうか、後継者対策はどうか、それらの点についてお尋ねをしたいと思います。

質問の3項目めとして、青塚駅のトイレ設置についてお尋ねをいたします。

名鉄津島線の青塚駅は、勝幡学区の住民や、また車で八開の住民が利用している駅ですが、ここの駅の自動改札機の設置に伴い、これまであったトイレが撤去され、そのことによって駅利用者がトイレに困り、周辺のお店や住宅のトイレを借り、大変困っておられる、迷惑

されているという状況の中で、6,000を超える署名が名鉄や関係自治体にも届けられております。この問題について、名鉄と津島市が合意したとの話も聞きましたが、現状はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思います。

以上3点についての質問ですが、御答弁のほどよろしく願いいたします。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは最初に、新年度予算2点について御質問いただいております。その2点について、私の方からお答えさせていただきたいと思っております。

まず新年度予算の編成方針等々につきましては、昨日、村上議員さんの方にお答えした方針内容でございますけれども、この編成方針につきましては、本年10月9日付で各部局に対して予算編成方針というものを通知したところでございます。それで、きのう市長の方の編成方針のお言葉にもありましたように、やはり愛西市の財政構造の特色を踏まえまして、入るをはかりて出るを制するという原点に返って、そういった市長の考えのもとで予算編成方針というものを打ち出しております。

そして、予算編成に当たっての基本方針につきましては、私の方からお答えをさせていただいておりますけれども、その編成方針に当たっての基本方針、いわゆる一つが積極的な財源確保、そして二つ目が歳出予算枠の配分の実施でございます。そして、三つ目がそれぞれ事業立ての予算の徹底でございます。この三つを一つの指針として予算編成の基本的な指針というものを打ち出しております。

そういった中で、議員からも御質問いただいております当初予算の規模でございますが、一応182億円をめどに、各部局に対しまして歳出枠配分を行いまして、きのうもちょっと申し上げましたように、現在、各課からの要求につきまして、財政課において中身についてのヒアリングを進めておるとというのが現状でございます。

それで、主な事業、あるいは公共料金についても御質問がございますが、現時点ではまだ具体的な予算要求といえますか、内容が固まっておられませんので、具体的なことを申し上げられませんが、一つとして、今いろいろ御検討いただいております総合斎苑の建設、それから佐織・八開地区の児童館、あるいは支援センターの建設、それから勝幡駅前広場整備事業、あるいは耐震貯水槽の建設、また小・中学校の耐震工事といった事業につきましては、前年度からの継続的な事業という位置づけで、来年度の当初予算の中には積極的に盛り込んでいきたいというような考え方でおります。

なお、公共料金の関係につきましては、これもさきの定例会一般質問でもお答えしておりますように、保育料の関係でございますが、これは合併協議の調整に合わせた一番低い保育料で3年間、愛西市は進めてきたわけでございますけど、前定例会でも御説明申し上げておりますように、合併前の4町村の平均といえますか、そういった徴収率に合わせたいということで、来年、20年4月から保育料につきましては15%の見直しをお願いするというので、今作業を進めておるのが現状でございます。よろしく願い申し上げます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

それでは、私の方からは農業施策についてお尋ねの件3点、順次お答えをさせていただきます。

まず1点目でございますが、米を含む農産物において一般的に申し上げるならば、ブランド化、特産物化を図ること、こういったことが必要だと思います。つまり、どこでも手に入るものではなく、人のつくらないもの、いわゆる独自性、特徴性のあるものを工夫していただく。例えば物が大きいとか、味がよいとか、香りがよいとか、そういった高品質化、それから例えば有機栽培を売りにするとか、無農薬を売りにするとか、そういった栽培方法、そしてもう一つは販路を見出すということが一つの大きなポイントになると思います。

もう一つは、一昨日、議案質疑の折の御質問にお答えをいたしました。今度、あいち海部農協の方に色彩選別機が導入されます。一昨日お話をさせていただいたように、ちょっとした黒っぽい色がついたお米が入らない、精度のよいお米が選別をされるというふうになれば、先ほど私が申し上げたような高品質化も図れるというふうに思っております。

それからもう一つ、例えば道の駅なんかですと、「おひげさんの有機米」という形で一つのそういうネーミングをもって売っておみえになる方がございますが、そういった一つの特徴を出してネーミング等もユニークな形で売っていただくこと、いわゆるブランド化していただくということが一つの方法じゃないかというふうに、機会あるごとに話をさせていただいております。

それから、耕作放棄地の関係につきましては、昨年の6月議会にもそういうような質問がございまして、その折にも少し触れさせていただきましたが、統計上は全体的にふえているような数字を示しておりますけれども、この地帯については農産物の直売所が多くございまして、とりわけその周辺にお持ちの方については、そういったところへ出品をされるということで、統計上にも小さい数字になっておりますので、そういった点も御活用いただくように皆さんにお話ししていけば、耕作放棄地も一遍にはいきませんが、何とか減らせるような方向に行くんじゃないかというお話もさせていただきたいなと思っております。

耕作放棄地の解消につきましては、行政だけではどうにもなりませんので、農家の方、それから農業団体、行政等が連携をしたシステムを編成しまして、連携をしながら、そういった対策に当たっていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の農業振興についての考えのお尋ねでございますけれども、これにつきましては、最近農産物の市場価格の低迷等によりまして、議員も質問趣旨の中で言うとおみえになりますように、青年農業者の減少、それから農家担い手の高齢化等が進むということで、担い手確保が困難な状況になってきている農家がふえているのが実情でございます。

今後につきましては、利用集積の取り組みの支援、それから営農組合のさらなる設立支援指導をしてまいりたいと考えています。そして、個々人の農家の関係につきましては、認定農業者、それから農業近代化資金や農業経営基盤強化資金の御利用、また利子補給の支援に行政側としては努めてまいりたいというふうに考えております。

また、比較的経営の小さい農家、それから高齢化した農家にも頑張ってもらえるように、

質の高い農産物、そしてまた熟練した農業技術を高齢者の方はお持ちでございますので、そういった技術を生かして、自分の能力に合った、また規模に合った作付をしていただいて、農産物の直売所を通して販売経路を開いていただいて、現金収入を取っていただくという形にしたいと思います。議員質問趣旨の中で、食育の関係とか、あと地産地消の関係も御指摘いただいたわけなんですけど、例えばそういう直売店で、これも一昨日申し上げたんですが、イベントなんかで消費者の方たちと交流をしていただく中で、そういった食育の問題等の話も出ますので、情報を得ていただいて、また一方では地産地消、いわゆる地元でとれたものを地元の直売所へ出していただくことで地産地消にも一助をなすという形で、こういったPRもしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、3点目の青塚駅のトイレの設置の関係についてお尋ねでございますが、これにつきましては、場所自体が津島市に位置しております。ただ、利用客については議員も言っておみえになりますけれども、利用者として愛西市、津島市、稲沢市、美和町の方々の利用が多いというこは聞き及んでおります。そういうことから、18年の7月に愛西市といたしましても名古屋鉄道の方へ、この件については要望書を提出させていただいております。ことしに入ってから、9月に愛西市、津島市、稲沢市、美和町の4市町で名古屋鉄道の方へ要望書を提出させていただいております。

ただ、津島市に現在の状況を伺いましたところ、名古屋鉄道の敷地外にバリアフリー化したトイレを考えていると回答をいただいたわけなんですけど、ただ用地の確保ができていないということで、現在その用地の確保に一生懸命になってみえるというふうに伺っております。以上でございます。

#### ○24番（加藤敏彦君）

それでは再質問に入っていきます。

新年度予算については、きのうも答弁がありましたし、またきょうも確認の答弁がありました。182億円をめどに予算を組みたいということですが、各部局から出されている要望の総額はどの程度、ある面でははみ出すということだと思んですが、それほどの程度の要望になっておるのでしょうか。

#### ○企画部長（石原 光君）

先ほどもお答えしましたとおり、まだ最終的にどれくらい超過するんだという部分についてはちょっと把握しておりません。ただ、言えることは、私どもとしては182億というのを前提に枠配分をしております。ただ、きょうちょっと上がってくる前に財政課長とも話をしておったんですけども、なかなかいろんな原課からの要求というものもありますし、それを現段階としては、副市長、市長査定という段階を踏まえて、最終的にはまとめ上げたいという考えでもおりますので、本来であれば182億に全部おさまれば何も問題ないんです。ですけれども、それぞれ原課原課の要求、内容というものもありますので、若干最終的には190億近くまでには行かないと思うんですけど、その辺の具体的な数字というのはまだ現状としては確定をしておりませんので、何とも申し上げることはできません。

○24番（加藤敏彦君）

182億が190億近くという言葉聞いて、やはり大変だというふうに受けとめております。

先ほど企画部長の方から、主な新年度事業として、この間、明らかになっております総合斎苑とか児童館、それから学校の耐震工事や勝幡駅前開発や、耐震貯水槽が主な事業として紹介されておりますけれども、この関係をまとめていくと、金額的にはどの程度のウェートを占めるのでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

先ほど申しあげましたように、それぞれの中身自身をまだ私も見ておりませんので、先ほど私が申しあげました継続事業ですね。大体トータル的にこれぐらいになるという部分についてまだちょっと掌握しておりませんので、年内には、先ほど申しあげましたように、副市長査定段階で大体8割方固まってくるんじゃないかと。

それともう一つ、加藤議員にお願いしたいのは、私の予測で190億ぐらいかなあと申しあげましたけれども、それは固定ではありませんので、あくまでもめどというのは182億がめどでございまして、何とかそれに向けてこれから副市長査定、あるいは市長査定の中でどれだけ切り込んでいけるかという部分もありますので、そういったとらえ方でお願いしたいと思いません。

○24番（加藤敏彦君）

もう一度確認をさせていただきますけれども、182億で予算をつくりたいということで、各部局では、どここの部は幾ら枠で組んでくれという形で出ているので、それを守っていただければ182になるという形になっているということですね。わかりました。

副市長査定まで行かないと全体像が見えないということですので、それをまとめていただくということにして、公共料金の値上げの関係で、部長の方からは保育料については合併前の平均に値上げをしたいということで、あとのものについては新年度の値上げはないということで確認してよろしいですか。

○企画部長（石原 光君）

先ほど申しあげましたように、現時点で明らかになっておりますのは保育料の15%の見直しと。そのほかについては、現時点ではほかの部局の方からも聞いておりませんし、今この場でお話しできるのは保育料の部分のみというふうにとらえております。

○24番（加藤敏彦君）

保育料の値上げですけれども、水道なんかは議会に提案があるんですけれども、それは要綱か何かで値上げが決まっていくものですか。

○福祉部長（加賀和彦君）

規則の方で決められていきますが、きょうのお話、いろいろありますので、そういった点も含めましてどういうふうに提示するかということは考えていきたいと思っております。

○24番（加藤敏彦君）

市長の考えとしては、保育料については値上げという形で指示がされていると思えますけれ

ども、片一方で医療費の無料化の年齢の引き上げをしていただくと、片一方では保育料の値上げをするということではなくて、ぜひ保育料の値上げをしない方向で、まだ予算はこれからです。お願いはしておきたいと思います。

次に農業政策ですけれども、経済部長の方からいろいろブランド化、特産物化などの説明がありましたけれども、低米価対策、米の問題について、一番矛盾しているのは、米改革によって市場化が進んだ中で、原価を割るような米価になって、その解決がされずに、ブランド化とか、高い米をつくれというふうな説明だったと思うんですけど、それでは部分的な解決はできるかもしれないけれども、農家全体を見た解決にはならないように思うんですが、ある面では底上げ的なものが必要ではないかと僕は思うんですけども、その点はどうなんでしょう。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私は、方策としてこういうような方法もある、こういうような方法もある、こういうような方法もあるとして、その中で、農家の方、私としてはこういう方法なら行けるかなという方策を見出していただく選択肢の提案をさせていただくのがまず1点です。私も勤めながら先祖伝来の耕地を持っておりますけど、先ほど来お話ししておるとおり。なかなか専門的にやれないということになると、一つの方法として、あいち海部農協さんが色彩選別機を入れられるということなら、それによって今までくず米とは言いませんけど、加藤議員も農業に携わっておみえになるので、米のことは詳しいと思うんですけど、少し虫が食った後のように黒くなったもの、今まではお米の中に入ってきたんですけども、それを除去するという機械等も入るわけですから、そういった高品質化ということも図ってやられていくという方法をお願いしているわけです。

これは農業だけではないと思うんですわね。私は農業も商業も工業も、従来、私の表現の仕方がまずかったらお許しをいただきたいんですけど、何十年前のようにつくれば売れるという時代と今の時代は違って来たんじゃないかと思います。やはりどの事業部門も、生産者みずからが何らかの工夫をしていかないと、消費者の方にお買い求めをいただけない時代ではないかということで、そういった選択肢を、先ほど議員の御質問に対してお答えとさせていただきました。よろしく願いをいたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

経済部長の言われることは、今の現状の中でやれる方法の提案としてはわかるんですけども、やはり農政、米について、根本的な矛盾というのは、ある面では日本の食料自給率が40%を割ってきておると。そして、生産する場合でも価格保障政策がどんどん変えられて、それが保障されずに、農業で食べていけないという状況が根本にあるので、その問題の解決や改善なくして対応しても、やっぱり限界があるように思うんですけど、そういう考えは前提として持ってみえるんでしょうかね。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

議員の御質問のお答えになるかどうかわかりませんが、米政策の関係は、ほかの議員の質問でもありましたけど、お国の方で、猫の目行政と言われるように毎年のごとくころころ

変わってきて、農家の方に私ども説明するのなかなかわからんというお言葉が本当に多いんですわ。わからんというお言葉をいただかないように説明するのが私どもの仕事だと思うんですけども、ただ、また表現がよくないかもわかりませんが、お国的な施策の中で、愛西市一市だけでできる施策ではないと思っているんです。県だけでも無理でしょうし、やはりお国の施策の中で、もう少し自給率を上げる施策をお考えいただかないと、議員がおっしゃってみえるような根本の解決に私はならないように思うんです。もし当愛西市一市で議員が御指摘のような施策があれば、こんなことは申し上げて失礼なんですけど、教えていただきたいと思うしかなんですけど、ただ私どもとして皆さん方にお話しできるのは、最初に御答弁させていただいたような方法の中で、何とか道を探っていただきたいということでお答えをさせていただいたわけですので、よろしくをお願いします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

部長の認識の中にも、やはり国の政策がもっとしっかりしていただかないと困ると、そういう表現にしておきますけれども、そういう認識があるということは確認させていただきます。

次に進みまして、耕作放棄地として部長の答弁としては、この地域は直売所が多いので、割と耕作放棄地が少ないということですが、農業委員会の方で耕作放棄地の調査等されたと聞いておりますけれども、具体的に対象になるような箇所数はどの程度あるんでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方が農業委員会から聞いておりますのは、19筆ほど、面積にして1万3,000平米ほどだと聞いております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

この19筆という形で数字が出てきておりますけれども、指導としてはどんな指導が行われていくのでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっと農業委員会直接のあれじゃないものですから、細かいことはあれですけども、それぞれ選出の箇所の農業委員さんに何とか耕作の方策がないでしょうかというようなことから、地主さんの方へというふう聞いております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

ちょっと直接じゃないのでということで、今の説明で了解いたします。

次に進みます。今後の農業振興ですけども、今愛西市の現状として、道の駅とかふれあいの里とか、農協のグリーンセンターとか、いろいろ地産地消とかそういう具体的な例がありますが、例えば新市建設計画の中には農業関係として観光や交流産業農業として幾つか事業が掲げられておりますね。それと重なるような形で、今の具体的な事業があるというふうに見ておりますけれども、こういう総合計画や新市建設計画との関係で農業の政策をどう進めていくかというのが、これから具体化が求められるわけですが、一つは農地の利用計画、土地の計画はどうなっておるんでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

総合計画は議員も質問趣旨の中で述べてお見えになりますように、9月議会でお認めいただいたわけですが、その実施計画については個々具体的なものはできておりません。ただ、一つ御理解をいただきたいのは、いろんな農業政策の関係、例えば農地の集約化とか、営農組合というお話も出させていただいているんですが、土地というものは皆さん御存じだと思うんですけど、所有権がございます。地主さんが御理解いただかないと、おれは嫌だと。言葉は悪いですけど、おれの土地をおれがどういうふうにしようか、おまえらにぐたぐた言われたないと、こういうお言葉を返される方が結構ございまして、いろいろとお話はさせていただくんですが、所有権、地権者の御意見というものもなかなか難しいものがございますので、その辺は時間をかけながら、先ほど議員にお答えをさせていただいたような集約化等の関係について、市の方としてはやっていくべきではないかというふうに現時点では考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○24番（加藤敏彦君）

今後の農業振興として、国の政策というのがある面では前提にある中で、どの事業に力を入れていくのが愛西市においては農業が元気になるものだというふうに、また後継者対策等を含めてなるのかという点ではどうでしょうか。国の方は、例えば食育なんかについては、また来年、通常国会でもっと強化をするようなニュースも流れておりますけど、愛西市においては企業誘致とか財源の問題もありますが、やはり市街化の面積が小さければ、一定その条件も限られる中で、農業政策というものがどういうところに重点を置いて進められるかによって非常に今後の愛西市のまちづくりや元気さが変わってくると思うんですけど、特に地産地消とか食育とか、そういうところ辺が、具体的な毎年の事業の中でもそういうところを意識的に進めていく必要があるのではないかと思うんですけども、そういう点はどうなんでしょうかね。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

私の方で、別に逃げるつもりはありませんが、食育とか地産地消全般にわたって他部署のことまで十分把握をさせていただいていないので、その辺は少しお許しがいただきたいと思えます。ただ企業誘致もいろいろ議員さんから御質問が出てお答えをさせていただいているんですが、総合計画の中でゾーンの形でお示しをさせていただいたように、やはり企業に来ていただくという形に持っていく箇所であれば、インター付近で、あと立田と八開地区の方で農用地という形で、先ほど来申し上げておりますが、集約化を図っていくという、ちょっと大ざっぱな回答で申しわけありませんが、そんなふうには担当の部長としては考えさせていただいております。

#### ○24番（加藤敏彦君）

例えば食育なんかについてお尋ねしますと、経済課だけでは対応できないという答弁も課長の方からありましたが、ある面ではそういう部課の縦割りの組織と同時に、その事業に対応した横のプロジェクト的なチームづくりも総合計画との関係でこれから検討が必要ではないかと思うんですが、市長にお尋ねいたしますが、こういう総合計画に対応する市の組織のあり方、縦割りだけではいけない部分が出てくると思うんですが、そういう点の考えはどうでしょ

うか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

市長に後でお答えをさせていただきますが、今議員が御質問された内容については、一応窓口的なことは経済課で、市の中の協議会的な立ち上げを考えております。教育委員会、それから福祉部、保健部、そういった部署の中でいろんな事業があつて、その中で先ほど議員が御質問の中でお聞きになってみえるようなことを、市の事業的な食育とかそういった関係でやっていきたいということは、今立ち上げつつありますので、市長の前に大変御無礼しましたけど、お答えをさせていただきます。

**○市長（八木忠男君）**

担当がすべて申し上げましたので、健康日本21「きらり愛西」などなど、そんな計画も立てているわけでありまして、食育の点についても今担当が申し上げました、各それぞれの関連の部署で連携をとりながらということであります。よろしく願いいたします。

**○24番（加藤敏彦君）**

今後の農業振興につきましては、一つは総合計画、新市建設計画、そういうものに柱が出てまいりましたので、それと国の政策も生かしながら、市の中で対応できる組織づくりも含めて具体化を図っていただきたいと思ひます。

三つ目の青塚のトイレの件なんですけれども、まだ合意はできたけれども場所が決まらないという答弁でしたけれども、周辺住民の方は一日も早く解決してほしいと願つて要望されておりますが、その見通しは全くないんでしょうかね。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

大変申しわけございません。議員から質問の通告をいただいた時点で、津島市役所の方へ出向いて確認をしたんですが、1回目の御答弁をさせていただいたような御返事しかいただいていないんですわ。土地としても全く、これは私のそのときの感想ですけど、全く決まっていな  
いんじゃないかと思ひました。それで御答弁は御容赦ください。

**○24番（加藤敏彦君）**

このトイレの設置については、場所がないことには解決できないし、今のバリアフリーに対応するトイレという形で、名鉄と津島の方での合意ができておりますので、やはり今の駅のホームでは対応できないということで、周辺に土地を確保しなければいけないと。そういう状況の中で、津島の方には決まったらすぐに連絡をいただくように、また僕らも住民の方と一緒に名鉄や津島の方に要望していきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

**○議長（佐藤 勇君）**

24番議員の質問を終わります。

ここで10分間、休憩をとらせていただきます。

午後4時03分 休憩

午後4時15分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位16番の10番・真野和久議員の質問を許します。

○10番（真野和久君）

それでは、通告に従って質問を行います。

今回、12月議会の一般質問として、大きな項目として3点について質問をいたします。

第1点目は、学校給食の調理業務の委託の中止を求めることについて、二つ目が、旧トーヨーボールの解体工事について、3点目が行政改革に係る問題で、小項目三つについてです。

まず第1点目に、学校給食の調理業務の委託の中止を求めることについて質問いたします。

現在、間接雇用は労働者の賃金をピンはねする構造でありまして、雇用の不安定化と労働条件の悪化の要因になっています。1986年の労働者派遣事業法でも、政府は一時的なものであり、常用雇用の代替にはならないと国会で答弁をしており、対象業務の限定や期間の限定の制限を設けて、派遣先がその期間を超えて働かせる場合は、直接雇用の申し入れ義務が発生するなどの規定を定めています。

このように、委託業務や派遣業務に関しては極めて厳しい制限があります。しかし、現実には、恒常的な業務に常用雇用の代替として派遣をする違法派遣や、実態は労働者の派遣なのにもかかわらず、労働者派遣事業法や職業安定法の基準や条件から逃れるために、業務請負の形式を装う偽装請負が横行しています。

今構造改革や規制緩和が推進される中で、格差と貧困が拡大し、劣悪な労働条件と不安定な雇用形態で働く非正規労働者が急増し、幾ら働いても貧困から抜け出せないワーキングプアをつくり出しています。格差と貧困やワーキングプアへの国民の関心と批判が広がるもとの、キヤノンなど民間大企業における偽装請負が政治的、社会的に大きな問題となっています。

偽装請負の是正を求める国会での追及やマスコミの報道、国民世論などの高まりの中で、厚生労働省や労働局も是正指導を強めています。

しかし、一方で自治体でも行政改革や財政危機を理由に、偽装請負や違法派遣が民間委託の名のもとに広がっています。愛西市においても、学校給食の調理業務を初め委託業務が増加しています。市民の安全や安心、プライバシーの保護など、専門性、継続性、総合性等が必要な公務員の労働に対しては、請負や派遣はなじまないと思います。とりわけ学校給食の調理業務は、教育の一環としての給食の位置づけや、児童・生徒の健康・安全に行政や学校が責任を持つという点でも大きな問題であります。

そこでまず1点目として、愛西市における学校給食調理業務の実情について、調理業務の実情はどうなっているのでしょうか。

偽装請負や違法派遣が国会で追及される中で、厚生労働省と労働局の監督と是正の強化が行われています。派遣先の請負労働者への指揮命令の問題とともに、労働者派遣事業と請負により行われる事業の区分基準を厳格に適用するという傾向に今なっています。

埼玉労働局が、埼玉県の北本市への是正指導で、備品を市が無償貸与している点を指摘した

り、あるいは兵庫の労働局が兵庫県丹波町の調理業務の民間委託計画に対して、市が購入した食材を受託業者へ提供する、こういった方法は、先ほどの基準に照らしても問題があるというふうに指摘しています。こうした基準の概要の中で、労働者派遣事業と請負による行われる事業の区分基準の概要では、自己の責任で準備し、調達する機械設備、もしくは機材または材料、もしくは資材により業務を処理することとあり、こうした基準に照らして調理業務については違法の疑いがあるのではないかと思います。その点についてはどうでしょうか。

また、3点目として、学校調理業務は基本的に直営でやるということが原則だと思います。違法性の問題という点からだけではなくて、学校調理業務は、先ほども申し上げたように業務請負には適さないものであります。単に法令違反であるというだけではなくて、先ほど申し上げた学校給食の性格や、あるいは児童・生徒の健康や安全の点からも見直していくことが必要であります。教育の一環としての学校給食として、直営で市が責任を持って行うべきではないでしょうか。その点についての見解を求めます。

2点目に、旧トーヨーボールの解体工事について質問をいたします。

旧トーヨーボールの問題では、これまでも愛西市に対して、県や稲沢市と協力しての監視や住民への説明、また住民相談、アスベストの濃度測定調査などを求めてまいりました。先ほど競売で京都の経営者が落札し、解体工事が決まりましたが、いきなり10月24日には解体工事の住民説明会があり、その場でも住民の皆さんからさまざまな不安の声が出ていました。ところが、その一方で11月22日にこの解体工事を中心に行う豊橋市のマルコー商会が脱税で起訴されるという報道がありました。この解体工事業者が法令遵守に欠けているということが明らかになりました。そういう点からも、今回の解体については一層監視を強めていく必要があります。

そうした点で、まず第1点目として、アスベストの除去作業について、11月28日に愛知県がアスベストの除去工事等に係る監視指導の方法についてを出しました。その中では、県は週2回以上の立ち入りや県独自のアスベストの濃度測定などをやることが明らかになりました。12月10日ごろから開始が予定されていますこのアスベスト除去作業の状況は、今どうなっているのでしょうか。市は、この監視に関してどのようにかかわっていくのか、答弁をお願いします。

また、アスベストの濃度測定についても、県は7回ほど予定しているというふうに言っていますが、市はどうするのでしょうか。県に合わせて7回をしっかりとやって、住民の皆さんに説明をしていくことが大事だと思います。また、説明会等でも言われていましたが、ハッピー佐織などの人が集まる場所での測定の検討も必要ではないでしょうか。

2点目として、その後の解体工事についてもさまざまな不安が出ています。さきの11月の説明会でも、例えば大きなクレーンの搬入や、瓦れきなどの搬出で、ダンプカーが最大1日10台以上通るといったことへの不安などが出されてきました。また、コンクリート破碎等による粉じんなどの心配も出ていました。また、地元の方からも、ダンプカーの振動や狭い道路に対する交通事故などの心配の声も出ています。市として、こうした問題についてどのように対応し

ていくのかを質問します。

3点目として、行政改革についてです。

行政改革に係る問題として、3点ほど質問をいたします。

まず1点目として、事業の見直しなどについて質問をいたします。

愛西市の行政改革第1期推進計画、いわゆる集中改革プランでは、平成21年度までのプランという位置づけで今進められております。その中では、ロジックモデルシートなどを活用した事務事業の検証や、あるいはそれとともに住民サービスなどのあり方についての見直しを進めるというふうになっています。こうした計画の中の具体的な取り組みの事項がまた7項目出ていますが、こうした平成21年までの中間的な指標なども出ています。そうしたものにかかわりながら、やはり指標を達成するというだけではなくて、それよりもむしろ具体的にこうした事業計画等を見直し、あるいはそうした7項目等の取り組みについてどう進めていくかの方が重要ではないかと思っています。そうした点で、事業の評価や見直しなどはどのように進んでいくのでしょうか。あと2年の中で本当にやれるのでしょうか。また、こうした事務事業などの見直しの中で、市民の負担増やサービスの見直しなどの影響はどのように出るのでしょうか。そうした点について質問をいたします。

二つ目は、総代制度の問題です。これまでも何度か質問をしてきましたが、今年度から全市での総代制度が始まりました。そして、それが行われる中で、佐織地域の総代の方からも、あれもこれも総代の仕事というふうに言われて、本当に大変だという声が出ています。また、伊勢神宮の寄附など、本来市が委嘱している役職にそぐわないようなことまでやっています。何でも総代を通じて、総代にお願いしますということでは、総代の負担は大変大きいものがあります。また、その一方で住民の方からも緊急修正などを求める場合にも、総代を通してやってくれと言われた。何でやってくれないのかと。本当に市がこれまでに比べて遠くなったと。もっと職員がしっかり説明してほしいというような声も出ています。市の総代の設置に関する規則の第4条で、総代は当該地域内の住民自治に関する事務を処理するほか、次の事務を担当するとして、広報等の配布及び文書の回覧に関することや、行政との連携に必要な調査事務に関すること、その他市民との連携等の業務に関することというふうにあります。実際にこうしたものは具体的な仕事や権限が明確でないということが大きな問題だと思います。そうした点で、総代の職務について、やはり明確な規定を持つべきではないでしょうか。また、市はもっと直接市民の声を聞いたり説明する機会を持つべきではないでしょうか。

次に3点目として、投票所の統合の再検討を求めるということであります。

9月の全員協議会で選挙管理委員会からの投票所統合の報告がありました。その中では、期日前投票は佐屋本庁舎1カ所に、またその他の投票所に関しても24カ所を17カ所に統合するというものでありました。これは正式に決定されたのでしょうか。実は、佐織町時代でもコミュニティー地域が変わったということで、東藤浪団地は街角コミュニティーから総合福祉センターへと投票所が変わりました。そのときに、やはり高齢者の方から遠くてなかなか行きづらいという声もありました。こうした投票所の設置や変更については、市民の皆さんの選挙権や投

票権を保障するということが一番の大前提であります。費用面だけで統合することは大きな問題があります。やはり統合する場合には、当該地域の市民の皆さんの声を十分に聞いて、そうした合意のもとに進めることが必要であります。そうした点で、本当に市民の皆さんの声を聞いているのでしょうか。また、とりわけ期日前投票の本庁への一本化は大変大きな問題です。佐屋本庁舎まで、例えば八開地区や佐織地区の皆さんは、車などがいない場合には巡回バスを利用しても、直接ここへ来ることはできません。そうした点からも、どうしても市民の皆さんの選挙権、投票権を制限することになりはしないでしょうか。こうしたことについても、しっかりと住民の皆さんの声を聞き、こうした点について見直しを求めるものであります。

以上、壇上からの質問を終わります。あとは自席の方で行います。ありがとうございました。

#### ○教育部長（水谷洋治君）

まず1点目の調理業務の委託の実態はというようなことでございますけれど、昨年度までは佐織地区の佐織中学校、佐織西中学校、北河田小学校の3校を委託しておりまして、また平成19年度からは草平小学校でということで、現在、佐織地区の4校におきまして調理業務を委託いたしております。

2点目の、調理業務委託の関係の、疑いがあるのではないかとというようなお尋ねでございますけれど、この質問につきましては、本年3月議会において同趣旨の御質問もいただいております。私どもといたしましては、質問をいただいた後に当時の担当課長が津島労働基準監督署の方に出向きまして確認をさせていただいております。このとき、確認をいたしました委託業務と派遣労働契約の違いの要点は、受託事業者の職員が委託事業者の指揮命令系統に入るかどうかの違いがあります。先ほど発言されましたように、近年、報道されて問題になったのは、委託契約でありながら受託事業者の職員が委託事業者の指揮命令系統に組み込まれてしまったということでございます。現在、愛西市といたしましては、学校栄養職員は受託事業者の責任者に対しまして指示を出しており、違法性はないものと私どもとしては認識をいたしております。

3点目の、調理業務は直営でという御質問でございますけれど、この関係につきましても同様、3月議会でも出されております。そのときも市長が答弁をしておりますけれども、内容につきまして改めて御報告を申し上げますけれど、私どもといたしましては、現在、行政改革の中で経常経費の削減を一つの大きな柱としてとらえております。その根幹をなすものの一つに人件費の削減であろうかと思っております。学校調理業務を初めとする単純労務につきましては、多くの民間企業が参加の意思表示をしてきておるのが現状でございます。また、現実には多くの自治会で実績も積んでおられます。私どもといたしましては、民間でできることは民間にお任せをするという基本理念のもとに今後とも進めていきたいと、このように考えております。以上でございます。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方から旧トーヨーボールの解体についてということで、まず最初にアスベス

ト除去作業について御答弁させていただきます。

アスベストの除去作業につきましては、当初、新聞報道等で議員がおっしゃってございましたように、12月10日ごろから開始をされるような報道もされておりました。今現在、どのような状況かと申しますと、窓の開口部をポリシートで密封後、建物内部の廃材のはり部から落下をいたしましたアスベストがまぎっておりますものを事前に真空の掃除機でアスベストを吸い取って、廃材に飛散防止剤を散布いたしまして、アスベスト粉じん飛散防止のためのプラスチックシートで養生し、そしてアスベスト吹きつけ部に浸透材を十分吹きつけ、その後ケレン棒などで丁重に取り除くといった作業を行うようでございます。そして、除去されましたアスベストは丈夫なビニール袋で二重にこん包されまして、アスベスト廃棄物として廃棄物処理されると伺っております。今現在は飛散防止の養生などをしておる状況下でございます。

そして、この除去工事についての監視体制でございますが、愛知県の大気環境課、そして尾張事務所環境保全課、そして一宮の労働基準監督署が連携をいたしまして、週2回以上の監視指導を行い、立入検査も行うと聞いております。

そうした中で、我が愛西市としましても、担当課の方で調整をしました結果、毎日必ず1回、巡回監視を行うということで今現在おります。当然、そうした中で私どもは施設の中への立ち入りは認められませんので、外から異常があれば県の大気環境課に連絡をさせていただいて、工事の指導をお願いするといった要請をしていきたいと思っております。

そして、アスベスト濃度測定につきましては、以前から愛知県、稲沢市とあわせまして調査をしております。今後も測定箇所につきましては、風向き等のこともありますので、よく検討をしていきたいと思っておりますが、今までは領内川右岸の旧佐織地になりますが、右岸堤防とその隣にあります佐織台という団地の東側の道路上で測定をいたしております。

次に、解体工事でございますが、当然建物の解体時には騒音ですとか振動などについては少なからず発生するわけでございますが、この届けにつきましては、稲沢市の方に特定建設作業の届け出がそれぞれ市町村に出さなければならないということになっておりますので、使用重機、工程などの届けがされます。そうした中で、振動、騒音については当然規制値がございますので、そうした基準値を守っていただいて工事が進められるものと考えております。

当然、私どもの方にも苦情等が入れば、稲沢市の方を通じまして御指導をいただきたいというふうに考えております。

そして、先ほど議員もおっしゃっていただきましたように、搬出トラックの通行については、今後台数が順次ふえてくるかと思っております。ただいま私どもが聞いておりますのは、ちょうどトーヨーボールさんの西を通過しております南北の県道でございますが、南の方へ出たいということをおっしゃっていただきました。ですが、南ばかりでなくて北へ出ても同じ県道になりますので、その点をよく考慮してくださいという要望は私どもからも出してございます。そういったような現状でございますので、よろしくお願い申し上げます。

#### ○企画部長（石原 光君）

それでは、3点目の行政改革の関係でございます。

まず1点目の事業の評価、あるいは見直しなどはどのように進んでいるかとの御質問に対し、お答えをさせていただきます。

御案内のとおり、政策マーケティング方式によりまして、愛西市第1次総合計画の中身につきましては、29の成果目標、これは生活課題が定められております。この市と市民が共有する目標を達成することに焦点を当て、先ほど議員がおっしゃいましたようにロジックモデルを活用し、事業の実施から目的の達成、成果に結びつくまでの道筋を論理的に図示し、事業の成果目標に対する事業の有効性を判断していくということとしております。

それで、現在はその手法であります行政評価、この有効性の評価システムの構築に当たりまして、職員研修、ことし実務研修者含めて3回ほど、11月までに実施をしております。そんな状況の中で進めておるのが現状でございます。

それで、個々の事務事業の評価、見直し、これは毎年毎年随時検証していく形になっていきますので、一回やったら終わりだということではありませんので、これは随時検証していくということになっていきます。そんな中で、20年度の予算には一部反映はできなかったわけですが、具体的には来年1年かけて、21年度の予算編成において一部活用ができるものというふうを考えております。

それから、2点目の市民負担増やサービスの見直しなどの影響はという御質問でございますけれども、市民の負担に関係する考え方でございますけれども、これは集中改革プラン、いわゆる行政サービスのあり方、あるいは受益と負担の関係等につきまして見直していきましようような形で位置づけをしております。それで、現状、合併時に金額の調整を図った施設の使用料、またコミュニティセンターや福祉センターのふろ、あるいは巡回バスなど使用料を徴収してないサービスも現状あるわけでございます。そして、さまざまな行政サービスのうち、使用料、手数料として利用者、いわゆる受益者から徴収するものは、そのサービスを利用する特定の方が利益を受けるものであるとする前提から、その受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものとするという考え方でおります。したがって、現在プロジェクトチームによりまして使用料、手数料に関する指針というものをまず策定してくれということをお願いをしまして、今その指針の策定に向けて準備を進めているという段階でございます。以上です。

#### ○総務部長（中野正三君）

私の方から、総代制度についてということで答弁をさせていただきます。

この問題につきましては、合併後、引き継いだ案件でございます。17年においては事務委託料の問題、18年においてはこの統合の問題という形でやってまいりました。現在84名の総代さん、私ども最終的には67名の総代さんにとお願いしておるところでございます。

今総代さんの事務の明確化という御質問でございますが、この規則におきましては、過去の4町村の中でそれぞれおつくりになったものの継承の部分もございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議員が申されたように、広報等の配布や文書回覧、そして行政からお願いすることの調査事

項、そしてその他住民との連絡等の業務に関することという形でお願いしておいて、要望等のお取りまとめもいただいているということでございます。基本的には、ここが私どもとしての主になる部分というふうに考えております。

ただ1点、今議員の御質問として承っておる中で、私を感じましたことは、市がお願いをしているもののほかに、地元関係者の代表者として、それぞれの地元とのかかわりの中で御処理なさる部分も相当あるのではないかというふうに感じ取られました。

いずれにしても、連絡調整会議等がございますので、その中で明確化といいますか、どういう形をとって縛るのかと。ただ、いずれにしてもすべてを網羅するという形にはならんかと思っておりますので、そういう形で一度御相談を申し上げたいということで御答弁とさせていただきます。

それから投票所の統合のことでございますが、これも合併後、そのまま投票所が引き継がれてまいりました。合併前にも、真野議員がおっしゃったようなことといたしますか、その議論といたしますか、統合に向けての議論自体は、私の所属しておりました佐織地区でもございました。統合をすべきだという議論が実は選管の委員さんの中で強く出された経緯があります。ただ、合併の推移の中で、現在引き継がれているということでございます。そして、期日前におきましても、そのまま各庁舎を生かすということで、合併後されてまいりました。そして、合併後六つの選挙があって、五つの投票がそれぞれなされたということでございます。

基本的に、期日前投票といいますのは、当日都合の悪い方の投票のために設けておるわけですが、今私どもも聞き、そして委員各位や立会人の方、そしておいでになる方等のお話を聞きますと、投票所に行くのは実はいろんな目があってというニュアンスのお話を相当数なさいます。本当に当日御都合が悪いかということ、ちょっと首をかしげる部分があるという御意見も多く聞かされておることは事実でございます。

この選挙管理委員長のお名前でも議会の方へ御報告した折にもあったと思っておりますけど、メールで期日前投票のあり方について、この2月に広報に載せましたですけど、そういう御批判もあることはあります。そして、選挙管理委員長が各投票区を回るときにも、その期日前投票の立会人の方からそのような、本当にこんな状態でいいのかというような御批判を多々受けている、これは投票者の方も含めて受けているということも事実でございます。

そして、これは期日前投票とは異なりまして、投票所のあり方につきましても、今回私ども5,000人をめどにという形で選挙管理委員会の委員さん方が今回のあり方をほぼ決めておられます。これで広く市民の方に、議会の方たちにまずお話を申し上げて、そしてそれから市民の方たちに来年度の総代会においてお話をしてくれと。委員長としては、自分自身が出ていってこういう説明をしてもよいという発言でございました。そういうことで、私どもとしてはこれを委員会の提案といたしますか、腹決めといたしますか、そういうふうに受けとめまして、議会に御報告をさせていただいたということでございます。以上でございます。

#### ○10番（真野和久君）

それでは、再質問を行っていきます。

まず調理業務の問題から行きたいと思いますが、きょう質問の中でしたことというのは、指揮監督問題、当然これは問題があるというふうに考えていますが、それ以外の問題として、今新たに問題となってきたのが、一つは資機材の問題、それから食材の調達の問題、こうした問題について全国各地で違法性があるという判断が出てきていることについて、今回ただしているものなんです。そこをしっかりと踏まえて答弁をお願いしたいと思うんですが、現在、例えば愛西市の四つの調理業務において、当然調理業務をする場合に資機材を使用するわけですが、これについては相手側の資機材は当然ないですし、それを使う場合についても使用料なんかを取っているという事実はありますか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

施設そのものは市所有のものでございまして、使用料という形態での徴収はいたしておりません。

**○10番（真野和久君）**

ということは、当然使用料は取ってないと思います。また当然、食材に関しても愛西市の場合には食材は市の方で購入をして、それによってやっています。これは当然そうしてもらわな困るということもありますので、当然そうしてもらわなきゃならないわけではありますが、しかし、そういった形態そのものが今問われているということをしかりと確認していきたいというふうに思っています。

例えばことしの2月の丹波市の問題ですが、丹波市では市が購入した食材を業者が調理するというので、学校給食センターにおいて民間委託をやろうとしていたわけですけれども、しかし、これに関して監督する兵庫の労働局と協議をした際に、委託の見送りを決めたというふうに言っています。それについては、当然適正な業務の委託を求めるということで通知が市にあって、それは合わないということになりました。当然それは、食材ということは原材料ですね。これを調達するのが市ではまずいと。これは請負のあれに合わないということになっています。その辺はしっかりと考えなければいけませんし、機材の問題についても、愛知県の労働局の見解として一部あるんですけれども、機材の使用については当然双務契約が必要だと。つまり無償で貸すのはだめだと。使用するからには、当然リース代なり使用料などを取らないと請負契約は認められないというような話が出ていますし、当然食材に関しても市の提供するのは違法ではないかというような話も今出ています。これは、特に今年度に入ってから国の厚生労働省の方も厳格に適用しろというような通達を各県の労働局に出しているんですね。そういう点からも、これまでのように指揮監督命令系統がどうなのかということだけではなくなっているんで、そこは一度きちっと県の方にも確認をしてもらいたいと思いますけれども、そこについてはどうでしょう。

**○教育部長（水谷洋治君）**

今、真野議員さんからの御指摘をいただきました。私どもといたしましては、過去からこのような経緯を踏まえて今日に至ってきております。ただ、今貴重な御提案をいただきました。私どもといたしましても、上級官庁の指導も得ながら勉強をしてまいりたいと、このように考

えますので、よろしく申し上げます。

**○10番（真野和久君）**

一つは大きな問題として、やはり請負業務そのものが適法でないということであれば、直ちにやめるべきでありますし、それは適正にやっていくことが市として、いわゆる自治体としては法令を遵守することは当然でありますので、そこはそういう形でぜひとも確認をしていただきたいと思います。

と同時に、これまでの答弁でも民間をとという話がありましたが、本当に学校給食というのは佐織町時代から委託をする場合から問題にしてきたんですけれども、もし食中毒等の問題が起こった場合に、その責任をどこがとるのかという問題があるわけですね、大きな問題として。それは今の契約の中ではどこか責任を持つんでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

現在委託をいたしております委託仕様書の中では、受託業者の責任ということの位置づけになっております。

**○10番（真野和久君）**

もちろん請負契約を結ぶ場合には、当然その責任は相手方にあるというふうに規定すべきだということになっていますので、当然そうだと思います。しかし、現実の問題として、学校給食の中でそうした、例えば食中毒のようなことが万が一起こった場合、それは業者の責任だと、業者が悪いんだということでは済まないんじゃないでしょうか。当然それは愛西市が業者を選択して契約を結んでいるわけですし、それから愛西市の子供たちに対して、健康の被害の問題に関しては真摯に取り組まなきゃならないし、していかなきゃならないと思うんですね。だから、それは単純に業者の問題だというふうには言えないと思うんですけど、その点はどうですか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

今私、この仕様書の中においてのことだけを申し上げましたですけど、今議員が申されますように、当然業者だけの責任ではないと思います。また、貴重な子供たちを預かっております私ども教育委員会といたしましても、当然責任の一端があるわけでございますし、また受託業者に対しまして指揮もしておりますので、当然私どもとしての責任は免れないものと思っております。

いずれにいたしましても、事故の起きないように、お互いに誠心誠意進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○10番（真野和久君）**

当然貴重なというか、本当に未来を担う大切な我が市の子供たちに対して、市がしっかりと責任を持っていくことは大事であります。そういった点から考えても、本当に学校給食は市が責任を持ってやるべきだし、当然それは現状のように市の学校の栄養士さんが直接指導ができないというのは大きな問題だと思うんですよ。例えば調理員さんたちの就業状況や、また体調とか、そうしたものなんかについても本来の学校の管理者であるべき校長がしっかりと目を配

るのが大事なことだし、そういうふうにしていくことが本当に必要ではないかと思うんですけど、そういう点ではどうでしょうか。

**○教育部長（水谷洋治君）**

いずれにいたしましても、人間生の体でございます。お互いに健康管理等には十分注意し、また例えば検便とか検査等におきましても、あつてはならないことが起きてはなりませんので、お互いに、先ほど言いましたように気を配りながら、細心の注意のもとに進めてまいりたいと、このように考えております。

**○10番（真野和久君）**

以上のような点からも、学校給食に関しては直営でやるのが基本だと思います。民間委託によって安く上がる分を、先ほど言いましたように、結局業務委託というのは間接的な労働契約でありますので、当然それは中間的な搾取もありますし、労働条件等も正規で雇うよりも悪くなっていくのは明らかであります。そうした点からも、学校給食はしっかりと直営でやるべきだと思いますが、市長、どうでしょうか。

**○市長（八木忠男君）**

真野議員の質問にお答えをいたします。

旧佐織時代からも、考え方などは答弁としてしてきたわけでありまして。この件につきましても、担当部長が申しあげましたとおり、民間であれ、私ども直営であれ、すべてこの事業に携わっていただく方については同じ目線で見ると判断をしておりますし、民間の努力、あるいは私ども直営の部分におきましては直営の範囲で鋭意努力をしておるということでありまして。御理解をいただきたく思います。

**○10番（真野和久君）**

以前にプールの事故の話がありましたね、枠が外れてという。その場合も委託業者が非常に手抜きで管理をしていたという問題がありました。そういうことというのは起きる場合もあるんですね。どんな場合でも、何か問題が起こった場合に、直接に市が責任を持って誠心誠意やっていくことが大事だと思いますので、そういう点でこうした委託業務に関してはしっかりと精査をして、もう一度再検討してほしいと思います。

**○議長（佐藤 勇君）**

ここでお諮りいたします。本日の会議時間は、議事の都合により会議規則第8条第2項の規定に基づき会議を延長したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日の会議は延長することに決定をいたしました。

**○10番（真野和久君）**

それでは、二つ目のトーヨーボールの解体工事についてに移りたいと思います。

先ほど県の方が週2回監視をして、また立入検査もこれからしていくと。聞くところによると、まだこれから掃除や何かもやっていくということで、かなりおくられているというふうにも聞いていますが、当然県の監視指導の方法の中では、アスベストの濃度の測定に関しては真空

掃除機による掃除のところから実施するという話にもなっていました。そうするとこれから濃度測定等も始まると思いますが、それについて先ほども質問の中で言いましたけれども、県が7回ほど予定するのであれば、愛西市としてもそのぐらいしっかりと同じようにやっていくことが大事だと思うんですけども、その点についてはどういうふうに考えていますか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

私どもが県の7回の調査といいますか、そうした内容を承っておりますのは、解体時のアスベスト飛散調査、いわゆる内部清掃時にそれぞれの各階で1回行くと。それでアスベスト除去をしておる中で、それぞれの階でやっていく。そして、建物解体時に1回の、建物の階数でいくと7階建てぐらいになるそうなのですが、そうした中でそれぞれ今申し上げた各階でやっていくということで、7回やっていくというふうに聞いておるわけです。そして、測定場所等につきましても、建物の中の排風口と敷地境界においてそれぞれ行うといったことを聞いております。

**○10番（真野和久君）**

一応濃度測定に関しては、アスベスト除去作業中ということで、床等の清掃作業中も含むというふうに書いてあるということは、単に削っているときだけじゃなくて、掃除のときにも当然やるということですね。それはいいですね。

当然あそこはレーンが3階になっていますから、3階分で3回ということになると思いますけれども、当然それはそれぞれのときにやるということですから、もちろん工法としては1階ごとにシートでやっていくわけですから、当然それぞれのところでやらしてもらわないと困るわけですし、それは当然そういうふうだと思います。

だから、そうした点で、愛西市としてもそのときそのときにちゃんとやっていくことが必要だと思うんですね。その階のときにはよかったから、次の階でもいいかといったら、そんなわけにはいきません。それは当然愛知県の方が測定してもし異常が場合に、それが愛西市側にとってどういうふうに影響があったかということは、同時に知ることが大事だと思います。そういった点で、同じような時期にちゃんとやっていくことが大事だと思うんですけども、どうでしょう。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

おっしゃっていただくとおりかと私も思っておりますが、まだ県の方がいつやるという確定いたしておりませんので、そうした状況をいろいろとお話を聞く中で、当然稲沢市さんともあわせた中で一度その辺、よく調整をさせていただきます。

**○10番（真野和久君）**

ぜひとも十分に対策をとってやっていただけるように、よろしく願いをいたします。

また、解体工事、アスベストについても単に測定をすればいいだけじゃないんですけども、もし異常なんかがあった場合、問題があった場合、当然県からも報告があると思いますが、そうしたものについての市としての発表はどういうふうにやられますか。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

事故が起こってはいけないと思いますが、何らかの事故といいますか、程度にもよると思いますが、その状況状況で判断をさせていただきたいと思います。

○10番（真野和久君）

しっかりとしたものは問い合わせや何かにも対応できるように、また発表できるように、ぜひともお願いします。

それと解体工事のときの問題ですけれども、当然苦情があれば市の方へ市民の方が直接相談すればちゃんと対応してもらえるとということでよろしいでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

もちろん私どもの愛西市役所の方へいろんなお話を承れば、私の方からきちっと稲沢市なり県の方へはお伝えはさせていただきます。

○10番（真野和久君）

しっかりとした対応をよろしくお願いします。

三つ目の行政改革の問題についてに行きたいと思います。

まず3点目の投票所から行きたいと思います。

期日前投票は、当然これは投票日当日に用事や何かがあってできない場合に期日前にやっていただいているということだけではなくて、さまざまな都合もありますので、いろんなときにやっていく人はありますよ、仕事の都合だけじゃなくて。やはりそういった場合に、市民が投票したいと思ったときにできないというのは大きな問題ですし、当日予定があるにもかかわらず本庁の方へなかなか来づらいうのは、それこそ選挙権を保障できないということになってしまいます。そういう視点は大事だと思うんですね。

市民の皆さんの選挙権を保障するということが一番の大前提でありまして、そうした点で具体的に住民の方々が来れるかどうかというのはきちんと検討してもらうことが本当に必要だと思います。

その点で、特に期日前投票の本庁一本化というのは、現実の問題として、普通に考えても、私たちの周りの特に高齢者の方なんかで言えば、車が運転できないという方にとってみれば、ここまで来るのが非常に大きな問題なんです。そこは現実にはちゃんと認識をしてもらわないといけないと思うんですが、その点ではどうでしょう。

○総務部長（中野正三君）

御指摘、確かにいろんなケースはあると思います。ただ、御批判もあるということも今私が申し上げたとおりでございます。

その中で、私どもは100%有権者の方たち、市民の方々に御理解がいただけるような施策というのは、なかなか難しいものがあるかと思いますが、しかし、貴重な一票という考え方もありましょうし、貴重なお金を使つての御批判も甘んじて受ける場合もあると思います。その中で、選挙管理委員会の委員の4人の方が、そのような県下の市町の状況も踏まえて、今回、このような形に御決断なされたということで御理解を願いたいと思っております。

○10番（真野和久君）

この選管からの資料によると、期日前投票者の人数が書いてあります。例えば市長選挙のときは本庁で1,304人、立田で226人、八開が178人、佐織が1,055人、市議選でも、本庁で1,765人、立田で403人、八開で340人、佐織で1,211人。先ほどの参議院選挙では、本庁は2,650人、立田が528人、八開が385人、佐織が1,811人ですから、結構の方が期日前投票をやっているんですよ。だから、そこはしっかりと受けとめてもらわないと、費用の問題、費用の問題というけど、選挙にとって一番大事なことは、選挙権をきちっと保障するということが大前提ですし、そこは特別に考えなきゃいけない部分でもあると思うんですね。そこはある程度は考慮して考えなきゃならない問題であって、そこを一本化してしまうというのは余りにも強引だと思わんですが、そういう点では本当にだれも来ない日があった。確かに立田や八開庁舎ではあったかもしれない。だけど、現実にこれだけの数の人たちがやっているわけですから、そこはしっかりと見てもらわなきゃいけないし、先ほど来年度の総代会のところで意見を聞くと言っていますが、現実に総代の方だけではなくて、総代の問題とも直結するんですけど、何でもかんでも総代の方の意見を聞けばそれが地元の意見だというふうに思わないでくださいよ。そこはやはりそれぞれの方の考え方もありますし、もっと細かく地域の人たちの意見をしっかりと聞くべきですよ。そういう点では、この問題についてももっといろんな人の意見を聞いて、そして決定をしていただきたいと思えますけれども、その点ではどういうふうにお考えでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

今私は、総代会において御説明をするという言い方をしまして、御意見を伺う云々という話ではございませんので、御説明を申し上げます。ただ、今の総代様方においては、もう年度間近でございますので、そういうお話をしても続きにはいきませんので、新たな総代さん方に御説明を申し上げますと、委員長も出向いて御説明をしたいという言い方をしておりますので、そういう形を御答弁させていただいたと思っております。

基本的に、期日前投票というのは1カ所でございます。ただ、愛西市の場合、4カ所でやってまいりまして、本来、その期日前投票所に行けば、この愛西市民の方はその場所で、どこから来てもできるはずなんです。しかし、現時点では距離の問題は確かに御指摘なさいますけど、例えば都合で他地区の方がここへ見えたとしても、例えば佐屋の方が佐織に行かれたとしても、期日前投票はできません、今の状況では。本来は、1カ所で管理すべきものなんです、期日前投票というのは。そういう重要な問題ということを私どもは踏まえて、選挙管理委員さんもその辺の状況も踏まえて結論といいますか、今回のお願いをされたということで考えております。

#### ○10番（真野和久君）

基本的に、先ほどから言いますように、選挙権をどういう形で保障するかということだと思います。だったら、一本化するなら一本化するで、きちっと投票ができるような保障をとるべきですし、そうした具体的なものもない中で一本化してしまうのは余りにも性急だと思います。ぜひとも再検討を求めたいと思います。

それと、時間もありませんが、二つ目の総代制について幾つか聞きたいと思います。

今総代さんの報酬というのはありませんよね。行政事務委託料という形で1世帯当たり2,100円という形で、その地域の口座をつくっていただいて、そこへ振り込んでいる状況だと思います。当然それは委託料であって、さまざまな業務を行うについての必要経費という考え方だと思うんですが、その中で全く受け取っていない総代さんも見えるし、ある程度の分を総代さんの費用としてもらっている方も見えます。特に総代さんが費用としてもらっているというのは、本当の必要経費なのか、あるいはある意味手当という形になってしまっているのかというところは、この委託料という形では非常に不明朗だと思うんですけれども、愛西市では今行革の話もありますが、こうしたものは明確にしていくことが大事だと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

#### ○総務部長（中野正三君）

報酬のあり方といいますのは、合併前のところで確かに報酬という考え方でお支払いなさっていたところもあります。ただ、報酬の議論というのは、旧町村のときでもいろいろな議論がございました。といいますのは、同じ報酬をいただいても、源泉が本来は必要でございます。それによって税が出る方、出ない方という形もあります。そういういろんな議論もこの合併前の行政の運営の中であったことも事実です。今回、その事務委託料2,100円としましたのは18年度からでございます。これは17年度の調整の中で、公平・平等ということであれば、段階的なものではなくて、それぞれの事務委託料が1世帯幾らだということが総代・駐在員さんの中で合意がなされました。基本的に、これは事務委託料でございますので、お手間代でございます。その地域のお手間代ということです。その中で、報酬云々ということであれば、それはそれぞれの地域の中でお取り決めにいただく、先ほどお受け取りになっているところがあるというような御発言でございますが、それはそれぞれの取り決めの中で、この2,100円をどう配分するかというのは、その構成する方々の中でお取り決めにいただくべきものだというふうに考えております。

#### ○10番（真野和久君）

最後にしますけれども、今の考え方というのは極めて問題だと思うんですよ。基本的にその地域の中で取り決めて、お手間代を払うということになれば、それはその総代に対する報酬じゃないですか。当然それは税務上の問題がかかってこないんでしょうか。そうした点は、やはり金額的にもそれぞれで決めてもらうというのは、税金を利用してもらうという点では極めて大きい問題だと思うんですね。そこはしっかりとすべきだと思います。そういった点は問題ないんでしょうか。また、その点について変えていく考え方はないんでしょうか。その点について市長、どうでしょうか。

#### ○市長（八木忠男君）

今部長が申しあげましたように、この総代制は大変総代連絡会の中でも議論もしておっていただくわけでありまして、部長が申しあげました内容のもとで、現在はお願いをしているわけでありまして、今まだ地区によっては一本化できていない行政区もあるわけでありまして、その

行政区の総代さんにもぜひ一本にというお願いを繰り返し進めてきているわけであります。全体がそうした一本化の形になった折に、また再度、総代さんへの手当といいますが、報酬については議論をしないと、お願いをしたいということで、今連絡会の総代の皆さんにもお願いをしているところでございます。

○10番（真野和久君）

以上で終わります。

○議長（佐藤 勇君）

これにて10番議員の質問を終わります。

ここで10分間の休憩をとります。再開は25分からお願いをいたします。

午後5時15分 休憩

午後5時25分 再開

○議長（佐藤 勇君）

会議を再開させていただきます。

次に、通告順位17番の5番・吉川三津子議員の質問を許します。

○5番（吉川三津子君）

環境、子供重視の立場で、そして生活者の視点で質問させていただきます。

最初に、大きな題目であります斎場計画と行財政改革についての中で、だれもが納得のいく進め方というテーマで質問させていただきます。

まず西保町の斎場候補地の内側に敷地をぐるりと囲む形で整備されようとしている道路についてであります。

9月議会では、斎場絡みの道路であると説明がされたり、生活に密着する道路であると同時に、斎場という公共施設という関係もある道路であると説明されたり、交通事故があったからとか、斎場ができてから道路整備をするのは大変だから、今必要とか、斎場ができると日常生活に支障を来すとか、どこもの斎場が2万平米以上の敷地がある。土地にめどがついたから早く事を進めたいので、まず道路整備をするとか、またなぜ道路整備が今必要なのかが一貫して説明されることはありませんでした。また、中日新聞でも報道されましたが、ここは農業振興地域ですので、斎場の敷地面積が2万平米を超えると農振除外の手続が複雑になります。その複雑な手続を避けるため、2万平米以下の斎場計画にするための道路づくりであることはだれもが想像できるような現場の状況です。

きょうも市長から市内の産廃の問題に心を痛めているとのお話がありました。産廃問題では、農地法違反など法の網の目をくぐるような形で各地で問題が起きていますので、行政みずから法の網をくぐるようなことがあってはならないと私は考えております。

そしてまた、9月議会で都市計画手続のスケジュールについても説明があり、文教福祉委員会と経済建設委員会でまちまちな資料が示され、議会最終日の後の全員協議会の場では、当局が文教福祉委員会での発言を撤回するとおっしゃる場面もありました。しかし、議会は終了しており、発言撤回はできません。そして、文教福祉委員会では、斎場建設に係る環境影響調査

に対して賛否同数であり、最終的に委員長の判断で可決されました。また、経済建設委員会では、斎場絡みの道路計画に対して、議案に賛成はするが、斎場計画の進め方がおかしいので正すようにと複数の議員が意見つきの賛成をいたしました。結果として、本会議で斎場絡みの議案は6人の反対で可決されたものの、さまざまな問題が露見した議会でした。

以上のように、計画そのものの策定の仕方、必要性の評価に問題があったと強く感じております。そこでお伺いいたしますが、9月議会後の道路計画の進捗状況と今後の予定についてお伺いいたします。

次に、大きな質問の二つ目、旧トーヨーボールの安全な解体工事をということで質問させていただきます。

アスベスト除去工事は、許可制ではなく届け出制であり、届け出の内容が現場に即していなくても受理されてしまいます。また、11月25日の読売新聞をごらんになった方もあるかもしれませんが、2面にわたりアスベスト除去工事の無届け工事、違法工事など、悪質な違反が多いということが独自調査の結果として掲載され、今の法制度の限界であること、そして現行の監視体制では大量飛散が起りかねない実態の指摘もされていました。また、こうした違法行為を見つけたのは行政の立入検査ではなく、地域住民が見つけたケースが多いとも書かれていました。このトーヨーボールの問題に取り組んでいる一人として、本当に的を射た記事であるということを思いました。

私は、時々トーヨーボールの工事現場に足を運んでおりますが、この記事を読んだ直後の12月4日、防音シートが風で垂れ下がっているを見つけました。近くに行ってみると、この防音シートだけではなく、アスベスト飛散を防ぐための養生シートまでが大きく裂けてやぶれているを見つけました。そして、その2日後の6日も養生シートがはがれているを見つけました。私は、アスベスト除去工事が始まっていなくてよかったというよりも、工事中にシートがはがれたり破れたりする可能性が高いのではないかと大変不安に思いました。そうなれば、大変大きな事故となります。冬場、愛西市の最大風速は10メートルから12メートルほどになります。しかし、12月4日の最大風速は6メートルでした。強風はまだこれからです。

こういったことがあり、先日、地元の方と一緒に一宮の労基署、県の大気環境課、尾張事務所に出向き、担当者と話をしてきました。いろいろな指摘もさせていただきましたが、どの部署が監視をしていくのか、責任の所在が明確になっていないなど不安材料もたくさん感じました。例えば施設内の床にちらばったアスベスト廃棄物をどこが責任を持って監視していくのかと聞いたとき、県側はおまえのところだろう、おまえのところだろうということで、私たちの前でたらい回しにするというようなこともありました。

こういったことから、私は愛西市として県の機関、一宮労基署などと十分な連携をとっていただくと同時に、市独自の監視体制が必要であることを感じました。そこでお伺いしたいのですが、愛西市としてどのような監視体制を考えているのか。この目に見えないアスベスト除去工事をどのような体制で監視していくのか。先ほど1日に1度、現場の方をパトロールすると

いう回答をいただきましたが、そのほかにどのような関与の仕方をされていくのか、お伺いしたいと思います。

あとは自席にて質問させていただきます。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

進捗状況についてお聞きでございますが、まずこの用地測量業務につきましては、平成19年10月2日に依頼を申し上げまして、工期を平成19年11月30日といたしておりました。地権関係者につきましては、平成19年10月25日、境界ぐい等の確認をいただきまして、用地の測量業務については完了をいたしております。道路詳細設計の関係につきましては、道路改良調査設計業務その4という名称をつけまして、これにつきましては平成19年10月25日に契約をいたしました。現在、道路の測量設計の作業に入っているところでございます。

それで、道路用地の関係につきましては、関係者20筆18人ございますけれども、このうち18筆16人の方については御調印をお願いいたしたところでございます。以上です。

#### ○市民生活・保健部長（八木富夫君）

それでは、私の方からトーヨーボールの監視体制について御答弁させていただきますが、先ほど真野議員さんにも御答弁させていただいておりますので、少し簡単になるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。

議員おっしゃっていただいておりますのは、市としての監視体制をどのようにしていくかということで御答弁させていただきます。

当然、先ほど県の方がそれぞれ監視指導を行っていくということになっておりますので、その監視結果を私どもの方も報告をいただきます。そうした報告に基づいて、必要があるところを監視をさせていただくことになるのではないかと考えておりますのがまず第1点。

次に、私どもができますのは、外部からの、先ほど議員御指摘のようなシートのはがれですとか、目に見える部分について気がつけば早急にその部分について関係機関に御連絡をさせていただいて、対策をとっていただくという考え方でおります。以上でございます。

#### ○5番（吉川三津子君）

測量の方なんですけれども、先にお伺いしたら、公共嘱託の方に測量を委託したというお話ですが、何度も聞いて申しわけないんですけど、なかなか測量のことは無知で申しわけないんですが、公共嘱託というのはどういった機関なのか、少し御説明いただけますでしょうか。

#### ○経済建設部長（篠田義房君）

これは愛知県の公共嘱託土地家屋調査士協会ということで、公共事業の分筆は幾ら幾らとか、いろんな嘱託登記に関するものが定めてございまして、公共事業等の事務を依頼した場合、やっていただく団体であります。

#### ○5番（吉川三津子君）

この間、12月3日に建設の方、立田庁舎の方にお伺いしたんですが、先ほど25日までの測量が終わったというお話があったんですけども、幅ぐいの委託をこれからするんだというお話をいただいたと思うんですが、これはいつ、どういった形で委託をされるのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

すみません、ちょっと聞き取れなかったんですが、25日に何をということ。

○5番（吉川三津子君）

25日じゃなくて、12月3日にお伺いしたときに、これから幅ぐいを入れるんだというお話をお聞きしたんですけれども、これは委託をするというお話を聞きましたが、いつ、どういった形で委託をされるのでしょうか。

○用地課長（加藤清和君）

今議員さんの御質問でございまして、幅ぐいにつきましては、今入っていないところが一部ございますので、耕作等の関係で入れられるような状況になれば分筆のための幅ぐいを設置させていただくという御説明をさせていただきました。

○5番（吉川三津子君）

これから委託をされるということですが、入札とか何かでされるんですか。

○用地課長（加藤清和君）

既に用地の測量の中に入っております。その問題につきましては、部長が説明させていただいたように、公嘱の方へ委託ということで、分筆と所有権移転については別事業というような形をお願いをするという内容でございます。

○5番（吉川三津子君）

それでは、売買契約をされるということでしたけれども、それはもう終わっているんですね。

○経済建設部長（篠田義房君）

1回目の御答弁で申し上げましたけれども、18筆16人の方については御調印をいただいております。

○5番（吉川三津子君）

これいつ書いていただいたのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

16筆14人の方については、契約日を12月5日、あと2筆お2人の方につきましては12月10日付ということです。よろしく申し上げます。

○5番（吉川三津子君）

これは契約の日付と、実際に書面でいただいたのは同じ日でしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

事前に契約書等の中身を十分御理解を地権者の方にいただくために、前もって契約書等を見ていただいて、12月の5日なら5日にさせていただくということで調印をいただきました。

○5番（吉川三津子君）

12月5日より前ということ、実際はいつにされたのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

12月1日というふうに記憶をいたしております。ただし、12月5日の方についてはね。

○5番（吉川三津子君）

あと、今公共嘱託の話がされたんですけれども、先ほどお話をされたのが土地家屋調査士の団体なんですよね。私、あまり詳しくなくて申しわけないんですけれども、土地家屋調査士というのは、登記に関する手続をするところだと思うんですね。こういった売買契約に絡んだ測量なり立ち会いとかする場合というのは、測量士という知識を持ち合わせておるんですけれども、その辺はいかがなものでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

分筆等の測量業務については土地家屋調査士ということでやっていただけることが可能でございます。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、今まで愛西市は公共嘱託にはどういった仕事の内容を委託していて、今回はいつもと違うのかどうか、その辺教えていただけますでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

こういう説明するとかえってわかりにくいかもわかりませんが、例えば一般の登記手続等を、例えば1筆バッチ、道路の三角のバッチなんかが、なかなか地主さんとの交渉の中で難しくくて、たまたま代替わりをして分けていただけるようになったとか、そういった1筆なんかが出てきた場合は、単価契約等をいたしておりますので、その公共事業の一環ということで、先ほど言いました愛知県公共嘱託土地家屋調査士協会へ依頼をして、登記等の手続をとる。それと同じという解釈をとっていただけて考えていただければ結構かと思えます。

○5番（吉川三津子君）

そうすると、いつも愛西市ですと測量士をお願いして、その後、売買契約が調うと、登記に絡むお仕事として家屋調査士をお願いするのを、今回は一括で公共嘱託をお願いしたという解釈でしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

分けて考えていただくとややこしくなると思うんで、公共事業一般のものを取り扱っていただくというふうにお考えいただければよろしいかと思えます。

○5番（吉川三津子君）

このようなやり方というのは、愛西市においてはいつもやられている方法なのか、今回だけなのか。もしかしてこういったやり方をされているならば、お聞かせいただきたいと思えます。

○用地課長（加藤清和君）

今議員さんの御質問でございますが、市としましては、限られたエリアについては用地測量をするということで、表示登記の関係が土地家屋調査士です。所有権の関係が司法書士です。そういう絡みの中から、限られた区域については部長が説明をしましたように、測量の範囲がわかっているものについては土地家屋調査士に、測量資格を持った方をお願いをしておるということです。その測量で分筆後に所有権移転をする場合については、司法書士の方へお願いす

るという流れでございます。

**○5番（吉川三津子君）**

私も県の方とかいろいろ調べさせていただいたんですけど、こういった一括して発注することはないというふうに言われたんです。結局は、家屋調査士というのは、先ほどあったように、道路の角の少しのところを測量するようなことはするけれども、一般的に行政がそういった公共嘱託に一括して依頼することはないというお話でしたんですけども、それは愛西市としてそれができる何か条件があるんでしょうか。この地域にそんな方がいらっしゃるのか。なかなかそういうところってないと思うんですね、両方大きな測量もできて、登記の仕事もできるというところはないというふうにお聞きしているんですけども、条件的に何かいい条件があるんでしょうか。

**○用地課長（加藤清和君）**

今の御質問でございますが、一般的に土地家屋調査士が表示登記で分筆までの準備は、大体どこの地区でもできます。所有権移転につきましては、また同じ公共嘱託登記の中で司法書士協会がございますので、一括して分筆と所有権移転を委託させていただいているという状況でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

大変無知で申しわけないんですけど、多分愛西市もお持ちだと思んですが、愛知県の用地補償という、これをいただいてきて、そのときに補償をどうするかということでお伺いをしてきたんですね。用地の買収の流れと、今回愛西市がやっているのとちょっと違うものですから、なぜ違うのかということをお教えいただけますでしょうか。

**○用地課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問でございますが、吉川議員が言われますように、愛知県の方からも私の方へ電話がありました。愛知県といたしましては、質問に対しては通常の御説明をさせていただいたと。この通常というのが、愛知県の測量の範囲につきましては県道計画等の長い路線、不特定で広い範囲ということで、測量は測量でコンサルへ発注すると。規模の大きいという中で、一般的なマニュアルに書いてあるような発注の仕方だという内容でございます。今回の市の発注にいたしましては、区域が限られておるという中で、測量の範囲も、それで土地家屋調査士にお願いできるという判断で依頼をいたしました。

**○5番（吉川三津子君）**

私、多分海部事務所だけではなくて、本庁にもお聞きしたものですから、ちょっと違うなというふうに思うんですね。本庁の方でも、そういった家屋調査士に依頼することなく、本当に小さな面積とか、それから土地の所有者が1人1世帯ぐらいのところについては家屋調査士がするけれども、複数の土地を入手する場合はありませんというお話でしたので、とても不思議なことだなということを思っています。

それから、くいをこれから入れるんだというお話しなんですけれども、今くいって打っていないんですかね。

**○用地課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問でございますが、10月25日に地権者の方々に境界の確認をいただきました。それについて、まだ分筆等が残っておりますので、基本的には仮のくいだとか、目安になるくいだとか、こういう形の中で現場はできております。分筆が終われば正式なコンクリートぐいだとかプラスチックぐいというような形になるという状況でございます。

**○5番（吉川三津子君）**

今、何か黄色いくいが急に出てきまして、どうなっているのかと思っておりますが、それは後で御説明いただきたいんですけども、この間のお話の中で、公共嘱託に委託して5割8分ぐらい安くなったという御説明をいただいたんですけども、そうすると予算を組むときに、ほかの方法でやるおつもりだったので、これだけ浮いたのかなと思うんですけども、当初の計画、予算を組まれるときはどういった形でやられるおつもりだったのか。結局4月にもう既に公共嘱託とは単価の契約が結ばれておりますので、限りなく予算とイコールの補正予算が出てきてもいいと思うんですけども、公共嘱託に委託したから5割8分ぐらい安くなったという御説明があったので、当初はどんな形でやられるおつもりだったのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

**○用地課長（加藤清和君）**

ただいまの御質問でございますが、設計書の内容の組み方の中で算定をしました。それと比較しまして、公共嘱託の単価と面積等も確認をした中で比較しましたところ、今言われるように、かなり安価というようなことで、公共嘱託へ4月2日に委託契約がしてございますので、それを利用するべきものだという判断の中で、その方法をとらせていただきました。

**○5番（吉川三津子君）**

公共嘱託という大変小さな事務所でお1人でやっておられて、事務員が1人ぐらいしかいないようなところが大変多いんですけども、こちらの方でこれだけの、私にとっては広い道路を一本にすると相当長い距離なので、相当の機械とかをお持ちでないといけないのかなと思うんですが、この辺にこういう方がいらっしゃるから公共嘱託にお願いできるのか、その辺はいかがでしょう。ずうっと調べてみたんですけど、なかなかいらっしゃらないんですけど。

**○用地課長（加藤清和君）**

今の御質問でございますが、この愛西市内、もしくは津島市内という中で、それなりの人員を持ってみえる、道具もそれなりの道具も利用してみえる業者はたくさん見えます。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ、先ほど5割8分ぐらい安くなったということで、最初から公共嘱託にお願いになられれば、これだけの差額というのは出てこなかったのかなと思います。

あと分筆することによって、地権者の負担というのはどれぐらいふえたのか。それから税の優遇措置というのがあると思うんですけども、そちらへの影響というのはどうなんでしょうか。土地を金額は高く行政が買い上げると税の優遇措置がありますが、そちらの方への影響というのは何か出ますでしょうか、地権者の方に。

○用地課長（加藤清和君）

公共事業への協力ということで5,000万円の特別控除がございますので、譲渡税については発生しません。

それと分筆等についても愛西市の方で行いますので、本人さんの負担はございません。

○5番（吉川三津子君）

農業振興地域の2万平米を超すと除外の手続が大変、全市の見直しをしなければいけないということなんですけれども、この斎場以外に敷地を2万平米以上所有して、今流通センターもあると思いますが、そういった事例をちょっと挙げていただけますでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっと議員に再度確認をさせていただくんですが、一般の開発関係でのお話ですか。

○5番（吉川三津子君）

一般の開発とは何でしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

例えば物流センターをつくりたいとか、大型店舗をつくりたいとかいう事業の話なんですけど、それでいいですか。

○5番（吉川三津子君）

はい。

○経済建設部長（篠田義房君）

ちょっと合併前のことはよくわかりませんが、合併してからですと、ちょっと月数は忘れましたけれども、日本通運さんが155号線の東側で開発をやられたときにそれに該当、面積的には2万平米を超えた開発ではなかったかなと思っております。

○5番（吉川三津子君）

これは日通だけということで、今斎場の北側に開発されるアオキスーパーですか、あちらの流通センターについてはいかがでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

先ほどちょっと誤解があるといけません、日本通運さんの開発の申請面積が2万平米を超えたということですので、誤解のないようにお願いします。

それから、先ほど議員が御質問された箇所については、ちょっと細かい数字は今記憶にございませんが、1万9,000平米ほどじゃなかったかなというふうに思っております。

○5番（吉川三津子君）

また2万を切るちょっと複雑な数字が出てまいりましたけれども、これらこういった形で日通が2万平米以上なのに農振の手続が2万以下になっているのか。それはこういった形でされたのでしょうか。

○経済建設部長（篠田義房君）

開発面積が2万平米以上ございましたが、その中に白地になった部分が、ちょっと細かい数字は記憶にございませんが、3,000平米ほどあったと思います。

○5番（吉川三津子君）

あと公共嘱託の関係で、情報公開の方なんですけれども、先日もお話しいたしましたが、企画課の方に公共嘱託の契約に関して資料が公開されておられません。それはどんな工事で、どこがやったかというのは公開すべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○企画部長（石原 光君）

今、議員の方から企画課というお話がありましたけれども、財政課の方の公開の関係の話ですか、どういう意味ですか。

○5番（吉川三津子君）

公共嘱託の発注がされるんですけれども、その発注の契約のものが、それは随意契約に当たると思うんですね。それが企画部の方の随意契約のところ公開資料として提示がされておられませんので、ちょこちょこないものがあるんですね、調べていくと。その辺のところについてはどんな考え方をお持ちでしょうか。金額的なものなので、ぜひそれは公開をしていただきたいと思いますが。

○企画部長（石原 光君）

おっしゃっている意味はわかりました。

今、当然入札とか、これは委託業務を含めまして、当然執行が終わりますと財政課の方で、執行後の閲覧という形をとっておりますけれども、当然その中には工事もありますし、委託業務も中に入っております。申しわけございませんが、委託業務の関係で、これは物品も含めてなんですけれども、たしか金額的なものが、例えば何百万円以上のものについては閲覧に供しますという部分があったと思います。ちょっとその数字が持ち合わせておられませんのでわかりませんが、そういった一つの整理の中でたまたま公嘱の関係については閲覧に供していないという形になっておるのではないかというふうに思っております。

○5番（吉川三津子君）

金額としては420万なので、ぜひそういったものについては公開をお願いしたいと思いません。

それからあと、なかなか公共嘱託で家屋調査士に依頼するということについては納得ができないので、また勉強させていただきますが、測量士と家屋調査士は別のもので、そして大きな測量は測量士がする。家屋調査士は登記にかかわった軽微な測量しかしないということが原則であるということ、私は県の方にも聞いておりますし、この家屋調査士の方にも聞いたし、測量士の方にもお聞きしたんですね。でも、やはり愛西市は違った使い方をされているんじゃないかなというふうに、今私は感じております。これについては、また勉強して、建設部の方ともいろいろお話をさせていただきたいと思えます。

それから売買契約の件ですが、これ12月1日に契約をされたならば、きちんとその日でやっけないといけないと思えますが、その辺についてどうして日にちがずれるのか、それをお聞きしたいと思います。きちっと行政がやった日にちを入れていかなければ、何かあったときに無効になったりとか、いろいろ問題が起きる可能性もありますが、その点について、いつも

こんな日にちなしとか、後で違った日にちを入れるということがされているのでしょうか。

**○経済建設部長（篠田義房君）**

先ほど御答弁をさせていただきましたように、地権者の方にも十分納得をしていただかなければなりませんので、その契約の条文の内容と種々御質問等もお受けして、その上で納得ずくで調印いただいたものを私どもの手元へいただくということです。誤解のないようお願いをいたします。

**○企画部長（石原 光君）**

先ほどの閲覧の関係なんですけれども、基本的には私が申し上げたとおりです。ただ、今の公嘱の閲覧の関係につきましては、公嘱協会の単価、1筆幾ら、あるいは所有権移転をすると幾らというのが既に公表されておりますので、ですからあえて閲覧の形はとっていないということで御理解がいただきたいと思います。

**○5番（吉川三津子君）**

単価とかではなくて、それを委託したときに初めて契約というか、お金のやりとりが発生するんですか。一括で発生するんですか。

**○用地課長（加藤清和君）**

先ほども御説明させていただいたように、4月2日に項目別に単価契約がしてございますので、それで処理をさせていただいたというのと、先ほどの説明をちょっと補足させていただきますと、土地家屋調査士は測量士の資格があるという中で測量がされています。それと、県の回答をした状況でございますが、県は長い路線を測量するという中で、コンサルへ発注ということで、順番に買収をしていきますので、これが20年、30年かかる事業もございまして、その都度公嘱へ分筆だとか所有権移転をばらばらで委託をするということがあるため、公嘱へは小さなものを委託するという形になっておるといふように御理解ください。

**○5番（吉川三津子君）**

無知で大変申しわけないですけれども、いろいろ教えていただきましてありがとうございます。

それから斎場の関係で、維持管理費と管理体制についてお伺いしたいと思います。大体斎場の土地、それから上物についてどれぐらいの総事業費の腹づもりをしていらっしゃるのか、それをお伺いしたいと思います。

**○市民生活・保健部長（八木富夫君）**

さきに企画部長の方から大型プロジェクトの事業の中でのお話にもございましたように、斎場建設につきましては現在私どもの方は20億から25億とお話があった中で、現在計画を考えております。

そして、維持管理費等につきましては、現在も基本計画を策定中でございますので、そちらの方がきちっと、今お示しさせていただいておりますのは、建物の床面積等が約3,000平米ぐらいというふうに出てきておりますので、そうした中で維持管理費等を今後見積もっていくわけでございますが、まだ現段階では金額を出しておりませんので申しわけありません。

○5番（吉川三津子君）

維持管理費がまだできていないということなんですけれども、大体これぐらい以内におさめねばというのがないと、今行革をしている段階で、これぐらいに抑えないとほかの福祉をカットしなければいけないとか、そんな事態が出てくると思うんですけれども、全く白紙の状況なのでしょうか。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

まず維持管理費につきましては、どのような形で今後維持管理をしていくかということが大前提になろうかと思しますので、議員の皆様方にも、関市等にも御視察をいただきました。そうした折に、関市の方は約6,000万円ほどという維持費を私もお聞きをいたしました。それで、今回私どもの方もこの計画をさせていただいております中では、コンサルの方からは炉の規模等々で約5,000万前後ではないかというふうには、今の段階ではお聞きしておりますが、細かい数字まではまだ出しておりません。

○5番（吉川三津子君）

あと管理体制についてですけれども、直営は無理だろうというお話をされておりましたが、指定管理者制度とか、そういったものの研究をされているのか。私は、この斎場というのはとても利権が絡んでいて、葬式屋さんを紹介せよとか、まんじゅう屋さんを紹介せよとか、花屋さんを紹介しろということで、大変いろんな問題が起きてくるという点もあって、私はセレモニーホールをつくることにあまり賛成ではなく反対なんですけれども、そういった指定管理者制度の研究については、進めていらっしゃるかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○市民生活・保健部長（八木富夫君）

現段階で運営管理を指定管理者へという考え方までは、今の段階では持っておりませんが、そうした考え方も持つべきではないかというふうには思っております。

○5番（吉川三津子君）

まだこの間、八事斎苑でそういったお金が渡ったりとかいろいろあったりばかりなんですけど、いろいろな問題がありますので、ぜひ慎重にこの管理体制、運営体制については研究をしていっていただきたいと思います。

それから次に、行革の関係で、昨日、市長の方から新庁舎を含めて考えていくというお話がありましたけど、ちょっと確認をしたいんですけれども、いろいろ考えていらっしゃると思うんですけれども、ゼロからきちっと考えていってくださるのか。私、今回斎場の問題でも、セレモニーホールありきで、なぜセレモニーホールが必要なのか。愛西市の今のホールの数とか、そういったことの積み上げとか議論というのがないまま、このセレモニーホールをつくるという方向に行ってしまうわけなんです。庁舎についても、そういったゼロからの積み上げで、こんな方法があるといったいろんな方法についての議論をされていかれるのか、スタートラインはどこからやられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○市長（八木忠男君）

吉川議員の質問にお答えをします。

きのうの答弁の中でもお話ししました清須市さんの進め方、あるいは一宮さんの今後の進め方もあるようであります。また、岐阜の方でもそうした先進地もあるようでありますし、一応ゼロからのスタートと判断はしておりますが、もう今まで、間もなく3年経過するわけです。住民の皆さんにも、どんな状況か、議会の皆さんもどんな状況がこの3年間に発生したかということも、まずまずわかっていただけたんじゃないかということでもありますので、基本的にはゼロからのスタートと考えております。

#### ○5番（吉川三津子君）

岩倉の方へ議長が視察に行かれたという話を聞いていますが、人口が4万6,000ぐらいで、費用が39億かかっていると思います。集中改革プランをつくられるときに、三つの中から公債比率とか目標値を市長は真ん中の選ばれたと思うんですが、私も一度傍聴に伺ったことがありますけれども、それを選ぶときに、委員の皆さんから真ん中の選んでも、それでは甘いという御意見があったと思います。しかし、50億円の勝幡の開発、それから斎場、それから児童館、そういった事業があるから、仕方がないから真ん中のにという話で、皆さんの御理解を得た経緯があるということもお聞きしているんですけども、今度庁舎をつくるとなると、39億で、もしかしてこれを壊すとなると、解体費用でまた億というお金がかかるわけなんですけど、この集中改革プランの数値を守るのは当然のことで、以前に市長ともお約束をいただいているんですけども、数値を守るだけではなくて、数値を守っても福祉の方からカットして守るようなことがあってはならないと思うんです。やはり集中改革プランの数値を守って、なおかつ福祉の低下を招かないようなシミュレーションをした上で、やっていかなければいけないと思いますが、そういった財源についてシミュレーションをしていただかなければいけないと思いますが、そういうお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

#### ○市長（八木忠男君）

おっしゃっていただいたように、総合的に判断していかななくてはいけないと思っております。

ちょっとセレモニーの話になりますけれども、セレモニーも先ほどおっしゃっていただいたような関市の例がありまして、すべて花とかそうしたことは施主さんの御判断ということなど、あるいは吉川議員さんはまだ喪主の経験はありませんね。ですから、そうした経験のある方であるならば、そうしたセレモニーの状況が市として本当に低価でといいますか、そんなことで御利用いただければ幸いかなという判断もあるわけでありますので、つけ加えさせていただきました。

#### ○5番（吉川三津子君）

ぜひ集中改革プランの数値を守って、福祉の低下しないようなやり方で、新庁舎を建てる建てないの議論、その前からやっていただきたいと思います。

私も、今の状況がよくないというのは十分承知をしておりますので、少ない経費でよりよい状況になるような選択をしていただきたいというふうに思っております。

それからあと、私はこの庁舎もしくはここに一括していろんな業務を集めるに当たって、や

はりここに経費がかかってくるわけなんですね。斎場計画とか児童館とか、そういった計画がされているときに、この新庁舎のお話はなかったわけです。もしかしてそのときに一緒にお話があったならば、児童館にしたって、学校の中でやって、少しでも経費を削減する努力はされたらろうし、今の斎場にしても、新しい支出が出てくるとなればもう少し考えた斎場計画になったのではないかというふうに思って、私はとても残念に思っております。今からでも遅くはないので、斎場についてもできるだけコストがかからないような形にさせていただくようお願いいたします。

それから、私も斎場は死んでいかれる方よりも、これから社会を担っていただく方たちのために税金は使ってほしい、亡くなっていかれる方をとうとぶということはもちろん必要なことですけれども、これからお金をかけるところはどこかということも十分考えていただきたいというふうに思っております。

それからあと、トーヨーボールの件に移りたいと思います。

先日もシートが破れた件は担当課の方に連絡をいたしました。多分普通のアスベスト除去用のシートよりも薄いと思います、素材として。その辺について、県の方にお話をいただけたのか、できればシートがえ等もせねばならない状況ではないかなと考えておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）

先日お伺いいたしましたシートにつきましては、確かに議員言われるように破れておりました。これについては、三角窓のところということで、ここについてはアスベストが入っていないというような判断のもとに、薄いシートで確かに覆っておりました。それを今回、そういう御指摘いただきましたので、厚いシートに取りかえたということはお聞きしておりますので、よろしく申し上げます。

#### ○5番（吉川三津子君）

10月24日に三角のところはアスベストがないからシートを張らないと言っていました。しかし、11月に入ってから、佐織台で再度説明会を開かせていただいたときに、業者の方はやはりあそこにはアスベストがあるので、シートを張ることにしたという説明をしております。なかなか説明が一貫していないのが現状かと思っておりますので、正確に情報をつかんでいただくようお願いいたします。

それから11月22日、先ほど真野議員からもお話がありましたが、所有者に続いて請負業者も脱税で、両方が脱税で起訴されるということが今トーヨーボールの方で起きております。法人として4億4,000万円の所得隠しということで、社長並びに法人が起訴されたわけなんですけれども、これによる工事への影響はないか。それから、あと監視体制として、市民から通報があったら直ちに市の方が現場に出向ける体制をつくって、それを県の方に連絡して、今回のようなアスベストのシートが破れているとなったら、すぐに工事をストップさせないといけないわけなんですけど、そういった体制づくりはまだとてもできているような状況にないと思っておりますが、その辺について、愛西市として働きかけていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

か。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

先ほどの業者の関係でございますが、これにつきましては県の方の説明におきましては、代表の役員がかわっているということで、資格等については問題ない、今までどおり工事が施工できる業者というふうにお聞きしております。

監視体制につきましても、ただいま御指摘がありましたような状況であれば、当然すぐ県の方に連絡をさせていただいて、工事ストップ、このようなことも考えております。

市としての監視体制でございますが、1日1度は回るということで部長からも答弁させていただいておりますので、その辺も踏まえて、頻繁に、近いところでございますので回るように努力をさせていただきます。

**○5番（吉川三津子君）**

稲沢の説明会でも十数人で3ヵ月で工事をしてしまうという、一般の工事から考えるととてもできるような体制ではないんです。そういった面も踏まえて、現場に一番近いのが多分愛西市だと思いますので、十分な監視をお願いしたいということと、それから床にちらばっているアスベスト廃棄物を撤去する前に、県と労基署は中に入る予定になっていると思います。そういった内部の写真等も愛西市として入手して、やはり地元や市民団体の方にきちっと情報を提供するような体制をつくっていただきたいと思いますが、その辺についてはいかがでしょうか。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

言われましたように、県、労基署につきましては中の立ち入りの検査も行うということは聞いております。ただ、それが写真の方が入手できるかどうかわかりませんが、現場の中の状況等を確認させていただきまして、私どもも十分県の方に要請をしていきたいと、このように思っております。

**○5番（吉川三津子君）**

ぜひ積極的に県の方から情報を入手して、地元の方にお伝えいただきたいと思います。大変不安に思っていると思いますので、お願いをいたします。

最後に、地元の方から業者と、いざとなったらすぐとめられるような形の協定書を結びたいということで、業者や県にも働きかけをしたんですけれども、なかなか県も業者も積極的ではございませんで、宙に浮いた方になんですね。どこの行政も、市民と業者とのトラブルを避けるための条例を設けて仲介するような時代になっております。愛西市といたしましても、今後いろいろな事案が出てくると思うんですね、環境問題において。やはりこういった協定書を結ぶような仲介をする考えはあるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

**○市民生活部次長兼環境課長（加藤久夫君）**

この協定書につきまして、前もお話をお聞きしたときに、県の方にもそんなような要請をいたしました。ただこれにつきましては民間の工事会社がやることでございますので、行政がそこまでなかなか踏み込めないというような県の方の回答でございましたので、あまりきつく

は言いませんが、私ども県の方にはそういう協定を結んで進めていただくような要請は行っておりますが、それがなかなかやっただけなよう現状でございます。

○5番（吉川三津子君）

最後にですけれども、斎場の問題とか、庁舎の問題、いろいろの間ずっと見てまいりまして、計画として22年の12月に斎場が完成という予定になっています。とても慌てた計画づくりになっていると思います。多分これは合併特例債を借りるのに、一度に借りるとまた返済が大変ということで、広くならすために早くこれを終えてという面も含まれているのかなというふうに思いますが、住民の方たちの理解を十分得ていただきたい。セレモニーホールについては、市長、昨日でしたかきょうでしたか、皆さんが欲しいと言っているという話もされましたが、これを要らないと言っている人もたくさんいらっしゃるんです。財政厳しい中で、いろいろな負担がふえてきております、市民が。そういった中で、こういったものをつくることに対して大変反対の方もいらっしゃるということを最後に加えさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 勇君）

これにて5番議員の質問を終わります。

これにて一般質問を終えます。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤 勇君）

以上をもちまして、本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は12月21日午前10時より再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後6時26分 散会